

第9期

厚岸町高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

みんな笑顔で健やかに、つながり支え合うまち



令和6年3月
厚岸町

目 次

第1章 総論	1
第1節 厚岸町の概要	3
第2節 計画策定のための背景と趣旨	4
1. 計画策定の趣旨	4
2. 計画の位置付け	5
3. SDG s の達成に向けた取組	6
4. 計画の期間と達成状況の点検及び評価	7
5. 計画の策定体制	8
6. 日常生活圏域の設定について	9
第3節 国の動き・制度改正の主な内容について	10
国の動き・制度改正など	10
第4節 高齢者を取り巻く状況	12
1. 人口・世帯等の状況	12
(1) 人口構造	12
(2) 世帯の状況	16
(3) 被保険者と要介護認定の状況	19
2. 高齢者の将来推計（目標年及び中長期における人口推計）	22
(1) 計画期間における人口推計	22
第5節 計画の基本的な目標と重点方針	27
1. 計画推進のための基本方針	27
(1) 基本的な目標	27
(2) 施策体系について	29
2. 計画推進のための重点方針と施策の展開	30
第2章 各論	33
第1節 重点方針への取組	35
1. 自立支援、介護予防・重度化防止の推進	35
(1) 介護予防・生活支援サービス事業の整備及び充実	35
(2) 介護予防の推進	39
(3) 健康づくり事業の推進	42
2. 地域包括ケアシステムの深化・推進	44
(1) 地域包括支援センターが行う包括的支援事業の推進	44
(2) 地域ケア会議の推進	47
(3) 地域支え合い体制の推進	49
(4) 在宅生活を支える事業の推進	51
(5) 認知症施策の推進	57
(6) 高齢者の権利擁護のための取組	61
(7) 在宅医療と介護の連携	64
3. 介護サービスの基盤整備と質的向上	66
(1) 入所施設の整備と居宅サービスの確保と充実	67
(2) 高齢者が住みやすい居住環境への取組	68
(3) 介護人材の確保・育成の推進、従事者の資質向上	69

(4) 介護保険サービスの質の向上と確保	69
(5) 介護給付等に要する費用の適正化への取組	71
(6) 災害や感染症対策	72
4. 高齢者の積極的な社会参加の推進	73
(1) 生きがいづくりの推進	73
第2節 介護保険の事業費の見込み	75
1. 介護保険の財源	75
(1) 介護給付（予防給付）に要する費用の財源内訳	75
(2) 地域支援事業の財源内訳	76
2. 介護保険サービス量の見込み	79
(1) 居宅サービス量の見込み	79
(2) 地域密着型サービス量の見込み	94
(3) 施設サービス量の見込み	100
(4) 必要利用定員総数	103
(5) 保健福祉事業	103
3. 介護保険サービス事業費の見込み	104
(1) 標準給付費の見込み	104
(2) 地域支援事業費の見込み	107
4. 第1号被保険者の介護保険料	108
(1) 第1号被保険者の保険料算定までの流れ	108
(2) 保険料収納必要額の算定	109
(3) 第9期介護保険料（保険料基準月額）	109
(4) 所得段階別の介護保険料	110
(5) 厚岸町・北海道・全国における保険料基準額（第1号被保険者分）の推移	111
第3節 計画の推進について	112
1. 計画推進への取組及び推進に必要な事項	112
(1) 計画推進に向けた全体の取組	112
(2) 情報周知と住民ニーズの把握	112
(3) 計画の推進管理と点検・評価	112
資 料 編	113

第1章 総論

- 第1節 厚岸町の概要
- 第2節 計画策定のための背景と趣旨
- 第3節 国の動き・制度改正の主な内容について
- 第4節 高齢者を取り巻く状況
- 第5節 計画の基本的な目標と重点方針

第1章 総論

第1節 厚岸町の概要

厚岸町は、北海道の東南部、釧路市より48km東方に位置し、厚岸湾・湖を抱いて太平洋側に面し、東西35.5km、南北45.1km、総面積739.27km²の広さとなっています。穏やかな湖沼、湿原、緑豊かな山野に加えて、先住民族の史跡や文化財などの恵まれた自然を有し、海の幸に恵まれた風光明媚な地として発展してきました。厚岸湖及び厚岸湾の海岸線には漁村が点在し、北部の波状丘陵地帯には広大な酪農地帯が形成されています。



明治12年に厚岸郡役所が設置され、明治33年には町政を施行し、昭和30年には太田村の一部を合併し、現在に至っています。

基幹産業は、サケ、マス、サンマ漁業等の沖合漁業や昆布、牡蠣等の沿岸漁業、生乳生産を中心とした酪農業といった第一次産業となっています。

人口は、昭和35年の20,185人をピークに、昭和30年代後半の国のエネルギー政策の転換による上尾幌地区の炭坑閉山、昭和40年代後半にはニシンの群来が皆無となり、地場産業が衰退し、さらに、昭和50年代前半の北洋漁業200海里規制による地元経済の低迷や都市部への人口流出などの要因により、令和5年9月末には8,487人となっております。65歳以上の高齢者は3,209人で、高齢化率は37.8%となっています。

医療は、町立厚岸病院が中心となり、地域の医療機関との連携のもと発展し、また、24時間の救急医療体制を確保し、一般病床数55床と平成24年度から病院内に介護老人保健施設23床を併設し、地域の中核的医療機関として浜中町を含む診療圏で幅広い地域医療を展開しています。

福祉は、町立厚岸病院に隣接する「厚岸町保健福祉総合センターあみか21」が、あらゆる世代の交流、心と身体の健全育成を目指す福祉行政の拠点施設として、町民の健康づくりと地域福祉の支援機能を備えており、民間事業者と連携したサービス提供体制で事業を展開しています。

「第6期厚岸町総合計画」では、目指すまちの姿「みんなの”あっけし”新時代の創造に向かって」に向けて、将来像「みんな笑顔で健やかに、つながり支え合うまち」を基本に、福祉のまちづくりを進めています。



第1章 総論

第2節 計画策定のための背景と趣旨

1. 計画策定の趣旨

本格的な人口減少社会の到来を迎えた我が国において、高齢者人口の増加、少子高齢化はますます進展しており、総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合（高齢化率）は、令和4年9月時点で29.0%と過去最高を更新しています。介護保険制度においては、いわゆる団塊の世代全てが75歳以上となる令和7（2025）年を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保する体制（以下、「地域包括ケアシステム」という。）の構築に向けて、各地域の実情に応じて深化・推進してきました。

令和7（2025）年が近づく中で我が国の状況を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年に向け、既に減少に転じている生産年齢人口の減少が加速する中で、高齢者人口がピークを迎えます。高齢者単独世帯など的高齢者のみの世帯の増加のほか、85歳以上人口の増加に伴い、認知機能が低下した高齢者の増加が見込まれており、高齢者の意思決定支援や権利擁護の重要性が高まっています。

また、生産年齢人口の急減に直面することを踏まえ、地域包括ケアシステムを支える人材の確保、介護ロボットや外国人介護人材の活用などの、介護現場における生産性の向上の推進等が重要となっています。

厚岸町では、令和5年1月時点で高齢化率が37.8%となっており、北海道の高齢化率と比べても高い水準であり、高齢化率は増加傾向が想定されています。

今後高齢化が一層進展する中で、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、地域共生社会（高齢者介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる包摂的な社会をいう。以下同じ。）の実現に向けた中核的な基盤となり得るとともに、すべての人が生きがいをもって地域を共に創り、高め合う地域共生社会の実現を目指していく必要があります。

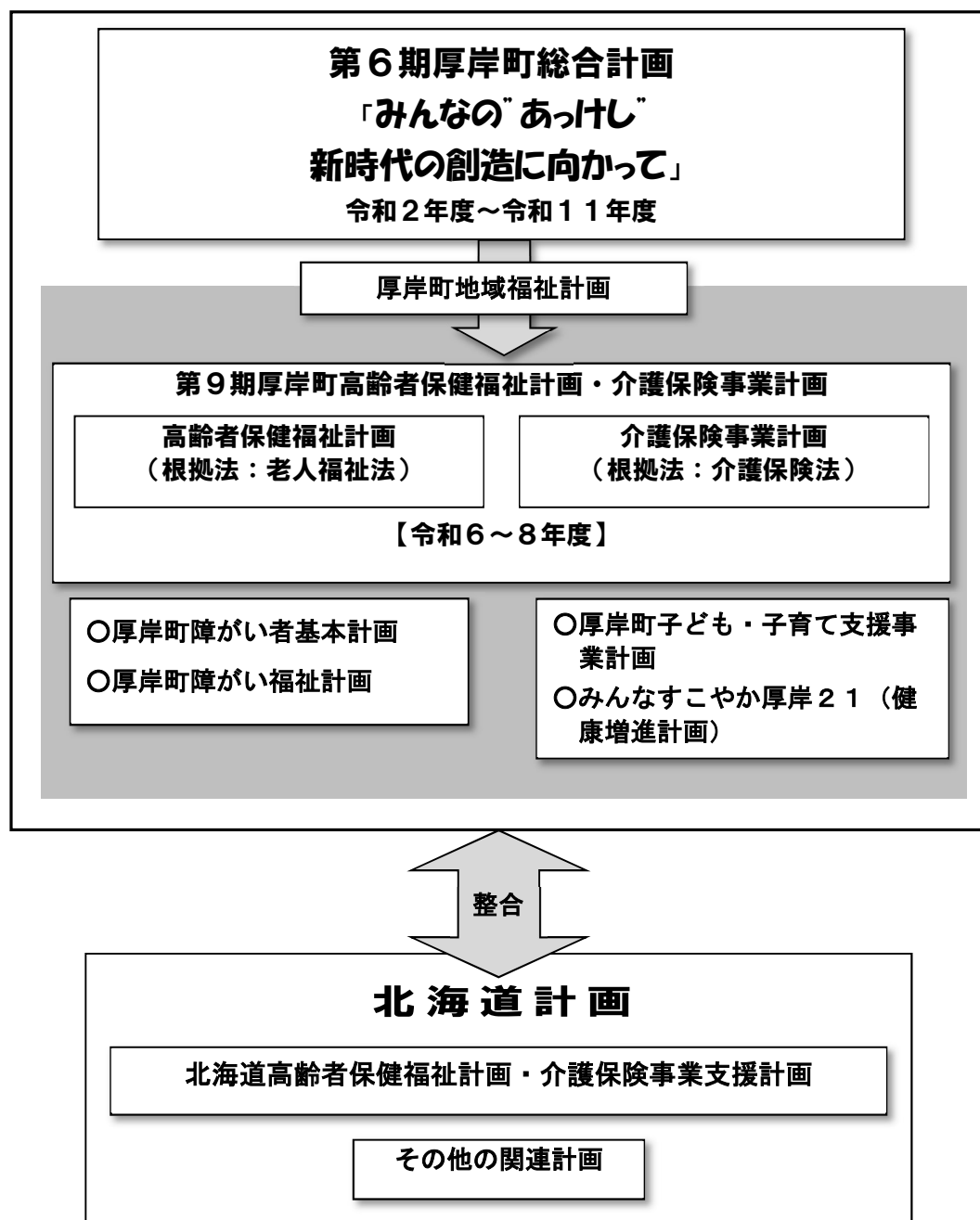
今後は、介護保険制度における地域包括ケアシステムの基盤を活かした取組を進め、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築し、地域の自主性や主体性に基づき、介護予防や地域づくり等に一体的に取り組むことで地域共生社会の実現を図っていく必要があります。

厚岸町では、中長期的な視野で、第8期厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下、「第8期計画」という。）から取り組んできた施策を引き続き推進するとともに、これまでの実績や課題を踏まえ、厚岸町の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築に向けて深化・推進し、『第9期厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画』（以下、「本計画」という。）を策定します。

2. 計画の位置付け

この計画は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条に規定するもので、「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的な計画として策定します。

また、厚岸町の総合計画及び関連する計画と整合性を図るとともに、北海道において策定する「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」及び他の計画との連携に留意しつつ策定するものです。



3. SDGsの達成に向けた取組

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。

2015年の国連サミットにおいて、すべての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられており、17のゴールから構成されています。

厚岸町のまちづくり施策の検討においても重要な視点となります。

本計画において、関連のある目標は、「3. すべての人に健康と福祉を」「8. 働きがいも経済成長も」「11. 住み続けられるまちづくりを」「17. パートナリーシップで目標を達成しよう」が挙げられます。

■SDGs 17の目標（ロゴ）



4. 計画の期間と達成状況の点検及び評価

本計画は、介護保険法第116条の基本指針に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

策定にあたっては、計画期間中に団塊の世代が75歳以上となり、介護が必要な高齢者が増加する令和7（2025）年を迎えることに加え、団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22（2040）年を見据えて、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえ、介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを深化・推進し、本計画における目指すべき姿を明らかにしながら、取組を進めていきます。

また、本計画の見直しについては、介護保険給付の費用の実績、地域支援事業の実施状況や地域における社会資源の整備状況などを踏まえ、令和8年度中に行うこととします。

平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
第3期厚岸町地域福祉計画			第4期厚岸町地域福祉計画				第5期厚岸町地域福祉計画			
		見直し 年度					見直し 年度			
第7期計画			第8期計画			第9期計画		第10期計画		
		見直し 年度			見直し 年度			見直し 年度		

さらに、本計画の進捗状況を常に把握し、その点検・評価を行い、計画の推進にあたっては、社会情勢の変化などにも適切に対応し、施策の優先度や緊急性などを総合的に勘案しながら推進していくことに努めていきます。

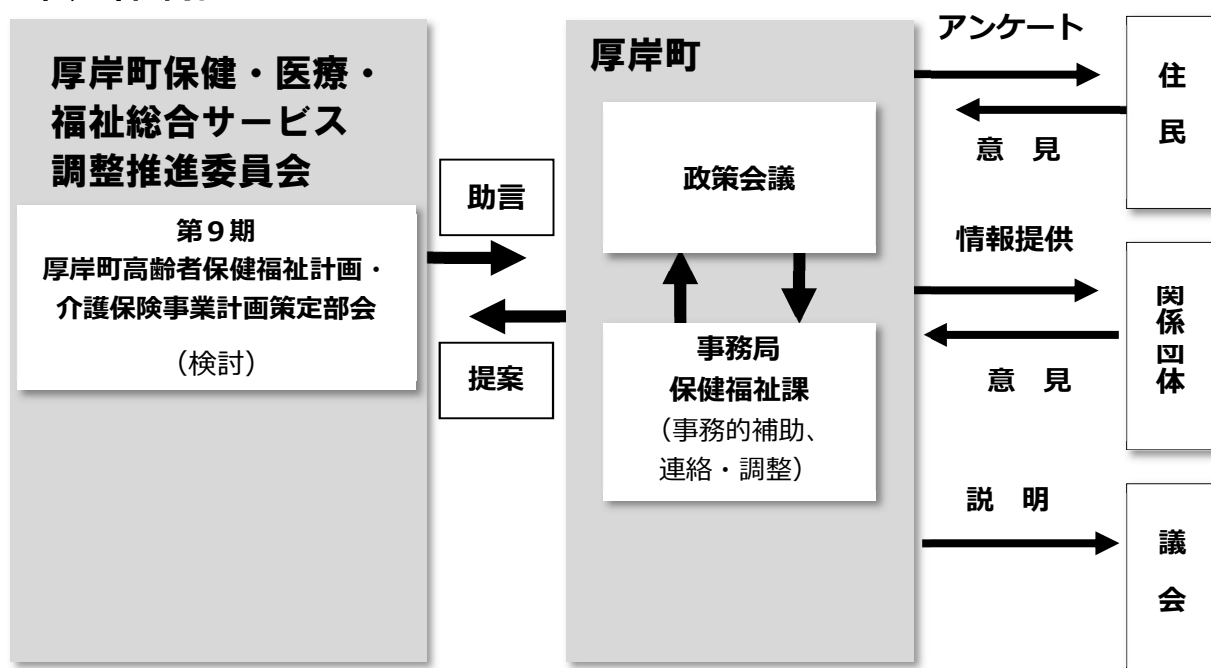
5. 計画の策定体制

厚岸町においては、保健・医療・福祉のあり方や高齢者などが地域で快適な生活を営むことのできるやさしいまちづくりの施策等の検討を行うため、「厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会」を設置しています。

より専門的に議論を行うため、この委員会では、学識経験者や各保健福祉関係者等を委員とした「第9期厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定部会」を設置して計画の策定を行いました。

また、保健・医療・福祉施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、厚岸町政策会議により、全庁的な体制のもとに計画の策定を行いました。

《策定体制図》



6. 日常生活圏域の設定について

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、各市町村の高齢化のピーク時までに目指すべき地域包括ケアシステムを構築する区域を念頭において、地域の実情に応じた日常生活圏域を定めることになっています。

高齢者の生活を支える基盤は「住まい」を中心に、保健・医療・福祉関係のサービス施設や、その他公共施設、交通機関、加えて地域に暮らす人々の見守りといった地域資源をつなぐ人的なネットワークが重要な要素となります。

厚岸町では、行政区、住民の生活形態、地域づくり単位等の地域性を踏まえ、厚岸町全域を1つの日常生活圏域として設定し、高齢者支援の充実を図ります。

① サービス事業所の状況

在宅系事業は、湖北地区において「居宅介護支援事業所」3か所、「訪問介護事業所」2か所、「通所介護事業所」2か所、「認知症対応型通所介護事業所」2か所、「通所リハビリテーション事業所」2か所、「訪問リハビリテーション事業所」2か所、「短期入所生活介護事業所」1か所、「短期入所療養介護事業所」1か所、「訪問入浴介護事業所」1か所があります。

湖南地区には「居宅介護支援事業所」1か所と「訪問介護事業所」1か所となっており、サービス事業所は主に湖北地区に多い状況となっています。

なお、通所系のサービスでは事業所の車両で送迎を行っており、町内全域で同一のサービス提供を行える状況にあります。

施設系、居住系事業は全て湖北地区にあり、「介護老人福祉施設」1施設、「介護老人保健施設」1施設、「認知症対応型共同生活介護事業所」2か所となっています。

② 新規開設事業所の状況

これまでの事業は継続しますが、新たに展開する事業や開設する事業所はない予定です。



厚岸町全域＝日常生活圏域

第3節 国の動き・制度改正の主な内容について

国の動き・制度改正など

【介護保険制度の見直しについて】

- 全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築に向けて、質の高い医療・介護を効率的に提供するための基盤整備
- 次期計画期間中に2025年を迎えるが、今後、85歳以上人口の割合が上昇し、サービス需要や給付費は増加する一方、生産年齢人口は急減する。このため、地域ニーズに対応したサービス等基盤の整備や、人材確保、保険制度の持続可能性の確保に向けた早急な対応
- 社会環境の変化の中でも、高齢者の自己決定に基づき、必要なサービスを受けられ、希望する所で安心して生活できる社会の実現

○地域包括ケアシステムの深化・推進

1. 生活を支える介護サービス等の基盤整備

- ・地域の実情に応じた介護サービスの基盤整備
- ・在宅サービスの基盤整備
- ・ケアマネジメントの質の向上
- ・医療・介護連携等
- ・施設サービスの基盤整備
- ・住まいと生活の一体的支援
- ・介護情報利活用の推進

2. 様々な生活上の困難を支え合う地域共生社会の実現

- ・総合事業の多様なサービスのあり方
- ・通いの場、一般介護予防事業
- ・認知症施策の推進
- ・地域包括支援センターの体制整備

3. 保険者機能の強化

- ・保険者機能強化推進交付金等
- ・給付適正化・地域差分析
- ・要介護認定

○介護現場の生産性の向上の推進、制度の持続可能性の確保

1. 介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進

- (1) 総合的な介護人材確保対策
- (2) 生産性の向上により、負担が軽減され働きやすい介護現場の実現
 - ・地域における生産性向上の推進体制の整備
 - ・施設や在宅におけるテクノロジー（介護ロボット・ICT等）の活用
 - ・介護現場のタスクシェア・タスクシフティング
 - ・経営の大規模化・協働化等
 - ・文書負担の軽減
 - ・財務状況等の見える化

2. 給付と負担

- (1) 高齢者の負担能力に応じた負担の見直し
 - ・1号保険料負担のあり方
 - ・「現役並み所得」、「一定以上所得」の判断基準
 - ・補足給付に関する給付のあり方
- (2) 制度間の公平性や均衡等を踏まえた給付内容の見直し
 - ・多床室の室料負担
 - ・ケアマネジメントに関する給付のあり方
 - ・軽度者への生活援助サービス等に関する給付のあり方
- (3) 被保険者範囲・受給者範囲

第1章 総論

第4節 高齢者を取り巻く状況

1. 人口・世帯等の状況

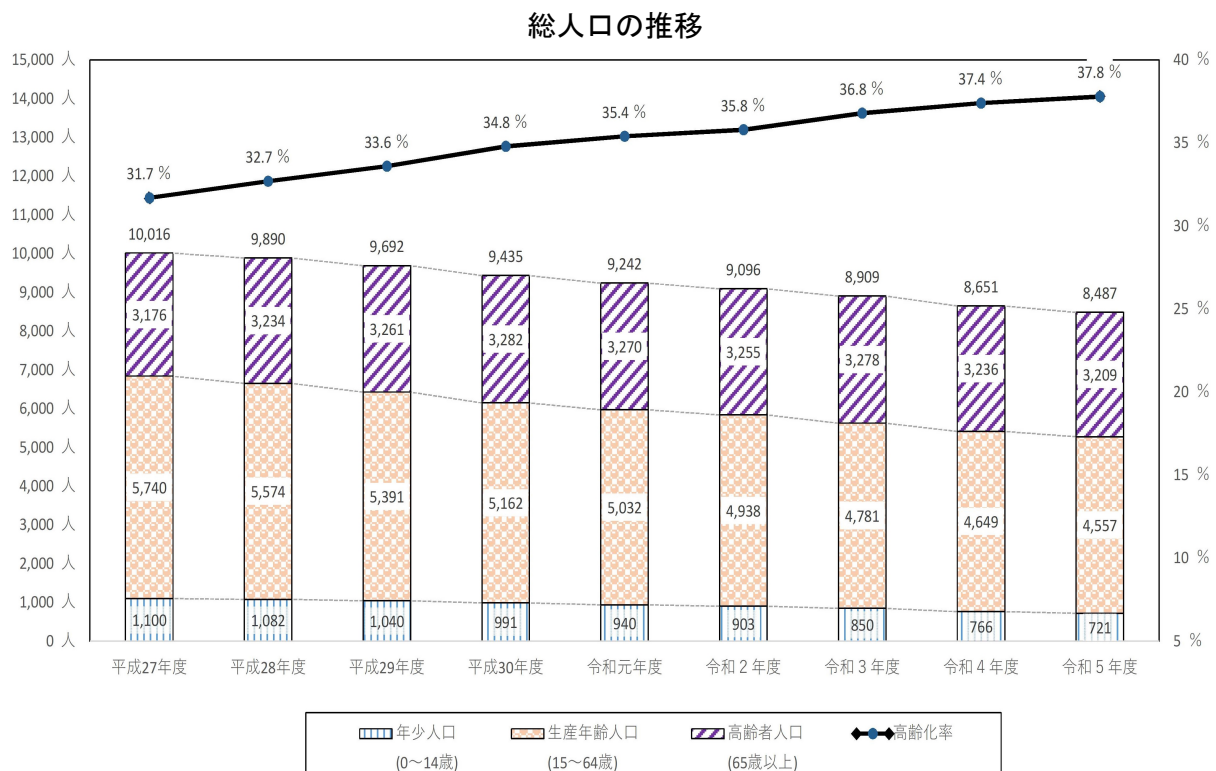
(1) 人口構造

○総人口の推移

厚岸町の総人口は、年々減少傾向にあり、平成27年度（10,016人）から令和5年度（8,487人）の8年間で約15.3%（1,529人）の減少となっています。年齢構造別にみると、高齢者人口は平成27年度以降から平成30年度までは増加していますが、令和元年度から減少傾向となっています。

他方、生産年齢人口と年少人口も年々減少していますが、その減少は高齢者人口よりも早く進行しています。

その結果、令和元年度以降は年少人口、生産年齢人口、高齢者人口の全てが年々減少しながらも、総人口に占める高齢者人口の比率の高まり、年少人口の比率の低下が同時に進行し、結果として少子高齢化が進行しています。



第1章 総論

(単位：人)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総人口	10,016	9,890	9,692	9,435	9,242	9,096	8,909	8,651	8,487
年少人口 (0～14歳)	1,100 (11.0 %)	1,082 (10.9 %)	1,040 (10.7 %)	991 (10.5 %)	940 (10.2 %)	903 (9.9 %)	850 (9.5 %)	766 (8.9 %)	721 (8.5 %)
生産年齢人口	5,740	5,574	5,391	5,162	5,032	4,938	4,781	4,649	4,557
町内住所者(15～39歳)	2,300	2,245	2,144	2,034	2,003	1,981	1,908	1,838	1,803
町内住所者(40～64歳)	3,440	3,329	3,247	3,128	3,029	2,957	2,872	2,811	2,754
住所地特例者							1	0	0
他市町村住所特例者							0	0	0
(15～64歳)	(57.3 %)	(56.4 %)	(55.6 %)	(54.7 %)	(54.4 %)	(54.3 %)	(53.7 %)	(53.7 %)	(53.7 %)
高齢者人口	3,176	3,234	3,261	3,282	3,270	3,255	3,278	3,236	3,209
町内住所者	3,176	3,234	3,261	3,282	3,270	3,255	3,244	3,199	3,171
住所地特例者							34	38	38
他市町村住所特例者							0	1	0
(65歳以上)	(31.7 %)	(32.7 %)	(33.6 %)	(34.8 %)	(35.4 %)	(35.8 %)	(36.8 %)	(37.4 %)	(37.8 %)

* () 内は総人口に占める割合

資料：住民基本台帳（各年9月末日）

* 令和3年度以降の総人口は、介護保険の住所地特例制度による町民の数と被保険者数の差異を反映した数値としている（「総人口」＝（介護保険被保険者）＋（39歳以下の住民基本台帳による厚岸町民の数））

第1章 総論

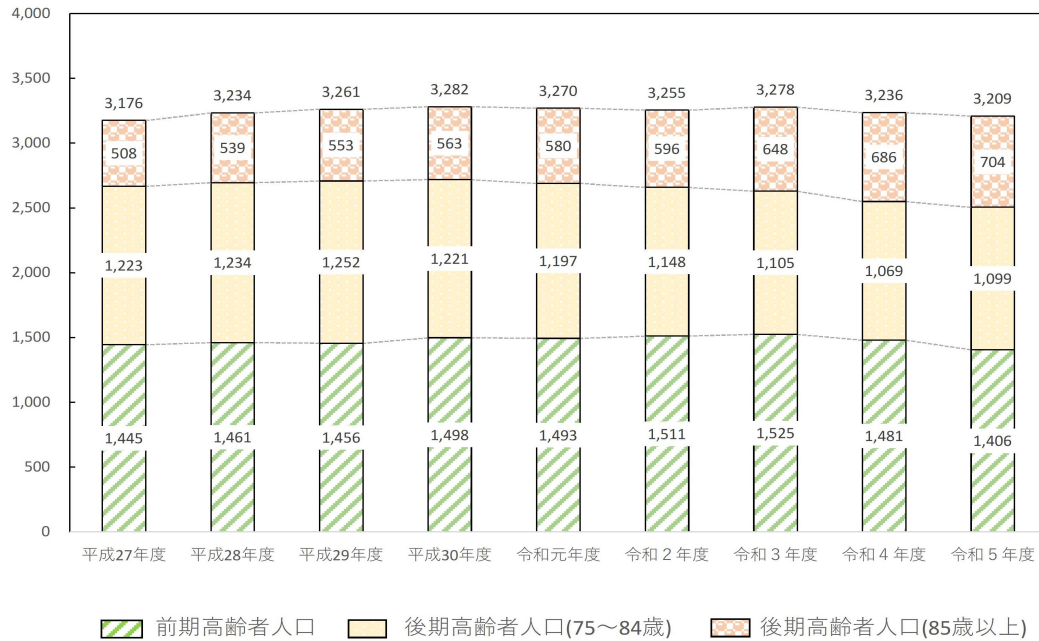
○高齢者人口の推移

高齢者人口の内訳をみると、前期高齢者（65～74歳）は増減を繰り返しており、後期高齢者（75歳以上）は平成29年度までは増加傾向で、平成30年度から令和2年度までは減少傾向で、令和3年度からは増加傾向です。令和5年度の総人口に占める後期高齢者の割合は21.9%となっており、平成27年度から増加が続いています。

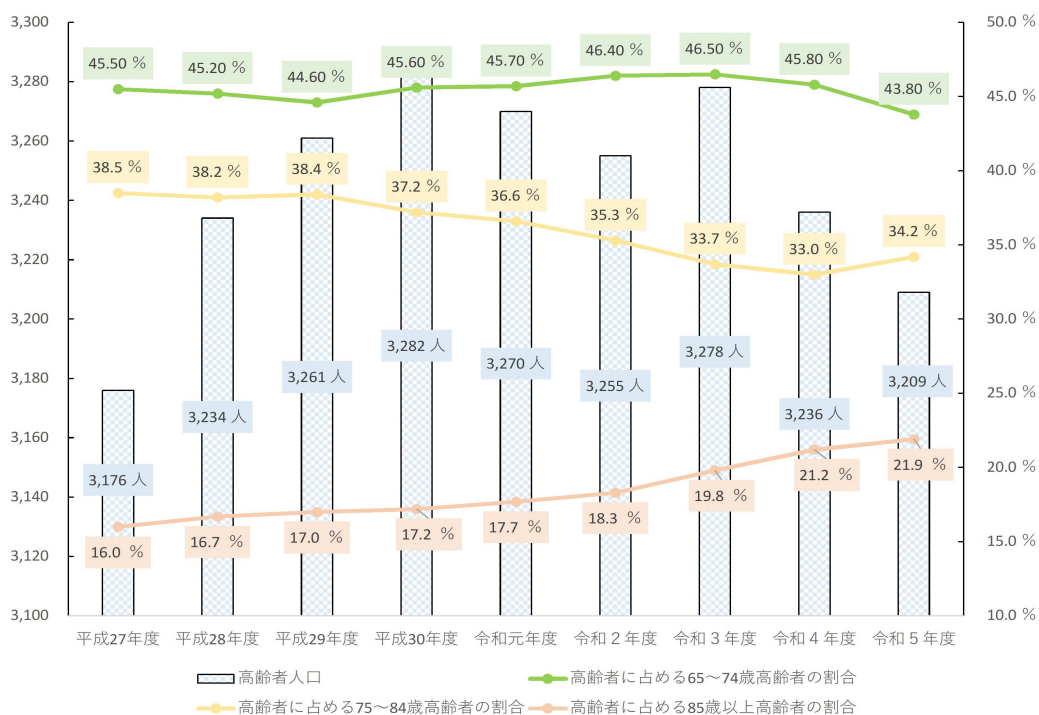
また、高齢者人口の中でも、介護ニーズが高い85歳以上高齢者の割合が平成27年度（16.0%）から令和5年度（21.9%）まで上昇傾向です。

高齢者人口の推移

（単位：人）



高齢者人口の内訳の推移（65～74歳、75～84歳、85歳以上）



第1章 総論

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者人口	3,176	3,234	3,261	3,282	3,270	3,255	3,278	3,236	3,209
前期高齢者人口	1,445	1,461	1,456	1,498	1,493	1,511	1,525	1,481	1,406
高齢者に占める75～84歳前期者の割合	(45.5 %)	(45.2 %)	(44.6 %)	(45.6 %)	(45.7 %)	(46.4 %)	(46.5 %)	(45.8 %)	(43.8 %)
後期高齢者人口	1,731	1,773	1,805	1,784	1,777	1,744	1,753	1,755	1,803
(75歳以上)	(17.3 %)	(17.9 %)	(18.6 %)	(18.9 %)	(19.2 %)	(19.2 %)	(19.7 %)	(20.3 %)	(21.2 %)
後期高齢者人口(75～84歳)	1,223	1,234	1,252	1,221	1,197	1,148	1,105	1,069	1,099
高齢者に占める75～84歳高齢者の割合	(38.5 %)	(38.2 %)	(38.4 %)	(37.2 %)	(36.6 %)	(35.3 %)	(33.7 %)	(33.0 %)	(34.2 %)
後期高齢者人口(85歳以上)	508	539	553	563	580	596	648	686	704
高齢者に占める85歳以上高齢者の割合	(16.0 %)	(16.7 %)	(17.0 %)	(17.2 %)	(17.7 %)	(18.3 %)	(19.8 %)	(21.2 %)	(21.9 %)

* () 内は総人口に占める割合

資料：住民基本台帳（各年9月末日）

* 令和3年度以降の総人口は、介護保険の住所地特例制度による町民の数と被保険者数の差異を反映した数値としている（「総人口」＝（介護保険被保険者）＋（39歳以下の住民基本台帳による厚岸町民の数））

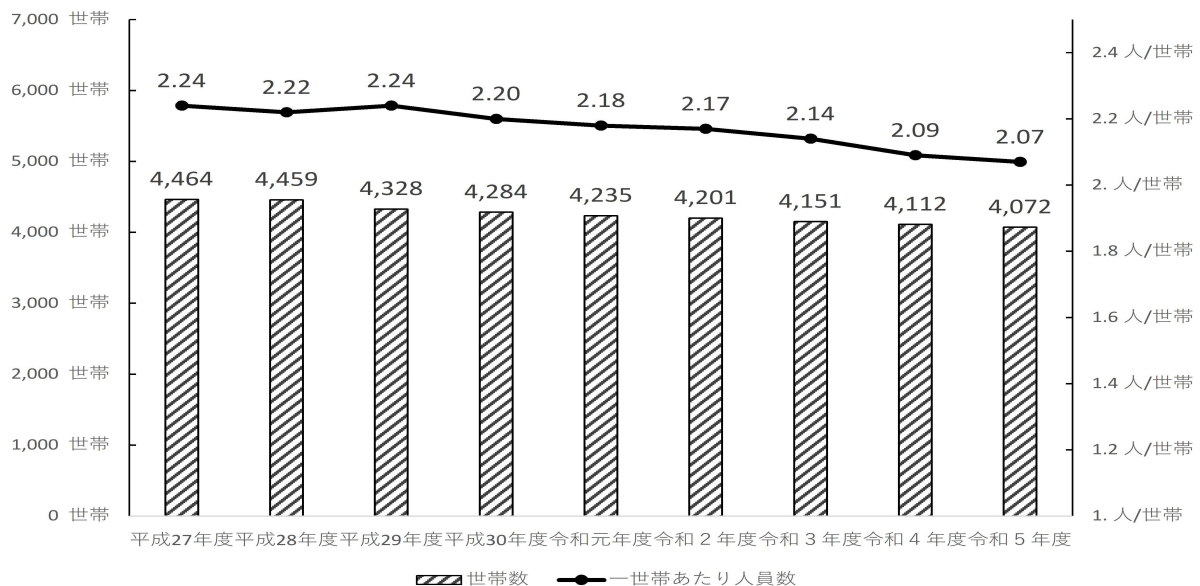
第1章 総論

(2) 世帯の状況

世帯数は、令和5年9月末現在で4,072世帯となっており、平成27年度から令和5年度までの8年間で、392世帯減少しています。

一方で、1世帯あたり人員は減少傾向にあり、平成27年度の2.24人から令和5年度には、2.07人になっています。核家族化の進行やひとり暮らしの増加がうかがえます。

世帯数と1世帯あたり人員の推移



資料：住民基本台帳（各年9月末日）

* 一人あたり人員の計算で使用了総人口については、厚岸町内の世帯状況だけを反映するため、住民基本台帳の数値とした（住所地特例の調整をしない数値を採用了）

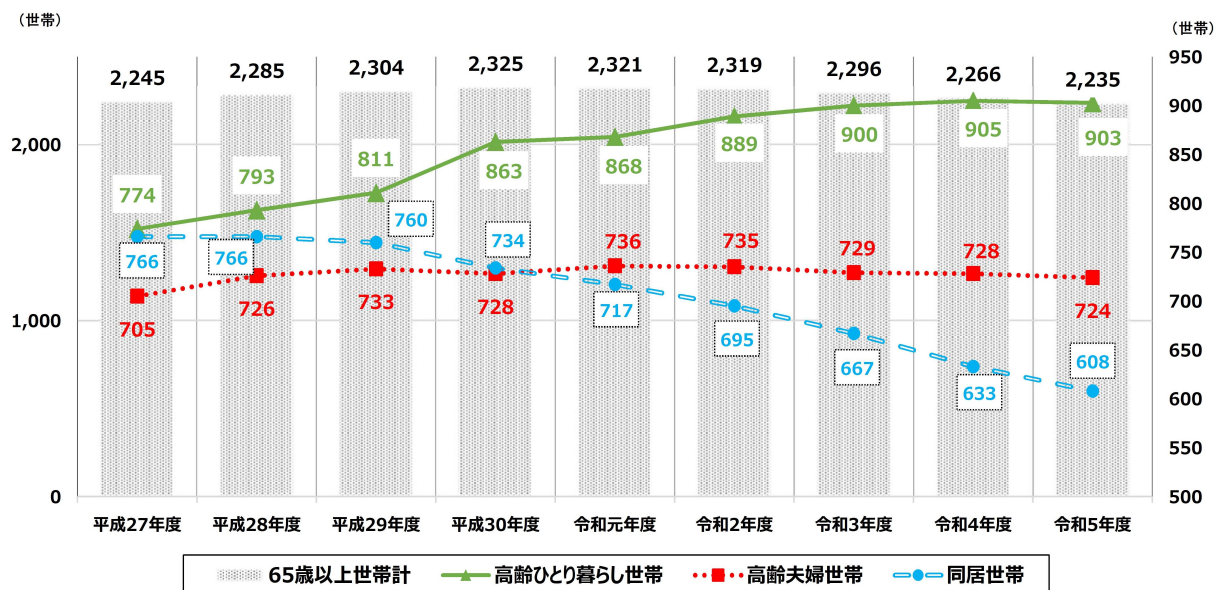
○高齢者のいる世帯の推移

65歳以上の高齢者のいる世帯は平成30年度まで増加傾向で、その後減少しています。令和5年度では2,235世帯となっており、全世帯数に占める割合は54.8%と高くなっています。特に、「高齢ひとり暮らし世帯」は、65歳以上の高齢者のいる世帯割合の約40.4%と増加傾向となっています。

高齢者のいる世帯を構成別にみると、「同居世帯」の構成比率が減少しているのに対し、「高齢ひとり暮らし世帯」が増加傾向、「高齢夫婦世帯」が微増傾向です。

このため、平成30年度から「同居世帯」と「高齢夫婦世帯」の比率が逆転しています。

高齢者（65歳以上）のいる世帯数の変化



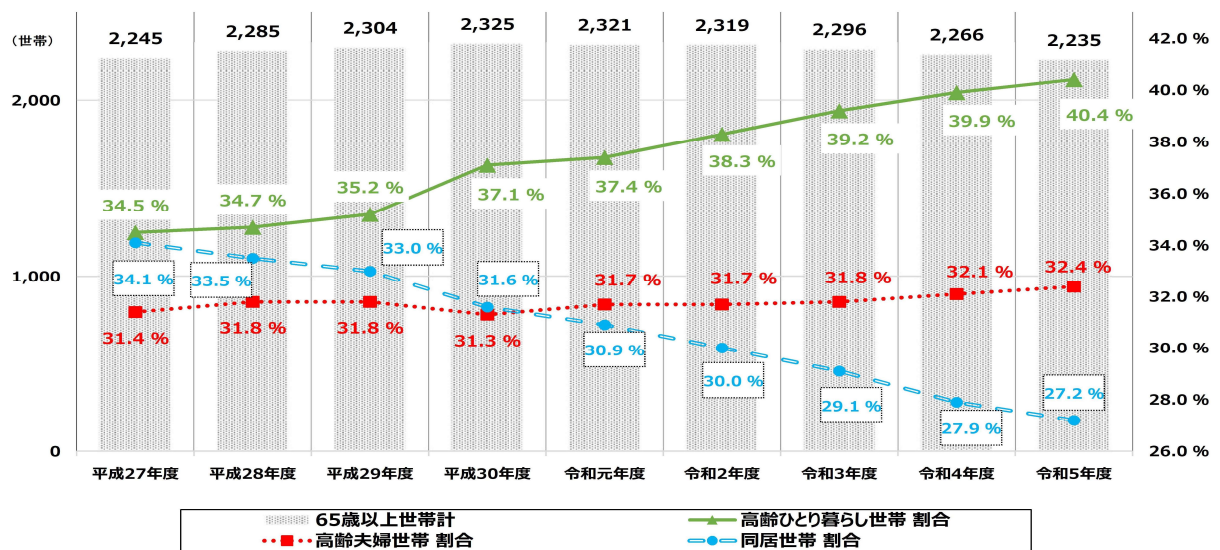
(単位：世帯)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
65歳以上世帯計	2,245	2,285	2,304	2,325	2,321	2,319	2,296	2,266	2,235
高齢ひとり暮らし世帯	774	793	811	863	868	889	900	905	903
高齢夫婦世帯	705	726	733	728	736	735	729	728	724
同居世帯	766	766	760	734	717	695	667	633	608

資料：高齢者人口の状況調（各年9月末現在）

第1章 総論

高齢者（６５歳以上）のいる世帯の構成割合の変化



	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
65歳以上世帯計	2,245	2,285	2,304	2,325	2,321	2,319	2,296	2,266	2,235
高齢ひとり暮らし世帯 割合	34.5 %	34.7 %	35.2 %	37.1 %	37.4 %	38.3 %	39.2 %	39.9 %	40.4 %
高齢夫婦世帯 割合	31.4 %	31.8 %	31.8 %	31.3 %	31.7 %	31.7 %	31.8 %	32.1 %	32.4 %
同居世帯 割合	34.1 %	33.5 %	33.0 %	31.6 %	30.9 %	30.0 %	29.1 %	27.9 %	27.2 %

資料：高齢者人口の状況調（各年9月末現在）

(3) 被保険者と要介護認定の状況

○被保険者数の推移

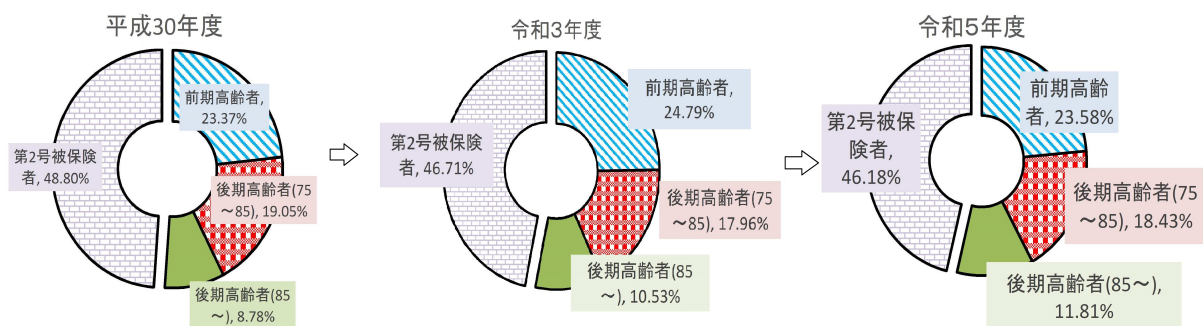
介護保険被保険者総数は年々減少しています。

年齢別にみると、第2号被保険者(40～64歳)は年々減少しており、第1号被保険者(65歳以上)のうち「前期高齢者」は平成27年度から令和2年度まで増加と減少を繰り返し、令和3年度以降は減少しています。「後期高齢者」は平成27年度から平成29年度まで増加し、平成30年度から令和2年度まで減少し、令和3年度以降は増加しています。

全体としては、第1号被保険者数が平成27年度(3,176人)から令和5年度(3,209人)にかけて、ほぼ横ばいで推移したことと比較して、第2号被保険者数の平成27年度(3,440人)から令和5年度(2,754人)にかけての減少が対照的です。

また、被保険者全体の中でも、介護ニーズが高い85歳以上高齢者が占める割合が上昇傾向にあります。

被保険者数の推移



(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1号被保険者(65歳以上)	3,176	3,234	3,261	3,282	3,270	3,255	3,278	3,236	3,209
前期高齢者人口(65～74歳)	1,445	1,461	1,456	1,498	1,493	1,511	1,525	1,481	1,406
後期高齢者人口	1,731	1,773	1,805	1,784	1,777	1,744	1,753	1,755	1,803
後期高齢者人口(75～84歳)	1,223	1,234	1,252	1,221	1,197	1,148	1,105	1,069	1,099
後期高齢者人口(85歳以上)	508	539	553	563	580	596	648	686	704
第2号被保険者(40～64歳)	3,440	3,329	3,247	3,128	3,029	2,957	2,873	2,811	2,754
被保険者数総計	6,616	6,563	6,508	6,410	6,299	6,212	6,151	6,047	5,963

資料：住民基本台帳（各年9月末日）・厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム（各年9月末日）

* 令和3年度以降の被保険者数は、介護保険の住所地特例制度による町民の数と被保険者数の差異を反映した数値としている（「被保険者数」＝（町内住所者40歳以上）＋（住所地特例者）－（他市町村住所地特例者））

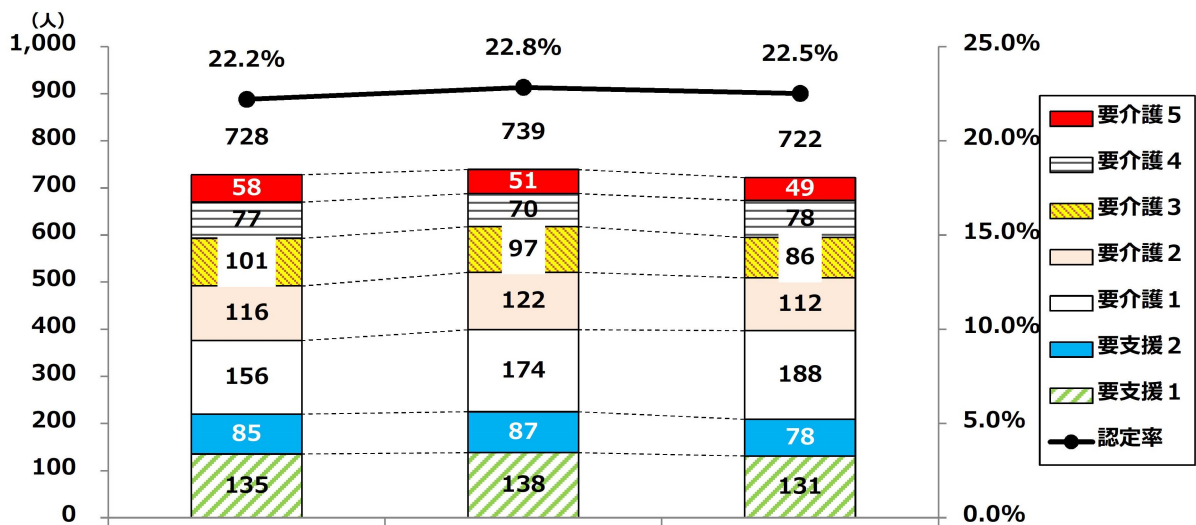
第1章 総論

○要介護認定者数と要介護認定率の変化

第1号被保険者（65歳以上）の要介護認定率は、令和3年度の22.2%（728人）から令和5年度の22.5%（722人）と横ばいで推移しています。要介護度別に令和3年度と令和5年度を比べてみると「要介護3」が大きく減少し、「要介護1」が大きく増加しています。

全体としては、軽度の認定者（要支援1～要介護2）数が令和3年度（492人）から令和5年度（509人）に微増した一方、重度の認定者（要介護3～要介護5）が令和3年度（236人）から令和5年度（213人）へ減少しています。

第1号被保険者の要介護認定者と認定率



令和3年度 令和4年度 令和5年度
資料：住民基本台帳（各年9月末日）・厚生労働省・地域包括ケア「見える化」システム（各年9月末日）

		認定者数				
		a	b	c=b-a	d=c/a	備考
		令和3年度	令和5年度	増減数	変化率	
軽度者	要支援1	135 人	131 人	-4 人	-2.9 %	横ばい
	要支援2	85 人	78 人	-7 人	-8.2 %	減少
	要介護1	156 人	188 人	32 人	20.5 %	大きく増加
	要介護2	116 人	112 人	-4 人	-3.4 %	微減
	小計	492 人	509 人	17 人	3.4 %	微増
重度者	要介護3	101 人	86 人	-15 人	-14.8 %	大きく減少
	要介護4	77 人	78 人	1 人	1.2 %	横ばい
	要介護5	58 人	49 人	-9 人	-15.5 %	大きく減少
小計		236 人	213 人	-23 人	-9.7 %	減少
総計		728 人	722 人	-6 人	-0.8 %	横ばい

軽度者が微増

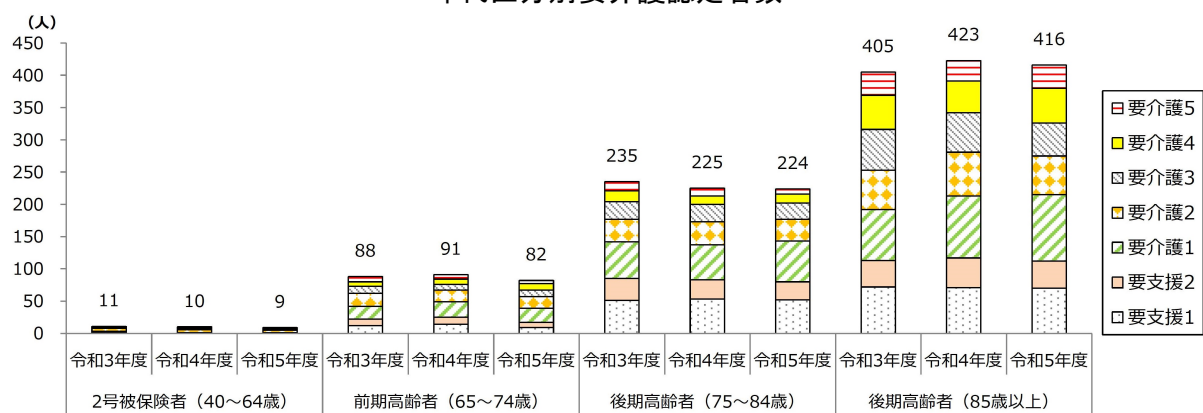
重度者が減少

〇年代区分別要介護認定者数

令和5年度、被保険者別の要介護認定者は、「後期高齢者（85歳以上）」（416人）が一番多く、「前期高齢者（65歳～74歳）」（82人）の5.1倍となっています。令和5年に要介護認定を受けた「後期高齢者（85歳以上）」は416人、「後期高齢者（75～84歳）」は224人で、両者の合計人数（640人）が要介護認定者全体（731人）の約87.6%を占めています。

なお、認定を受けていない被保険者も含めた「後期高齢者（85歳以上）」は、全体で704人であり、第1号被保険者数（3,209人）の21.9%を占めるに過ぎないにも関わらず、要介護認定者数は416人と、要介護認定者全体（731人）の56.9%を占めています。このことから、「後期高齢者（85歳以上）」の介護ニーズが高いことがうかがえます。

年代区分別要介護認定者数



(単位：人)

	2号被保険者（40～64歳）			前期高齢者（65～74歳）			後期高齢者（75～84歳）			後期高齢者（85歳以上）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要支援1	1	0	0	12	14	9	51	53	52	72	71	70
要支援2	0	0	0	10	11	8	34	30	28	41	46	42
要介護1	2	1	1	20	24	22	57	54	63	79	96	103
要介護2	5	5	4	20	18	18	35	36	34	61	68	60
要介護3	1	1	1	11	9	10	27	27	25	63	61	51
要介護4	1	2	1	7	8	10	17	13	14	53	49	54
要介護5	1	1	2	8	7	5	14	12	8	36	32	36
合計	11	10	9	88	91	82	235	225	224	405	423	416

資料：厚生労働省・地域包括ケア「見える化」システム（各年9月末日）

2. 高齢者の将来推計（目標年度及び中長期における人口推計）

（1）計画期間における人口推計

本計画では、計画期間の令和6年度から令和8年度の推計に加えて、中長期的な推計として令和12（2030）年度から令和32（2050）年度までの推計を実施しています。

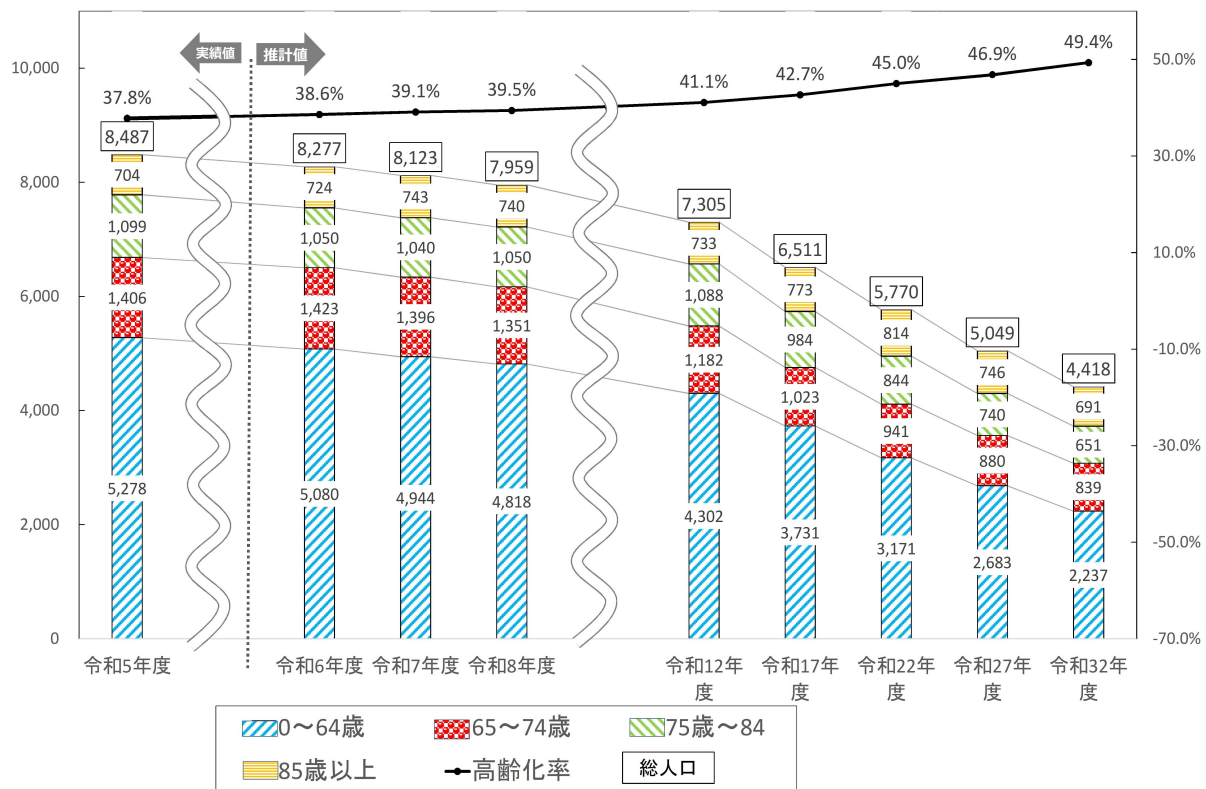
人口推計は、国立社会保障・人口問題研究所が発行する『日本の地域別将来推計人口 平成30年推計』（平成30年12月25日付 人口問題研究資料第340号）の推計を厚生労働省が介護保険事業計画のために補正した数値を採用します。

本計画期間（令和6年度から令和8年度）における人口推計について、総人口については、第8期計画から引き続き、減少すると見込まれます。また、高齢者人口（65歳以上）についても、厚岸町では既に令和2年度でピークを迎えて以降、減少傾向が続いており、令和6年度3,197人から令和8年度3,141人に緩やかに減少していきます。高齢者人口の減少とは対照的に、本計画期間において後期高齢者は増加していく見込みです。

今後の高齢者人口（65歳以上）については、本計画期間と同様に減少傾向を見込んでおり、令和12（2030）年度の3,003人から継続的に減少し、令和32（2050）年度は2,181人と推計しています。後期高齢者については、本計画期間中から引き続き増加傾向で、令和12（2030）年度に1,821人でピークを迎えた後、それ以降は減少に転じ、令和32年（2050）年度には1,342人と推計しています。介護ニーズの高い85歳以上高齢者については、本計画期間中から増減を挟みながら緩やかに増加を見込んでおり、令和22（2040）年度に814人でピークを迎え、その後は減少傾向となり、令和32（2050）年度には691人と推計しています。

本計画期間、その後の中長期の推計の両方で高齢化率は一貫して増加傾向を見込んでおり、令和6年度の38.6%から、令和8年度には39.5%、その後の中長期の推計においても令和12（2030）年度の41.1%から、令和32（2050）年度には49.4%まで上昇する見込みとなっております。65歳以上の町民は「約2人に1人」と、少子高齢化がより進行していく見込みとなっております。

総人口と高齢者人口の推移



高齢者人口の推計

(単位：人)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度	令和32年度
総人口	8,487	8,277	8,123	7,959	7,305	6,511	5,770	5,049	4,418
年少人口(0～14歳)	721	713	705	685	593	465	377	282	229
生産年齢人口(15～65歳)	4,557	4,367	4,239	4,133	3,709	3,266	2,794	2,401	2,008
高齢者人口	3,209	3,197	3,179	3,141	3,003	2,780	2,599	2,366	2,181
前期高齢者人口(65～74歳)	1,406	1,423	1,396	1,351	1,182	1,023	941	880	839
後期高齢者人口	1,803	1,774	1,783	1,790	1,821	1,757	1,658	1,486	1,342
後期高齢者人口(75～84歳)	1,099	1,050	1,040	1,050	1,088	984	844	740	651
後期高齢者人口(85歳以上)	704	724	743	740	733	773	814	746	691
高齢化率	37.8%	38.6%	39.1%	39.5%	41.1%	42.7%	45.0%	46.9%	49.4%

※国立社会保障・人口問題研究所発行の推計（平成30年12月25日付 人口問題研究資料第340号 『日本の地域別将来推計人口 平成30年推計』）を厚生労働省が補正したもの（厚生労働省・地域包括ケア「見える化」システムでのダウンロードにより、厚生労働省から各保険者へ提供）

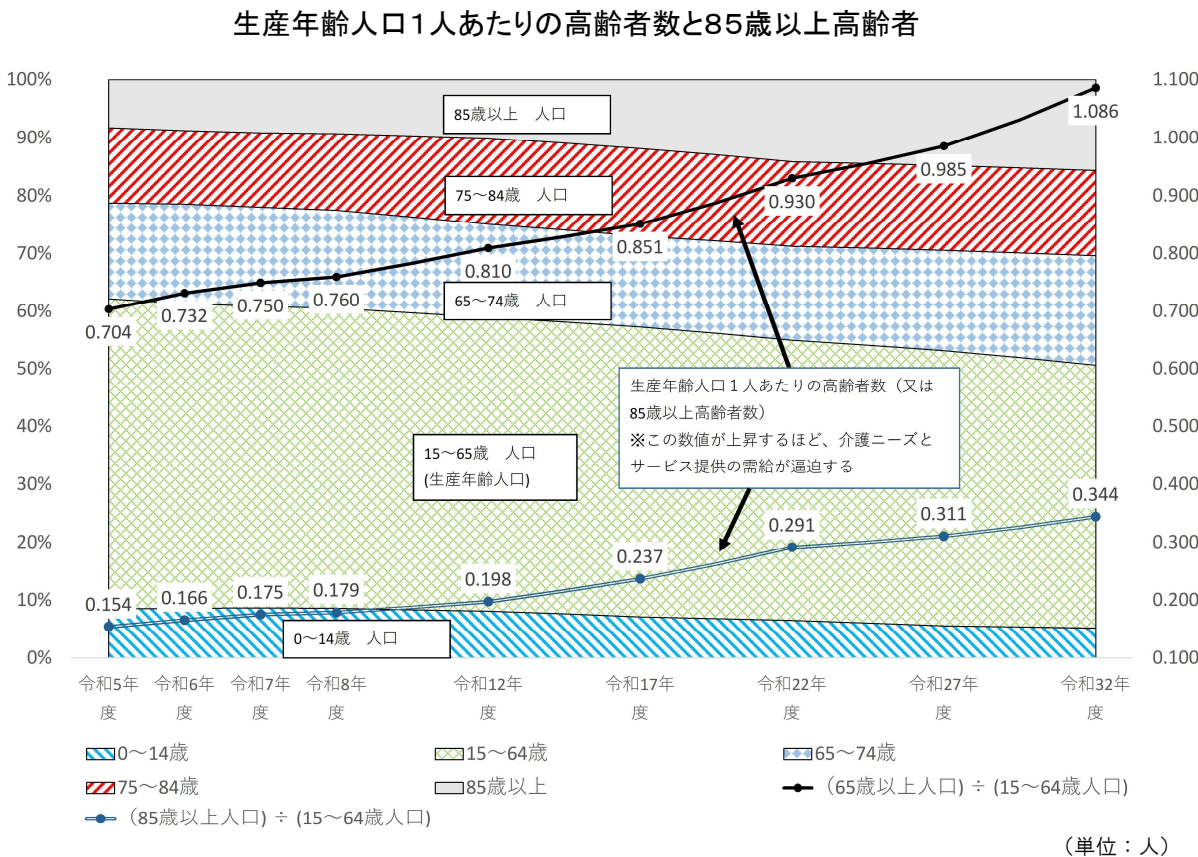
第1章 総論

○生産年齢人口1人あたりの高齢者数等

生産年齢人口は高齢者人口よりも早いペースで減少することが見込まれるため、生産年齢人口1人あたりの高齢者人口は増加することが見込まれます。

生産年齢人口1人あたりの高齢者人口は令和5年度では0.704人ですが、その後さらに上昇し、令和32（2050）年度には1.086人と推計しています。

加えて、介護ニーズが高い85歳以上高齢者についても同様の傾向があり、生産年齢人口1人あたりの85歳以上高齢者は、令和5年度では0.154人ですが、その後上昇し、令和32（2050）年度には0.344人と推計しており、令和5年度から倍増することが見込まれます。85歳以上高齢者の介護ニーズの高さを鑑みれば、今後は介護需要、サービス提供における需給がさらに逼迫（ひっばく）していくことが懸念されます。



	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度	令和32年度
15～64歳	4,557	4,367	4,239	4,133	3,709	3,266	2,794	2,401	2,008
65～74歳	1,406	1,423	1,396	1,351	1,182	1,023	941	880	839
75～84歳	1,099	1,050	1,040	1,050	1,088	984	844	740	651
85歳以上	704	724	743	740	733	773	814	746	691
(65歳以上人口) ÷ (15～64歳人口)	0.704	0.732	0.750	0.760	0.810	0.851	0.930	0.985	1.086
(85歳以上人口) ÷ (15～64歳人口)	0.154	0.166	0.175	0.179	0.198	0.237	0.291	0.311	0.344

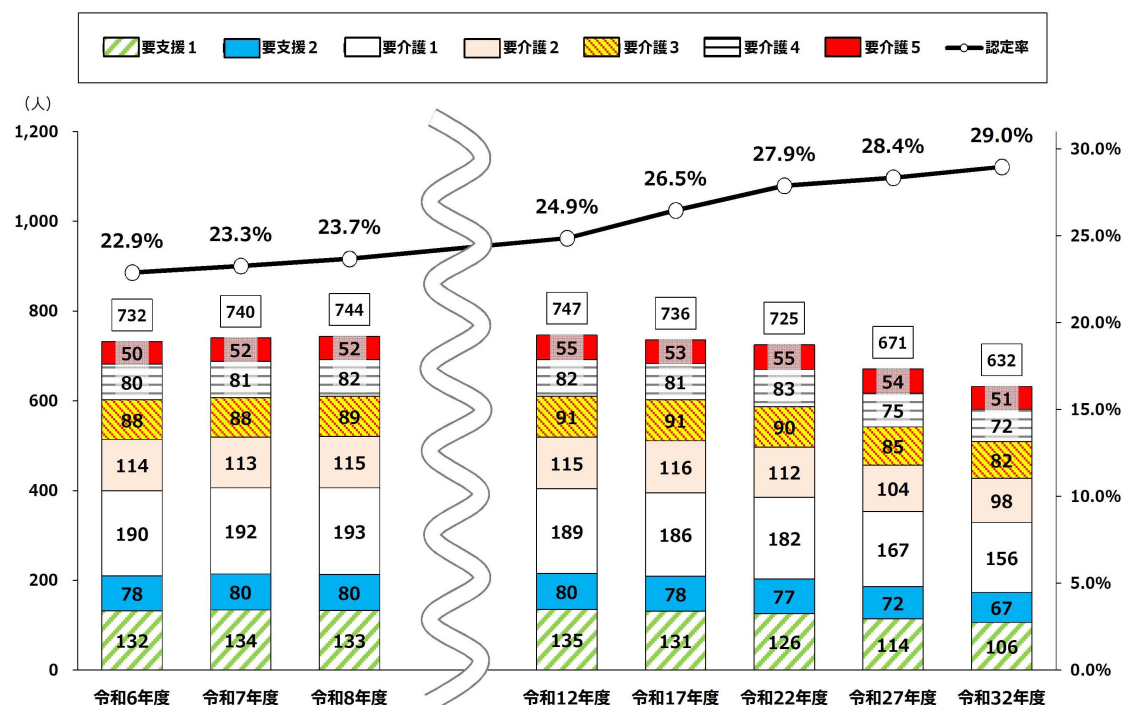
○要介護認定者数の見込み

下のグラフは、令和5年の認定率の実績をもとに、性別、介護度別、年齢別に推計し、人口推計とも掛け合わせて要介護認定者数を推計したものです。

また、要介護認定者数は、増加傾向となることが見込まれます。認定者数は令和6年度の732人から令和8年度の744人へ増加していくと推計しています。

中長期では令和12（2030）年度には747人でピークに達して減少に転じ、令和32（2050）年度には632人になると推計しています。これは、令和12（2030）年度までは高齢者に占める後期高齢者割合の増加による認定者の増加への影響の大きさが、高齢者人口の減少による認定者の減少への影響の大きさを上回って推移し、令和12（2030）年度以降は両者の影響の大きさが逆転するためと考えられます。

また、計画期間における要介護度別の傾向としては、全ての介護度において、ほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。



要支援・要介護認定者数の推計

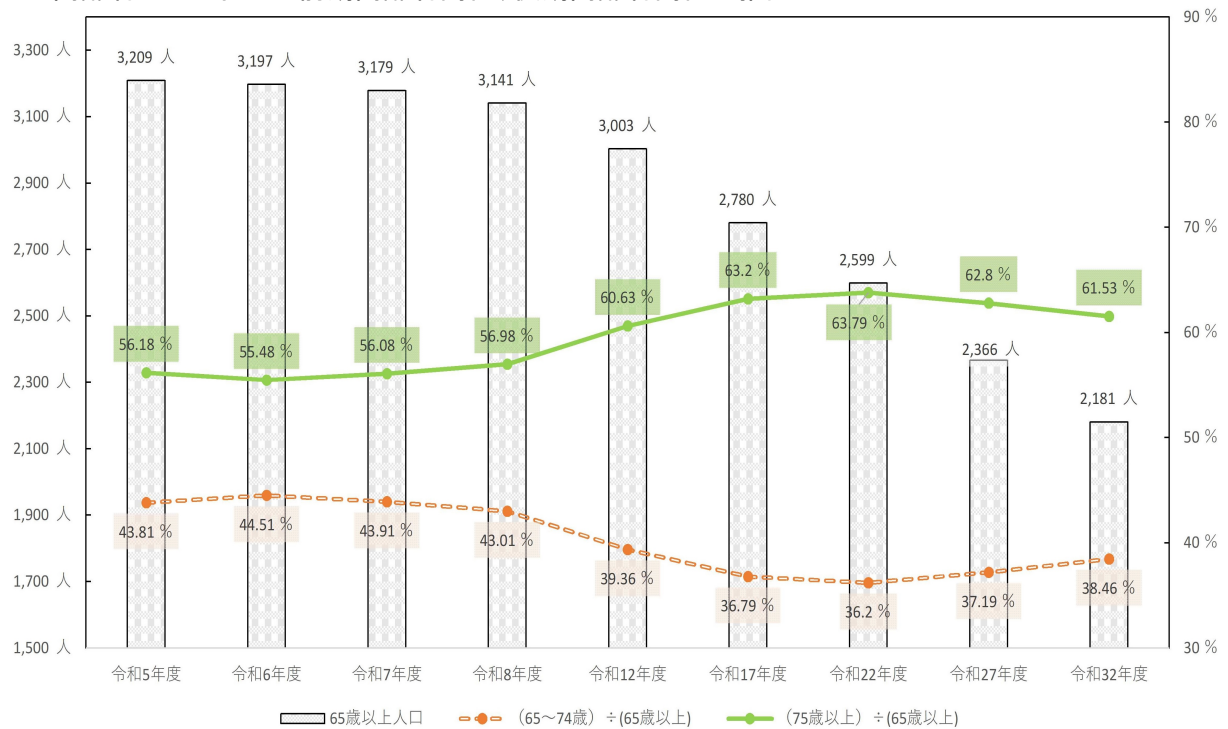
単位：人

区分	実績	推計							
		本計画期間			令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度	令和 27年度	令和 32年度
	令和5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度					
第1号被保険者数	3,209	3,197	3,179	3,141	3,003	2,780	2,599	2,366	2,181
認定者数	722	732	740	744	747	736	725	671	632
	要支援1	131	132	134	133	135	131	126	106
	要支援2	78	78	80	80	80	78	77	67
	要介護1	188	190	192	193	189	186	182	156
	要介護2	112	114	113	115	115	116	112	104
	要介護3	86	88	88	89	91	91	90	85
	要介護4	78	80	81	82	82	81	83	75
	要介護5	49	50	52	52	55	53	55	54
第1号被保険者認定率	22.5%	22.9%	23.3%	23.7%	24.9%	26.5%	27.9%	28.4%	29.0%
認定者数全体	731	741	749	753	755	744	733	676	637

資料：厚生労働省・地域包括ケア「見える化」システム

第1章 総論

高齢者人口に占める前期高齢者割合、後期高齢者割合の推計



	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度	令和32年度
65歳以上人口	3,209 人	3,197 人	3,179 人	3,141 人	3,003 人	2,780 人	2,599 人	2,366 人	2,181 人
(65～74歳) ÷ (65歳以上)	43.81 %	44.51 %	43.91 %	43.01 %	39.36 %	36.79 %	36.2 %	37.19 %	38.46 %
(75歳以上) ÷ (65歳以上)	56.18 %	55.48 %	56.08 %	56.98 %	60.63 %	63.2 %	63.79 %	62.8 %	61.53 %

第5節 計画の基本的な目標と重点方針

1. 計画推進のための基本方針

(1) 基本的な目標

めざす姿 みんな笑顔で健やかに、つながり支え合うまち

高齢者の尊厳と自立支援を念頭において、厚岸町の福祉のまちづくり将来像である「みんな笑顔で健やかに、つながり支え合うまち」の方針に沿い、支え合う社会の構築を目指すものです。

計画を進めるにあたっては、めざす姿とともに、高齢者が可能な限り支え合い住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、次の基本的な目標を掲げ、本計画を進めていきます。そのほか、介護保険の事業運営をするにあたり、町民だれもが生涯にわたって健康で安心できる暮らしを営み、不安のない老後を送ることができるよう、介護保険制度の適正な運用と町民の理解に努めていきます。

● 3つの基本的な目標 ●

- 人にやさしい福祉のまちづくり
- いつまでも住み慣れた地域で暮らせるまちづくり
- ともに支え合うまちづくり

また、行政のみならず、町民、地域・団体等が多様な主体として、めざすまちの姿を共有し、目標実現に向けてそれぞれの役割分担のもと、取り組むこととしています。

町民

- 高齢者自身が家庭や地域で役割を持ち、積極的に介護予防に取り組みます。
- ひとりで悩まず、必ず誰かに相談することを心掛けます。
- よき隣人として、相談に応じます。

地域・団体など

- 高齢者を地域で見守り、地域で支え合う体制を強化します。
- 専門相談機関同士の連携を図ります。
- 介護サービス利用者に適正な介護サービスを提供します。

行政

- 地域の活動に必要な場や人材を提供します。また、人材を育成します。
- 高齢者福祉事業や介護予防事業に関する情報を発信します。
- 専門相談機関の周知及び充実を図ります。
- 介護保険財政の健全化を図ります。

基本的な目標

人にやさしい福祉のまちづくり

高齢者単独世帯などの高齢者のみの世帯、認知症高齢者が増加しており、高齢者を取り巻く環境が厳しさを増しています。

地域で自立した生活を送るためには、高齢者を取り巻く様々な環境を整える必要があるため、さらなる介護サービスの基盤整備や充実、地域包括支援センターなどの専門相談機関の周知及び機能の充実を図る必要があります。

第8期計画で推進してきた介護予防と生活支援サービスにより、地域の支え合いの体制づくりや要支援者などに対する、効果的かつ効率的な支援を目指す「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下、「総合事業」という。）の充実や、地域の特性に対応した多様な在宅生活を支えるサービスを展開し、人にやさしい福祉のまちづくりを目指します。

また、生産年齢人口の急減に直面することを踏まえ、地域包括ケアシステムを支える人材の育成・確保に努めていきます。

基本的な目標

いつまでも住み慣れた地域で暮らせるまちづくり

高齢になると困りごとや健康面での不安が増え、さらに要介護状態になることで、在宅生活を続けることが難しくなると言われています。

これまで、生活支援体制整備事業による地域全体で暮らしを支える仕組みづくりのほか、成年後見制度などの権利擁護事業、医療と介護の連携強化、介護予防、健康増進や生きがい活動などを推進し、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を行ってきました。

高齢者が要介護状態となることの予防または要介護状態の軽減もしくは悪化の防止を図るとともに、「地域包括ケアシステム」の深化・推進により、要介護状態または要支援状態（以下、「要介護状態等」という。）になっても生きがいを持ち、安心していつまでも住み慣れた地域で暮らせるまちづくりを目指します。

基本的な目標

ともに支え合うまちづくり

地域において、世代を超えた町民相互の関わりを持つことや「支える側」と「支えられる側」が、従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、地域全体の支え合いにつながる共助の意識づくりが必要です。

認知症施策の推進、見守りネットワークの構築、地域の支え合い活動などの推進を図り、あらゆる世代の方々が、地域において関わりを持ち、高齢者やその家族が生活全般にわたる支援を受けることができるよう、高齢者を見守り、ともに支え合うまちづくりを目指します。

(2) 施策体系について

厚岸町の高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の施策体系については、以下のとおりです。

めざす姿

みんな笑顔で健やかに、つながり支え合うまち

基本的な
目標

○ 人にやさしい福祉のまちづくり
○ いつまでも住み慣れた地域で暮らせるまちづくり
○ ともに支え合うまちづくり

重点方針

(1) 自立支援、介護予防・
重度化防止の推進

(2) 地域包括ケアシステム
の深化・推進

(3) 介護サービスの基盤
整備と質的向上

(4) 高齢者の積極的な
社会参加の推進

施策の展開

- 介護予防・生活支援サービス事業の整備及び充実
- 介護予防の推進
- 健康づくり事業の推進

- 地域包括支援センターが行う包括的支援事業の推進
- 地域ケア会議の推進
- 地域支え合い体制の推進
- 在宅生活を支える事業の推進
- 認知症施策の推進
- 高齢者の権利擁護のための取組
- 在宅医療と介護の連携

- 入所施設の整備と居宅サービスの確保と充実
- 高齢者が住みやすい居住環境への取組
- 介護人材の確保・育成の推進、従事者の資質向上
- 介護保険サービスの質の向上と確保
- 介護給付等に要する費用の適正化への取組
- 災害や感染症対策

- 生きがいづくりの推進

2. 計画推進のための重点方針と施策の展開

重点方針

(1) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

健康で生きがいを持って暮らすことができるよう第8期計画に引き続き、介護予防事業を推進するとともに、要介護状態等となっても、地域で生きがいをもって生活できるよう生活支援及び地域支援事業の充実を図っていきます。

総合事業において、地域の実情に応じて住民が主体となるサービスなど、多様な取組が充実するよう整備検討するほか、高齢者生活実態調査により、高齢者の健康状態などのニーズを把握していきます。

健康づくりの支援としては、健康増進計画である「みんなすこやか厚岸21」に基づき、地域保健活動を推進し、健康づくりへの意識高揚を図ることで、健康寿命の延伸・生活の質の向上を目指します。

施策の展開

- 介護予防・生活支援サービス事業の整備及び充実
- 介護予防事業の推進
- 健康づくり事業の推進

重点方針

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者ができる限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域包括支援センターが主体となり、各種関係機関や多職種が連携し、サービス・社会資源を活用しながら包括的・継続的な支援体制の構築を図ります。

本計画期間中に団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を迎える中で、高齢者単独世帯などの高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が予測されており、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域での暮らしを継続するために、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を目指します。

特に、認知症地域支援推進事業による認知症施策の推進、成年後見制度推進事業をはじめとする権利擁護事業の推進、生活支援体制整備事業や見守りネットワークによる地域支え合い体制の充実、医療と介護の連携など関係機関の連携による支援を継続し、さらに充実に向けた取組をしていきます。

施策の展開

- 地域包括支援センターが行う包括的支援事業の推進
- 地域ケア会議の推進
- 地域支え合い体制の推進
- 在宅生活を支える事業の推進
- 認知症施策の推進
- 高齢者の権利擁護のための取組
- 在宅医療と介護の連携

重点方針 (3) 介護サービスの基盤整備と質的向上

様々な家族形態や身体状況において、住み慣れた身近な地域で在宅や施設入所などの生活形態に合わせたサービスが受けられるよう、在宅サービスの充実と、地域における介護サービス基盤の充実を図ります。

介護サービスに関わる担い手の確保や養成、地域包括ケアシステムを支える人材の確保、介護現場における介護ロボットやICTの活用など生産性の向上の推進を図ります。

また、介護保険の保険者としての地域密着型事業の指定・指導に関する役割を果たし、介護サービス相談員派遣事業を充実させて、より質の高い介護保険サービスにつながるよう努めます。

さらに、介護給付の適正化を図ることにより、利用者に対する適切な介護サービスを確保することで、介護保険制度の信頼感を高めるよう努めます。

施策の展開

- 入所施設の整備と居宅サービスの確保と充実
- 高齢者が住みやすい居住環境への取組
- 介護人材の確保・育成の推進、従事者の資質向上
- 介護保険サービスの質の向上と確保
- 介護給付等に要する費用の適正化への取組
- 災害や感染症対策

重点方針 (4) 高齢者の積極的な社会参加の推進

明るく活力に満ちた高齢社会にするため、高齢者が地域社会の中で何らかの関わりを保ちながら、生活の目標や生きがいを持ち続け、自分らしく生活することが大切です。

また、自らの経験と知識を活かした役割を果たせるように、就業機会の確保、学習や交流の場の提供、高齢者団体への支援など、社会参加の場の確保に努め、高齢者の自立支援につながる社会参加を推進します。

施策の展開

- 生きがいづくりの推進

第1章 総論

第2章 各論

- 第1節 重点方針への取組
- 第2節 介護保険の事業費の見込み
- 第3節 計画の推進について

第2章 各論

第1節 重点方針への取組

1. 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

高齢者が持つ能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態等になることの予防または要介護状態等の軽減、もしくは悪化の防止を図ることが重要とされています。

このため、住民や事業者など地域全体で自立支援・介護予防に関する普及啓発、介護予防の通いの場の充実、リハビリテーション専門職種等との連携の推進、口腔機能向上や低栄養防止に係る活動の推進、多職種連携による取組の推進、地域包括支援センターの強化、有償での取組を含めたボランティア活動や就労的活動による高齢者の社会参加や生きがいづくりの促進など、地域の実情に応じた様々な取組を行うことが必要とされています。

加えて、運動、口腔、栄養など、社会参加の観点から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加できる環境をつくり、また、高齢者のフレイル[※]状態を把握した上で、適切な医療サービスや介護サービスにつなげることによって、介護予防・重度化防止や疾病予防の促進を目指すことも重要とされています。このため、自立支援、介護予防・重度化防止の推進に向けた各種事業の整備を進めていきます。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業の整備及び充実

総合事業は、従来、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護により提供されていた専門的なサービスに加え、地域の実情に応じた住民などが主体となる多様なサービス、一般介護予防事業の充実を図り、市町村独自施策や民間事業者により提供される生活支援サービスを活用することにより、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的、かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。

介護予防・生活支援サービス事業は、訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス及び介護予防ケアマネジメントから構成されています。

今後、地域の実情を踏まえ、関係機関と連携しながら新たなサービスの設定を検討していきます。

※フレイル：病気ではないが、加齢とともに筋力や心身の活力が低下し、健康と要介護の間の虚弱な状態。

第2章 各論

①訪問型サービス

介護予防訪問相当サービス

■事業の概要	従来の介護予防訪問介護に相当するサービスとして、指定訪問介護事業所の訪問介護員（ホームヘルパー）が、要支援者等の居宅において、介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の身体介護や生活援助を行うサービスです。
■現状と課題	利用者数、利用回数は減少しています。ひとり暮らしの高齢者が多いことから、一定の利用ニーズが見込まれます。 町内の訪問介護事業所の人材が不足しており、人材の確保に努めてサービスの提供体制を維持しながら、多様なサービスのあり方を検討する必要があります。
■今後の方針	利用実績やサービス提供事業者からの意見を踏まえ、利用しやすいサービスになるよう努めていきます。 多様なサービスについて、地域の実情を踏まえて、関係機関と連携しサービス充実の検討を進めていきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実施回数（回）	3,109	2,671	2,287	2,250	2,250	2,250	2,250
延利用者数（人）	519	463	448	440	440	440	440

②通所型サービス

（ア）介護予防通所相当サービス

■事業の概要	従来の介護予防通所介護に相当するサービスとして、介護予防を目的としてデイサービスセンター等に通い、入浴、食事等の日常生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。
■現状と課題	利用者数はおおむね横ばいで推移していますが、利用回数が減少しています。 要支援者に対するアンケート結果では、1週間のうち「ほとんど外出しない」と回答された人が全体の37.8%を占めており、外出機会を提供できるサービスとして期待されています。また、利用者の心身機能の維持とともに、社会的孤立の解消や家族の身体的・精神的負担の軽減が図られています。
■今後の方針	利用実績やサービス提供事業者からの意見を踏まえ、利用しやすいサービスになるよう努めていきます。また、介護予防通所リハビリテーションと併用利用ができないことから、地域の実情を踏まえた柔軟な利用方法について検討していきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実施回数（回）	2,187	1,886	1,858	2,300	2,600	2,600	2,600
延利用者数（人）	368	362	378	430	540	540	540

(イ) 通所型サービスC（貯筋サロン）

■事業の概要	要介護状態等になる可能性が高い高齢者に対し、3～6か月の短期間で運動器の機能向上などの介護予防プログラムを実施する事業です。 現在、医療法人社団田中医院に事業を委託しています。
■現状と課題	一時的に新型コロナウイルスの影響により、利用者人数が減少しましたが、サービス終了後に介護予防に取り組む受皿として、一般介護予防事業との連携や令和3年度から開始した貯筋検診事業と連動して継続的に介護予防に取り組む環境整備を進めた結果、利用者数が増加しています。 リハビリ専門職により提供されるサービスは、介護予防に高い効果があり、多くの人が利用できるよう、さらに普及する必要があります。
■今後の方針	多くの高齢者が介護予防に取り組めるよう、引き続き一般介護予防事業等との連携しながら利用の効果を周知し、利用者数の増加を目指していきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
延利用者数（人）	44	25	183	245	260	275	290

③その他生活支援サービス

要支援者等の地域における自立した日常生活支援のための事業であって、訪問型サービスや通所型サービスと一体的に行われる場合に効果があると認められるサービスです。

現在、厚岸町にはサービスがありませんが、その他生活支援サービスとして実施することが出来るものとして、以下のサービスがあることから、対象者の状況や意向を踏まえて、関係機関と連携しながらサービスの設定を検討していきます。

■配食	栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者に対する見守りとともに行う配食などのサービス（厚岸町の配食サービスは地域支援事業任意事業として実施）
■定期的な安否確認及び緊急時の対応	住民ボランティアなどが行う訪問による見守り
■その他	訪問型サービス、通所型サービスに準じる生活支援で、地域における自立した日常生活の支援に資するサービスとして市町村が定める生活支援

第2章 各論

④介護予防ケアマネジメント

■事業の概要	要支援者等の状態にあった適切な介護予防・生活支援サービスが効果的に実施できるよう、地域包括支援センターや事業を委託する居宅介護支援事業所がケアプランを作成し、援助を行う事業です。
■現状と課題	利用者数はおおむね横ばいで推移しています。 地域包括支援センターが介護予防給付の介護予防支援と一体的に管理しており、要支援認定者の人数が多い状況から、事業を実施する支援体制を整備する必要があります。
■今後の方針	介護予防通所相当サービスと介護予防通所リハビリテーションの併用利用により、介護予防給付でのケアマネジメントに移行することから減少が見込まれます。 利用者の介護予防と自立支援に資するように、適切なケアマネジメントを実施するとともに、一部業務を委託する居宅介護支援事業所と連携を図りながら支援の体制整備を推進していきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
延利用者数（人）	495	455	470	490	400	400	400

(2) 介護予防の推進

厚岸町では、75歳以上の高齢者のうち、35.5%が要介護状態等となっており、85歳以上の高齢者においては、59.1%が要介護状態等となっています。

少子高齢化が進む中で、健康寿命を延伸し、要介護状態等となることの予防または要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を図る必要があります。介護予防の推進にあたっては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」、「活動」、「参加」それぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要です。

高齢者に対するアンケート結果では、介護予防の取組について「興味がある」「取り組んでいる」と回答された人が多くを占めており、介護予防に対する意識をさらに向上し、取り組める環境を整備する必要があります。

また、介護予防の取組は、認知機能低下の予防につながる可能性も高いことから、認知症予防の観点からも推進する必要があります。

① 一般介護予防事業

一般介護予防事業は、元気な高齢者と要介護状態等の高齢者を分け隔てなく、全ての住民の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーションに関わる人材を活かした自立支援につながる取組を推進し、要介護状態等になっても生きがい・役割をもって生活できる地域となるよう、介護予防を推進することを目的としています。

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、多くの高齢者の社会参加機会及び外出頻度が減少したなか、認知症の発症や要介護状態等になる危険性が増大していたことから、関係機関と連携して活動の再開や参加率向上に向けた取組を進めていく必要があります。

(ア) 介護予防把握事業

地域の実情に応じ、効果的に収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する人を早期に発見し、介護予防活動等につなげる事業です。

地域包括支援センターでは、定期的に高齢者の実態把握調査を実施し、収集した情報を活用して、民生委員児童委員とともに安否確認や介護予防事業への利用につなげてきました。

高齢者の実態把握調査により、高齢者の健康状態や外出頻度などの情報を収集し、適切な対応に努めています。

第2章 各論

(イ) 介護予防普及啓発事業（元気いきいき教室）

■事業の概要	高齢者に対し、定期的に介護予防、趣味活動、認知症予防や健康教育などをテーマにした教室を開催し、介護予防等の普及啓発を図る事業です。 現在、厚岸町社会福祉協議会に事業を委託しています。
■現状と課題	定期的な開催が定着し、湖南地区と湖北地区に分けて事業を実施しています。 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、多くの高齢者の社会参加や外出頻度が減少した中で、オンラインで参加できる環境整備や感染症対策を講じながら事業を継続し、利用人数が増加しています。 介護予防の取組の入り口となる事業であることから、多くの人が参加できるよう、関係機関との連携や周知方法などの工夫が必要です。
■今後の方針	定期的な教室の開催を継続し、多くの高齢者が参加できるように関係機関と連携して事業の周知をしていきます。 また、リハビリテーション専門職等との連携を図りながら、利用者数の増加を目指します。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実施回数（回）	28	35	46	48	48	48	48
延利用者数（人）	368	543	725	730	750	770	800

(ウ) 地域介護予防活動支援事業

介護予防活動の地域展開を目指して、専門職と連携して自主的な地域介護予防活動を展開する組織を支援し、住民主体の介護予防活動の育成・支援を図る事業です。

これまで、リハビリ専門職と連携し、「厚岸音頭で介護予防！！」のご当地介護予防体操を普及し、高齢者の自宅や地域の通いの場で介護予防体操ができる環境を整備してきました。

今後も「厚岸音頭で介護予防！！」のご当地体操の普及に努めるとともに、介護予防に資する取組への参加や生活支援体制整備事業と連動させ、地域の社会参加活動を増進するため、介護予防活動支援を推進していきます。

(エ) 地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーション専門職が、高齢者の有する能力を評価し改善の可能性を助言するなど、地域包括支援センターと連携しながら、住民主体の通いの場等を支援する事業です。

事業の実施はしていませんが、リハビリテーション専門職と連携し、事業の活用について検討していきます。

② その他の介護予防事業

(ア) 貯筋検診事業

■事業の概要	一般介護予防事業の参加者や通所型サービスC（貯筋サロン）の利用を終了した高齢者に対し、定期的な身体測定の実施、保健・医療専門職による相談助言を受けることができる事業です。 令和3年度から保健福祉事業の枠組みで事業を開始し、医療法人社団田中医院に事業を委託しています。
■現状と課題	事業開始から2年以上が経過し、事業を継続的に利用している高齢者が増えてきています。 しかし、利用する人は固定化しており、参加しやすい環境の整備や周知が必要となっています。
■今後の方針	介護予防を行う入り口としての事業であり、リハビリ専門職から助言を受けられる場であるため、多くの人に利用してもらえるよう、普及に努めていながら利用者数の増加を目指していきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数（回）	－	8	8	8	8	8	8
延利用者数（人）	－	59	62	81	90	100	110

(イ) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を行うため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的に実施するよう努めるものとされたことに加え、各自治体において他の市町村や後期高齢者医療広域連合が保有する被保険者の介護・医療・健診情報等を授受するための規定の整備が行われました。

本計画期間において、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加できるようにすること、高齢者のフレイル状態を把握した上で、適切な医療サービスや介護サービスにつなげることによって、介護予防・重度化防止や疾病予防・重度化予防の促進を目指していきます。

■主な内容	●健診事業と高齢者実態把握調査結果のデータ活用の検討 ●貯筋健診事業との連動した事業の検討 ●北海道後期高齢者医療広域連合のデータを活用した健康指導 ●健診データを活用した個別的支援（ハイリスクアプローチ）の実施検討 ●通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）の実施検討
-------	---

(3) 健康づくり事業の推進

高齢期をいきいきと暮らすためには、介護予防と併せて、高齢者が生涯にわたり心身ともに健康でいられるよう、健康寿命の延伸に向けて、日頃からの健康づくりや疾病予防が重要となってきます。町民がつくる健康なまちづくり計画「みんなすこやか厚岸21（第3期）」に基づき、町民一人ひとりの健康づくり意識の高揚と、健康づくりに取り組む地域への支援を引き続き進めます。

特に、厚岸町独自の健康課題への対策として、個人や家庭、地域、行政が連携して取り組むことで、さらなる健康づくり意識の高揚を図ります。

①集団健康教育

■事業の概要	介護予防、その他健康に関する正しい知識の普及を図り、必要な助言や支援を実施しています。 栄養指導においては、疾病についての知識を深め、食生活の見直しと向上を図るため、食を取り入れた健康づくり学習会、地区における高齢者団体などへの健康教育を実施しています。
■現状と課題	各地域における健康に関わる教室開催や情報提供など、正しい知識の普及と地域での取組による意識の高揚が必要です。
■今後の方針	健康に関する正しい知識の普及を図るとともに、生活習慣改善のための適切な助言、支援を実施します。自治会など地域の各種団体と連携し、新たな健康教育の機会の設定や厚岸町の健康課題に沿った健康教育の実施に努めていきます。

②重点健康相談

■事業の概要	高血圧、糖尿病、脂質異常症、歯周疾患、骨粗しょう症、女性の健康等、個人の健康上の課題などについて、保健師、管理栄養士等が指導や助言を行います。
■現状と課題	近年は、インターネットの普及から健康に関する不正確な情報もあり、日常生活で実践できる、正確な情報として指導や助言を行うことが必要です。
■今後の方針	地域での健康相談の充実を図り、できるだけ広く相談窓口を活用してもらえよう、必要な体制づくりと周知に努めていきます。 また、相談支援技術の修得など研修機会を活用し、従事者の資質の向上に努めていきます。さらに、開催回数を増やすなど相談の機会をつくっていきます。

③健康相談

■事業の概要	健康に関する個別の相談に応じて必要な助言を行い、個人や家庭における健康管理に役立てることを目的として実施しています。
■現状と課題	背景の複雑な相談が増加傾向にあり、今後も課内・他課・外部機関との連携のもと、相談を受理していく必要があります。
■今後の方針	広く相談窓口を活用してもらえよう、必要な体制づくりと周知・啓発に努めていきます。 また、相談支援技術の修得など研修機会を活用し、従事者の資質の向上に努めていきます。

④高齢者食生活改善教室

■事業の概要	各地域での栄養教室の開催や食生活改善に関する普及・啓発を行っています。
■現状と課題	高齢者の栄養状態の低下は、要介護状態等への移行の要因にもなるため、身体状況に応じた食生活に関する知識や技術の普及が必要となっています。 また、認知症予防につながる生活習慣病予防となる食生活改善などが、課題となっています。
■今後の方針	関係団体との協力により事業を進め、実施方法を工夫することにより、効果的な事業の実施と、調理実習や高齢者の食生活において必要な注意事項などを指導し、介護予防事業と連携していきます。

⑤後期高齢者対象の生活習慣病検診

■事業の概要	北海道後期高齢者医療広域連合からの委託を受け、被保険者（主に75歳以上の高齢者）を対象に、集団及び個別に生活習慣病検診を実施しています。
■現状と課題	受診者の固定化や受診率の低迷がみられ、受診率向上や新規受診者の獲得に向けた対策が必要です。
■今後の方針	フレイルの早期発見・予防を目的とした質問票の使用により、虚弱な高齢者を早期に把握し、介護予防事業を勧奨するなど、介護予防事業との一体的な取組を行っていきます。

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進

介護保険制度においては、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を見据え、制度の持続可能性を維持しながら「地域包括ケアシステム」を各地域の実情に応じて深化・推進してきました。

介護保険法に規定する地域包括支援センターは、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等の専門職の知識を活かしながら、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、自助・互助・共助・公助の適切なコーディネートや資源の開発などにより、地域包括ケアの実現に向けて取り組んでいます。

また、多様な職種や機関との連動協働によるネットワークの構築を進めることが重要であり、地域ケア会議の開催、認知症施策の推進、在宅医療と介護の連携などの事業を行っています。

今後、介護を必要とする高齢者のみならず、ケアラー※¹などの家族介護者支援、高齢者の社会参加、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを進め、地域包括ケアを推進していきます。

（1）地域包括支援センターが行う包括的支援事業の推進

■事業の概要	地域包括支援センターが行う包括的支援事業は、地域住民の心身の健康保持と生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援する事業です。厚岸町の地域包括支援センターは、保健福祉総合センターあみか21に設置しています。 平成30年度からは、包括的支援事業に加え、社会保障充実分の事業として、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業を実施しています。
■現状と課題	ひとり暮らしの高齢者や認知症高齢者の増加に加え、8050問題※²などを抱える支援困難事例や高齢者虐待など、世帯が抱える課題が複合化・複雑化しています。 高齢者だけではなく、複合したケースなどに対応するため、生活困窮分野、障がい福祉分野や児童福祉分野など他分野と連携促進を図るとともに町民が気軽に相談できる窓口として充実していくことが必要です。
■今後の方針	保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の配置を継続し、専門職相互が常に連携・協働の体制を構築し、複合化・複雑化する課題に対応できるよう、専門機能の向上に努めていきます。 また、属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことが期待されることを踏まえ、地域と積極的に関わりを持ち、地域の関係機関、ボランティアや民生委員児童委員などと連携し、センターの機能が十分に発揮できるように努めていきます。

※1 ケアラー：心や身体に不調のある家族の「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」などをする人。

※2 8050（はちまる・ごうまる）問題：80代の親が50代の子どもを支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け負うという社会問題。

① 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）の実施

（ア）総合相談支援業務

多様な相談支援において、保健・医療・福祉などの適切なサービス、関係機関や制度の調整・利用につなげるなどの支援を行います。

主な業務	・ 地域における様々な関係機関などとのネットワーク構築 ・ 高齢者の心身の状況や家庭環境などの実態把握 ・ サービスに関する情報提供などの相談対応や、継続的・専門的な相談支援 ・ 家族介護に対する相談支援 ・ 地域共生社会の観点に立った包括的な支援
------	--

（イ）権利擁護業務

高齢者が地域生活において困難を抱えた場合、成年後見制度の活用支援や養護老人ホームへの入所措置の相談、虐待の予防・早期発見など、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活ができるよう支援を行います。

主な業務	・ 成年後見制度の活用促進 ・ 老人福祉施設などへの措置支援 ・ 高齢者虐待や困難事例への対応 ・ 消費者被害の防止
------	---

（ウ）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、介護支援専門員や地域の関係機関等との連携による支援を多職種協働により進めます。

主な業務	・ 包括的・継続的なケア体制の構築 ・ 介護支援専門員の個別相談・助言 ・ 介護支援専門員同士のネットワーク構築 ・ 支援困難事例などへの指導・助言
------	---

（エ）介護予防ケアマネジメント業務

要介護状態等になるおそれのある高齢者や要支援認定を受けた高齢者などに対し、心身の状況等を把握し、その利用者に応じた支援計画を作成、サービスの調整を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

主な業務	・ 総合事業の介護予防ケアマネジメント業務 ・ 予防給付に関するケアマネジメント業務 (予防給付のケアマネジメントは指定介護予防支援事業所として実施)
------	--

第2章 各論

② 運営協議会の実施

地域包括支援センターの運営にあたっては、地域の関係者全体で協議、評価する場として地域包括支援センター運営協議会を設置しています。

事業の運営については、定期的に地域包括支援センター運営協議会を開催し、事業の内容について検討・協議を行い、公平・中立性を確保し、その円滑かつ適正な運営を図っていきます。

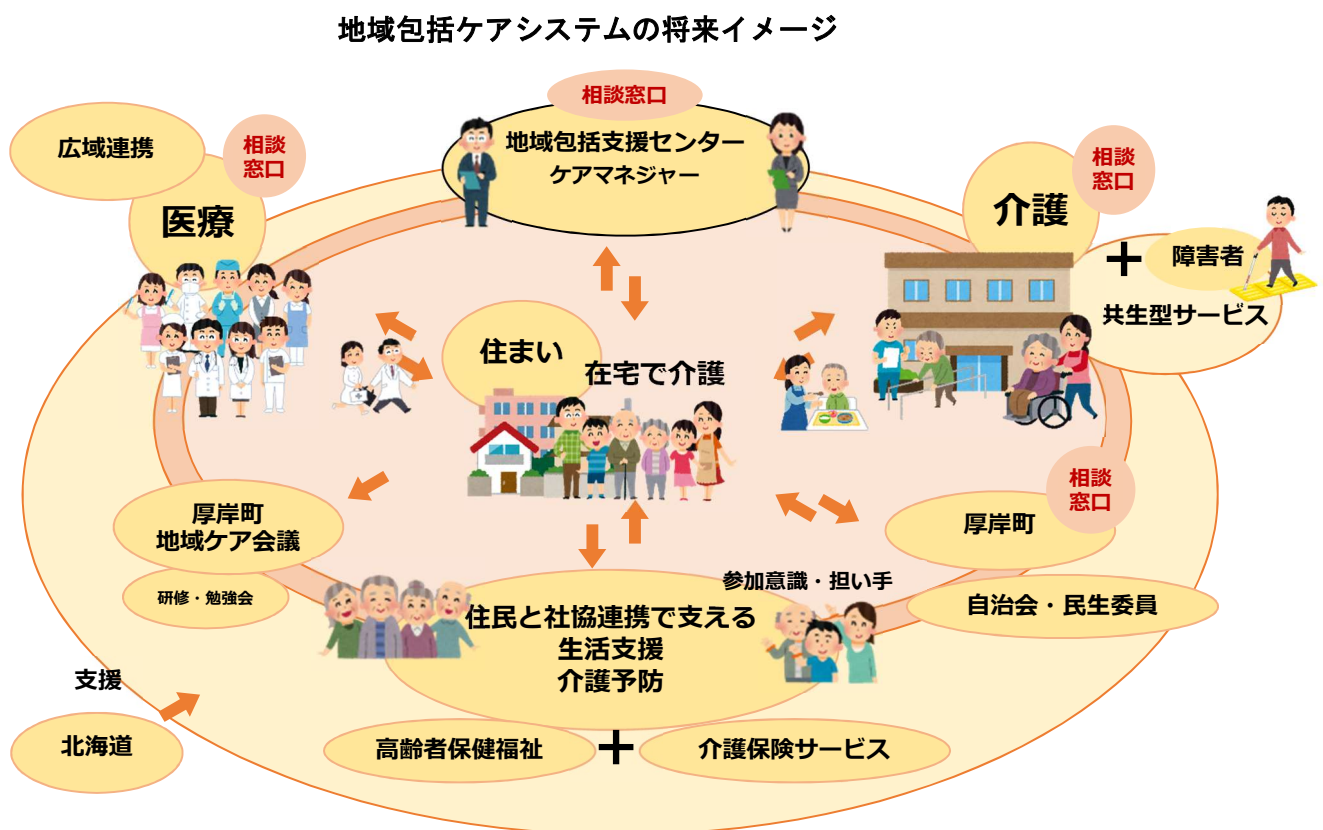
③ 包括的支援事業（社会保障充実分）の実施（次頁以降に内容掲載）

（ア）地域ケア会議の推進

（イ）生活支援体制整備事業の推進

（ウ）在宅医療・介護連携推進事業の推進

（エ）認知症総合支援事業推進



(2) 地域ケア会議の推進

地域包括ケアシステムの構築を進めるにあたっては、民生委員や自治会等の地域支援者・団体や、専門的視点を有する多職種を交え、「個別課題の解決」、「地域支援ネットワークの構築」、「地域課題の発見」、「地域づくり、資源開発」及び「政策形成」の5つの機能を有する地域ケア会議により、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に図っていくことが重要とされています。

厚岸町では、地域ケア会議の開催を通じて、地域に共通する課題や有効な支援策を明らかにし、課題の発生や重度化することの防止に取り組むとともに、多職種協働によりネットワークの構築や資源開発に取り組み、さらなる個別支援の充実に努めていきます。

「地域ケア会議」の5つの機能	内 容
ア 個別課題の解決	多職種が協働して個別ケースの支援内容を検討することによって、高齢者の課題解決を支援するとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める機能
イ 地域包括支援ネットワークの構築	高齢者の実態把握や課題解決を図るため、地域の関係機関等の相互の連携を高め、地域包括支援ネットワークを構築する機能
ウ 地域課題発見	個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を浮き彫りにする機能
エ 地域づくり資源開発	インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、地域で必要な資源を開発する機能
オ 政策形成	地域に必要な取組を明らかにし、政策を立案・提言していく機能

①地域ケア推進会議

■事業の概要	介護、福祉、保健医療等の専門的知識を有する委員が参画した会議であり、地域包括支援センターが実施する「地域ケア個別会議」の内容を報告し、地域で実際に起きている課題の共有を図り、地域づくりや社会資源の開発につなげていきます。
■現状と課題	地域包括支援センターが実施している地域ケア個別会議の実績報告及び課題の検証、合意形成を行っています。 地域ケア会議の機能である「地域づくり資源開発」「政策形成」を行う会議の場としていますが、機能の充実を図るため、地域の課題を研究し、地域ケア推進会議を有効的に活用する必要があります。
■今後の方針	「地域づくり資源開発」「政策形成」の機能が発揮できるよう、地域ケア個別会議で確認した意見や課題を整理し、地域ケア推進会議の場で協議していきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
会議開催回数（回）	1	1	2	2	2	2	2

第2章 各論

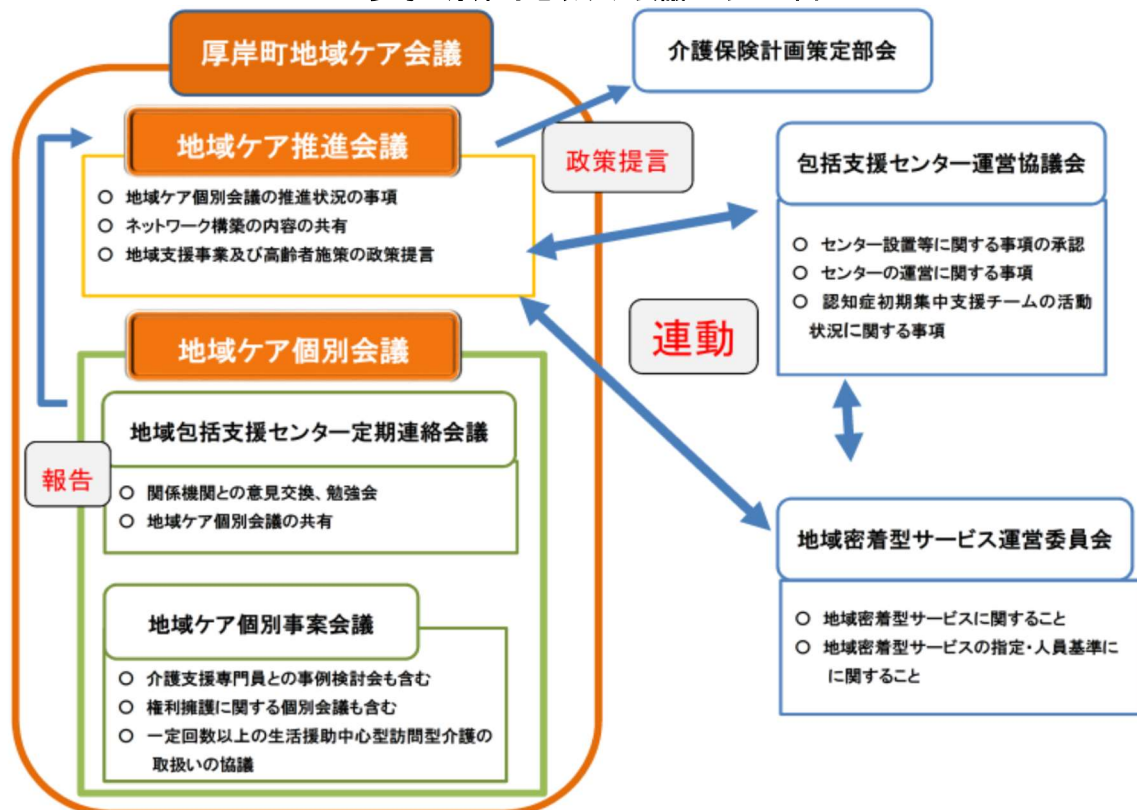
②地域ケア個別会議

■事業の概要	地域包括支援センターが、個別会議の内容に応じて、構成員を参集する会議であり、現在、地域包括支援センター定期連絡会議、個別支援会議、介護支援専門員との学習会の3つの会議を実施しています。
■現状と課題	地域ケア会議の機能である「個別課題の解決」「地域包括支援ネットワークの構築」「地域課題発見」「資源開発」を行なう会議の場としており、機能の充実を図るため、参集する構成員と顔の見える関係性を構築し、活発な意見交換ができる環境づくりが必要です。
■今後の方針	世帯が抱える課題は複合化・複雑化しており、個別支援会議を通じて多職種にわたり役割分担するなどネットワークの構築をしていきます。地域包括支援センター定期連絡会議及び介護支援専門員学習会については、各種意見や情報交換を行い、5つの機能の向上を図り、参加者に対して結果や推進状況を周知しながら定期的に開催していきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
個別支援会議（回）	9	5	6	2	6	6	6
地域包括支援センター定期連絡会議（回）	9	11	12	12	12	12	12
介護支援専門員学習会（回）	－	1	4	3	3	3	3

参考：厚岸町地域ケア会議スキーム図



(3) 地域支え合い体制の推進

地域において、ひとり暮らしまたは夫婦のみの高齢者世帯、認知症の人が増加することにより、見守り・安否確認、外出支援、買い物・調理・掃除等の家事支援を含む日常生活上の支援が必要な高齢者が増加することが見込まれます。

住み慣れた地域で在宅生活を継続していくために、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）と連携し、協議体による地域ニーズや資源の把握、関係者のネットワーク化、担い手の養成、資源の創出等を通じて支援の充実、強化を図ることが重要とされています。

介護給付等対象サービス及び地域支援事業等の公的サービスのほか、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人等の生活支援・介護予防サービスと協働した体制づくりを進め、地域の支え合い体制の推進を図りながら、高齢になっても安心して在宅生活を送ることができる地域づくりを目指す必要があります。

①生活支援体制整備事業の推進

■事業の概要	自治会、民間事業所、関係団体、民間事業者、ボランティアをはじめとした多様な主体が連携しながら、高齢者の社会参加及び生活支援・介護予防の充実を推進することを目的として「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置や「協議体の設置」を行う事業です。 現在、厚岸町社会福祉協議会に事業を委託しています。
■現状と課題	生活支援コーディネーターを中心に、生活支援体制の整備に向けてボランティアの育成、地域住民等との協働により、新たな生活支援サービス「お助け隊」やボランティアに対するポイント付与制度を行い、体制整備を進めてきました。 新型コロナウイルスの影響で新たなサロンの創設や地域食堂、コミュニティカフェの発展が難しい状況ではありましたが、地域の支え合い体制の推進に向けて働きかけています。
■今後の方針	地域の支え合い体制の推進に向けて、生活支援コーディネーターと連携を図り、地域の実情に即した課題の分析、地域資源の発掘や関係者相互のネットワークの構築を進めていきます。 新たな生活支援サービス「お助け隊」やボランティアに対するポイント付与制度などの事業に協力し、地域の社会資源が充実するものとするため、介護保険サービスや介護予防生活支援サービスとの連携を進めていきます。 また、協議体のネットワークを活用し、地域の災害対策への支援を推進します。

第2章 各論

■生活支援体制整備事業の解説

生活支援コーディネーター (地域支え合い推進員)	地域で、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者
協議体 (地域支え合いネットワーク会議)	生活支援コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、情報の共有及び連携強化の場として、中核となるネットワーク
取組内容	① 地域のニーズと資源の状況の見える化、問題の提起 ② 地縁組織等多様な主体への協力依頼などの働きかけ ③ 関係者のネットワーク化 ④ 目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一 ⑤ 生活支援の担い手の養成やサービスの開発 ⑥ ニーズとサービスのマッチング

■厚岸町社会福祉協議会で実施する協議体（地域支え合いネットワーク会議）

■主な協議事項	● 高齢者や障がい者などへの日頃からの見守り ● 避難行動要支援者の把握と災害時の支援体制の整備 ● 日常的に関わることができるサロンなどの実施 ● 生活支援体制整備事業に関すること
----------------	--

②地域の見守り対策の構築

■事業の概要	高齢者を地域で見守り、孤立死の防止や異変があった際に連携して対応するため、民間事業者と見守りに関する協定の締結をしています。また、認知症の高齢者が行方不明時に早期に発見できるようSOSネットワークを構築しています。
■現状と課題	民間事業者と見守りに関する連携を図ることで、心配な高齢者の情報が共有されています。認知症高齢者の増加により、SOSネットワークの充実を進める必要があります。
■今後の方針	地域の関係機関・団体とさらなる連携の強化を図り、高齢者の見守り体制の拡充に努めていきます。SOSネットワークは、警察や消防等の捜索機関と介護保険事業者等の協力機関との連携が図れるようにネットワークの強化に努めていきます。

(4) 在宅生活を支える事業の推進

高齢者が在宅生活を送るため、介護保険サービスや介護予防・生活支援サービス以外のサービスとして、各種事業を実施しています。

地域支援事業任意事業や保健福祉事業など介護保険料を財源とした事業のほか、町の独自サービスとして、高齢者の生活支援を目的とした各種事業を推進しています。

アンケートの結果では、町独自のサービスの認知度が低いことから、周知の方法について工夫するとともに、高齢者のニーズや関係機関からの意見を踏まえ、各事業のあり方を検討する必要があります。高齢者の選択を基本とし、心身の状況、生活環境などに応じた適切なサービスの提供を図ります。

①生きがい活動支援通所事業

■事業の概要	デイサービスセンターを利用して日常生活の訓練や趣味に関する活動を通じて、閉じこもり防止や生きがい活動の機会を提供する事業です。 介護認定を受けていない高齢者が利用しており、介護保険通所介護サービスや介護予防通所相当サービスと一体的に実施しています。
■現状と課題	介護認定を受けていない高齢者の外出・交流の場となっています。 また、入浴できる機会として、一定の利用者数が見込める状況です。
■今後の方針	介護保険外のサービスとして町民が通所サービスの利用を選択できる事業として継続していきます。 また、介護保険サービスや介護予防・生活支援サービスが利用できない町民の受皿として機能していきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
延利用者数（人）	43	30	31	35	35	35	35

②生活管理指導短期宿泊事業

■事業の概要	介護認定を受けていない人が町内の特別養護老人ホームの空き部屋を利用して短期間の宿泊を行うことにより、生活習慣等の指導及び体調の調整を行う事業です。
■現状と課題	令和3年度に緊急的に宿泊を要する高齢者が利用しており、その他の年度においては、利用実績がありませんでした。 町内の特別養護老人ホームは、空き部屋が少ないこと、また、短期宿泊を希望する高齢者はおおむね介護認定を受けていることから、利用人数が少ないことが見込まれます。
■今後の方針	緊急的に施設を活用できるサービスとしても利用できることを踏まえ、事業を継続していきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
延利用日数（日）	0	57	0	0	3	3	3

第2章 各論

③生活管理指導員派遣事業

■事業の概要	介護認定を受けていない一人暮らし高齢者などに対し、居宅に生活管理指導員を派遣し、日常生活の支援を行う事業です。 町内の介護保険訪問介護事業所の訪問介護員（ホームヘルパー）が生活管理指導員として訪問しています。
■現状と課題	各年度において利用人数の増減がありますが、一定数の利用ニーズがある状況です。
■今後の方針	介護保険以外のサービスとして事業を継続し、委託事業者と連携を図りながら、利用者の自立支援の推進に努めていきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
延派遣回数（回）	290	154	189	316	320	325	325

④車いす等利用者通院等交通費助成事業

■事業の概要	医療機関の通院や入退院時において、車いすを使用しているなど、一般車両による移動が困難な人に対し、介護タクシー等の乗車料金の半額分を助成する事業です。
■現状と課題	登録人数や利用回数も増えていることから、今後も事業の利用回数の増加が見込まれます。 主に要介護状態の高齢者が活用している事業で、特に専門医療機関がある町外の医療機関に通院する人には交通費の負担軽減となっています。
■今後の方針	今後も対象者の交通費の負担軽減を図り、介護サービス事業者等と連携を図りながら事業の周知を進めていきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
延利用回数（回）	1,300	2,508	2,391	2,400	2,400	2,400	2,400

⑤除雪サービス事業

■事業の概要	ひとり暮らしの高齢者世帯及び高齢者のみの世帯等に対し、冬期間における除雪を提供する事業です。 高齢者事業団に事業を委託し、実施しています。
■現状と課題	ひとり暮らしの高齢者や家族が遠方に住んでいる高齢者が多いことから、除雪サービスのニーズが高く、今後も利用が増えることが予測されています。 また、アンケート結果において、日常生活で困っていること、または将来的に困ったときをお願いしたいサービスとして除雪と回答した人が最も多くなっています。しかし、除雪サービスの認知度が低いことがわかりました。
■今後の方針	除雪サービスの登録者数は増えてきており、現行サービスを継続できるように高齢者事業団との連携を図っていきます。 また、除雪サービスの認知度を高くするため、効果的な周知方法を検討していきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実施回数（回）	5	6	8	6	6	6	6
登録者数（人）	146	130	135	140	145	145	145

⑥配食サービス事業

■事業の概要	栄養改善が必要な高齢者に対し、定期的に居宅を訪問し、食事の提供をする事業です。 栄養改善のほか、高齢者の安否確認を目的として活用する事業となっています。 在宅老人デイサービスセンターを指定管理する厚岸町社会福祉協議会に事業を委託し、実施しています。
■現状と課題	サービス利用者数が増加しており、今後も利用が増えることが予測されています。 委託事業者がサービスを提供できる人数として、1日10人～12人程度であり、委託事業者と連携して受入体制の維持と利用しやすい柔軟な対応が必要となっています。
■今後の方針	現在、地域支援事業任意事業として実施していますが、総合事業のその他生活支援サービスとして事業実施するか検討していきます。 栄養改善が必要な高齢者へのサービスとして、事業の継続と見守り体制の充実を図っていきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
延利用者数（人）	899	1,139	1,375	1,560	1,580	1,600	1,620

第2章 各論

⑦要介護者介護用品給付事業

■事業の概要	要介護4または5の認定を受けている要介護者を介護している家族に対し、紙おむつなどの介護用品を購入できる給付券を支給することにより、経済的負担の軽減を図る事業です。 現在、保健福祉事業として実施しています。
■現状と課題	対象者数は限定されていますが、重度の高齢者を介護する介護者の経済的な負担軽減が図られています。 対象者の要件について、拡大を希望する意見があるとともに、在宅介護実態調査において、要介護4または5の認定以外の高齢者を介護する家族が介護用のオムツにかかる費用に負担を感じていることがわかりました。
■今後の方針	今後も介護者の負担軽減を図る目的で事業を継続していきます。 また、在宅介護実態調査や居宅介護支援事業所等の意見を踏まえ、対象者の要件について検討していきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実利用者数（人）	4	4	8	9	7	25	25

⑧日常生活用具給付事業

■事業の概要	ひとり暮らしの高齢者などに対し、電磁調理器、火災警報機、自動消火器を給付することで、日常生活の安心と安全の確保を図る事業です。
■現状と課題	給付する用具は、主に火災防止に効果のある用具に限定しており、数年間実績がない状況が続いています。
■今後の方針	居宅介護支援事業所など関係機関に対し、事業の周知を行いながら継続して事業を実施していきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
延利用者数（人）	0	0	0	1	2	2	2

⑨福祉用具貸与事業

■事業の概要	介護保険における福祉用具貸与の利用ができない場合に、車いす、電動介護用ベッドを貸与することにより、在宅における日常生活の便宜を図る事業です。
■現状と課題	急に退院して在宅生活をする場合に一時的に電動介護用ベッドを使用するなど、緊急的に活用できる福祉用具として利用されています。
■今後の方針	今後も、事業の継続を行うとともに広く周知に努め、定期的に貸与備品の更新について検討していきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
延利用者数（人）	19	24	31	25	25	25	25

⑩福祉電話貸与事業

■事業の概要	低所得世帯への福祉の増進を目的として、電話加入権を含めた電話の貸与を行う事業です。
■現状と課題	携帯電話の普及や町内全戸に設置されたIP告知端末などにより、電話回線がなくても生活に支障がでない場合が多いため、電話設置に関する相談が少なくなっています。
■今後の方針	現在の保有台数を維持して事業の継続をしていきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実利用者数（人）	2	1	0	1	1	2	2

⑪寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

■事業の概要	ひとり暮らしの高齢者などで寝具の衛生管理が困難な人を対象に寝具の衛生管理のための水洗い及び寝具の消毒乾燥サービスを行うことにより、清潔で快適な生活を送ることができるよう支援する事業です。
■現状と課題	安価に寝具を購入できることやコインランドリーでも布団を洗濯できることから、数年間利用の実績がない状況となっています。
■今後の方針	高齢者の生活状況を確認し、事業の必要性について協議していきます。

第2章 各論

⑫福祉相談所運営事業

■事業の概要	社会福祉センター内と、地区民生委員の自宅に福祉相談所を設け、悩みごとや保健・福祉等に関して不安を持つ高齢者等の相談に応じる事業と弁護士による無料法律相談を行う事業です。
■現状と課題	身近な相談所として実施しておりますが、多様な相談に対応するため行政窓口などとの連携が必要です。 また、事業の周知を進める必要があります。
■今後の方針	法律相談が受けられる機会でもあり、今後も事業を継続し、周知活動を進めていきます。

⑬緊急通報システム事業

■事業の概要	ひとり暮らしの高齢者等に対し、消防署、地域の協力員による連絡体制を確保することで、急病等による緊急時の迅速かつ適切な対応につなげる事業です。 自宅に緊急通報システム電話機を設置するほか、令和3年度からモバイル式の緊急通報システムを導入し、一部、事業を委託して実施しています。
■現状と課題	モバイル式の緊急通報システムが普及し、定期的に安否と体調の確認連絡を行っています。 モバイル式の緊急通報システムの使用が難しい人がいるため、旧型の電話式とモバイル式を併用しながら事業を実施しています。 今後もひとり暮らしの高齢者が多いことから、登録者数が増えることが予測されています。
■今後の方針	ひとり暮らしの高齢者や、持病をもった人が安心して在宅生活を継続できるよう、関係機関と連携を図りながら事業の周知を進めていきます。また、地域の協力員の確保に努めていきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
登録者数（人）	58	59	59	60	65	68	70

(5) 認知症施策の推進

国がとりまとめた認知症施策推進大綱では、「共生」と「予防（発症を遅らせるという意味での予防）」を基本的な考え方として、5つの柱に沿って（都道府県、市町村は4つの柱）施策を推進するとされています。

認知症施策をより充実させるため、認知症の人や家族の意見を踏まえた支援体制の整備を進めながら、「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」とともに、認知症施策推進大綱で示された「共生」と「予防（発症を遅らせるという意味での予防）」を基本的な考え方として、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」、障壁を減らす「認知症バリアフリー」、通いの場の拡大など「予防」の取組を進めていきます。

厚岸町の認知症施策は、認知症施策推進大綱の柱に沿って取り組み、認知症地域支援推進員（以下、「推進員」という。）が中心に推進を図ってきました。今後は、認知症に関する理解促進を図るために、地域や職域で認知症の人や家族を見守る応援者である認知症サポーターの養成を引き続き推進し、地域で関わるのが想定される小売業・金融機関・公共交通機関等の従業員をはじめ子供・学生に対する認知症サポーター養成講座を実施し、認知症バリアフリーの推進に向けた普及啓発活動を進めていきます。

■認知症施策推進大綱 4つの柱と厚岸町で取り組む事項

認知症施策推進大綱 4つの柱	厚岸町の取組
1 普及啓発・本人発信支援	●認知症サポーター養成、おさらい講座の開催 ●厚岸町認知症あんしんガイド（認知症ケアパス）の普及 ●ホームページ等による相談窓口の周知 ●世界アルツハイマー月間（9月）における啓発イベントの開催
2 予防	●厚岸町認知症あんしんガイドの普及 ●介護予防の通いの場への参加を促進
3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	●認知症地域支援推進員による周知活動 ●認知症初期集中支援チームによる支援活動 ●認知症家族介護者のつどいの開催 ●認知症・コミュニティカフェの開催支援 ●厚岸町認知症あんしんガイドの普及
4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援	●地域の見守り体制の構築（SOSネットワーク、みまもり靴ステッカー交付等） ●認知症カフェの開催支援 ●認知症家族介護者のつどいの開催 ●若年性認知症の人と家族支援・社会参加支援 ●成年後見制度の活用促進 ●高齢者虐待防止の取組 ●消費者被害防止の取組 ●認知症サポーター等による支援チームが、支援ニーズに沿った活動を行う「チームオレンジ」の整備

第2章 各論

①認知症初期集中支援推進事業

■事業の概要	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるため、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」（以下、「支援チーム」という。）が、早期診断や早期対応に向けた支援を行う事業です。 認知症専門医を含む専門職の支援チームが、支援内容を検討し早期に必要な医療と介護サービス等につなぐことで、認知症の人と家族の生活の質を高めることにつなげています。
■現状と課題	支援チームが対応する支援対象者数はこれまで年間1名ですが、関係機関との連携により、解決している状況にあります。 支援チームが円滑に活動できる体制づくりと認知症支援の技術向上に努める必要があります。
■今後の方針	認知症の早期支援に取り組むため、関係機関との連携を図るとともに、チーム員の支援技術の向上に努めていきます。 また、支援チームについて、町民や関係機関への周知を進めていきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支援対象者数（人）	1	1	1	1	2	2	2

②認知症地域支援推進事業

■事業の概要	認知症の人やその家族を支援する相談業務を行い、医療機関や介護サービス事業所との連携を図るための支援を行う推進員を地域包括支援センターに2名体制で配置しています。 推進員が中心となり地域へ認知症に関する普及・啓発などの情報発信やイベント等を企画するなど、認知症ケアの向上を図ることを目的とする事業です。
■現状と課題	個別のケースには症状や状況に応じた相談対応や関係機関との連携を図っています。 「厚岸町認知症あんしんガイド」（認知症ケアパス）の普及を進め、町民の認知症に対する理解の普及を行っています。 また、世界アルツハイマー月間（9月）では、啓発イベントを実施しています。 今後も、さらに認知症に対する理解の普及に向けて新たな企画をするなど積極的な取組を進める必要があります。
■今後の方針	推進員が主体的に認知症の人や家族を地域で支える体制づくりを進めていきます。 また、厚岸町認知症あんしんガイドの普及や世界アルツハイマー月間（9月）の啓発事業を継続的し、認知症に関する理解の促進と、本人の視点に立った「認知症バリアフリー」の推進に加え、若年性認知症の人への支援に努めていきます。

③認知症サポーター養成事業

■事業の概要	認知症になっても安心して暮らせる町づくりを目指し、認知症の人やその家族を見守る応援者である認知症サポーターを養成する事業です。
■現状と課題	新型コロナウイルス感染症の影響により、講座の開催に制限がある中で、認知症サポーター養成数の増加に取り組んできました。関係団体や教育委員会などとの連携を図り、幅広い人に養成講座の受講を勧める必要があります。
■今後の方針	町内の企業や団体をはじめ教育委員会等との連携を図り、養成講座とおさらい講座の開催を進めていきます。今後は、認知症サポーター養成講座修了者にはステップアップ講座を受講して、認知症サポーターを中心とした支援チーム「チームオレンジ」の整備に向けて事業を進めていきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サポーター養成数(人)	86	48	29	70	70	70	70
養成講座実施回数(回)	5	3	4	7	7	7	7

■認知症サポーター・キャラバンメイト数

区分	平成21～令和5年度(※)
サポーター(人)	1,218
キャラバンメイト(人)	12

※令和5年9月末まで

④家族介護者交流事業(認知症家族介護者のつどい)

■事業の概要	認知症の人を介護する家族が、お互いの経験や悩みについて話し合える場を提供し、介護者の不安やストレスを軽減できるよう支援する事業です。
■現状と課題	認知症介護の悩みを共有し合う場として、定期的には開催していますが、新規会員の入会が少ないことや会員が高齢化しており、新規加入者を増やすことが課題となっています。
■今後の方針	ひとりでも多くの介護者が交流の場に参加できるよう、活動を広く周知します。また、認知症カフェと連動的に開催するなど、厚岸町社会福祉協議会と連携し、活動の幅を広げる取組を進めていきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延参加人数(人)	0	12	14	12	24	30	40

第2章 各論

⑤認知症カフェの運営協力

■事業の概要	認知症の人やその家族を含め、誰でも気軽に参加でき、カフェのようにお茶を飲みながら語り合う交流の場です。 また、認知症介護の専門職に相談することができ、同じ経験を持つ人との情報交換ができる、つどいの場でもあります。
■現状と課題	第8期計画期間は、コロナ禍の影響により、本格的なカフェの開催は困難でしたが、アルツハイマー月間（9月）の催しで認知症カフェを試みとして開催しました。
■今後の方針	認知症の人と家族が気軽に参加出来るよう、広報誌やSNSで周知し、様々な認知症施策と連携した実施を計画するなど厚岸町社会福祉協議会と連携して進めていきます。

⑥チームオレンジの体制構築

■事業の概要	地域の認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族に対する社会参加支援を行います。認知症施策推進大綱では令和7年度までの間に全市町村で、『チームオレンジ』の整備をすることが掲げられています。
■現状と課題	チームオレンジの体制を整備するために、立ち上げや運営支援を担うコーディネーターを地域包括支援センター内に配置し、準備を進めています。
■今後の方針	コーディネーターを中心に、令和7年度までの整備に向けた全体スケジュールを作成し、当町における認知症支援のニーズの実態や既存の社会資源をもとに、チームオレンジの編成方法と設置類型を検討して立ち上げの準備を進めていきます。

⑦厚岸町ひとり歩き高齢者等みまもりステッカー交付事業

■事業の概要	外出後に自力で自宅に戻ることが難しい認知症の人が行方不明になった場合に、重大事故を未然に防ぐため、個人を特定する番号をつけた靴ステッカーを無料で配布しています。 登録した内容は警察署に情報提供し、行方不明時の捜索に役立てます。
■現状と課題	登録後に、行方不明となった人はいませんが、申請する家族には安心感を与えられるものとなっています。軽度認知症の状態で徘徊している高齢者が増えてきている現状から交付人数を増やしていく必要があります。
■今後の方針	必要な人に届くようにステッカーを周知していきます。その他、町全体への周知として広報誌やSNS等での啓発も行っていきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延交付人数（人）	0	6	1	4	4	4	5

(6) 高齢者の権利擁護のための取組

認知症などにより、判断能力が十分でない高齢者が、財産管理や日常生活での様々な契約などを行う時に、不利益にならないよう支援します。認知症高齢者の増加が予測され、高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう権利擁護の視点から専門的・継続的な支援が必要になっています。

また、高齢者虐待などの権利侵害への対応は、地域包括支援センターが中心となり、高齢者本人の生命や財産を守るため、適切な対応と専門性が求められています。

厚岸町では、厚岸町社会福祉協議会と連携して成年後見制度を利用しやすい環境整備に努めます。

①成年後見制度推進事業

■事業の概要	成年後見制度を利用しやすく、身近な制度として活用できるように「成年後見実施機関（あんしんサポートセンターあっけし）」を厚岸町社会福祉協議会に委託して運営している事業です。 成年後見実施機関では、成年後見制度の相談から申立支援、市民後見人の育成から活用まで、一体的に実施しています。
■現状と課題	「成年後見実施機関」の設立により、成年後見制度を必要とする町民への支援が進んでいます。 認知症高齢者の増加や家族関係の希薄により、成年後見制度の利用ニーズが増えることが予測されています。厚岸町社会福祉協議会と協働し、成年後見制度を利用しやすい環境整備を推進する必要があります。 また、成年後見制度利用促進に係る中核機関設置や地域連携ネットワークの整備について検討する必要があります。
■今後の方針	成年後見制度利用促進に係る中核機関の設置について、関係機関と協議を進めていきます。 厚岸町社会福祉協議会が実施している法人後見事業や日常生活自立支援事業と連携し、成年後見実施機関の機能の充実を図っていきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
市民後見人養成研修（人）	0	0	0	0	10	0	10
支援対象者(人)	5	8	9	9	10	10	10

第2章 各論

②成年後見制度利用支援事業

■事業の概要	成年後見制度の申立てにおいて、親族の支援が望めない場合に町長申立てを行います。町長申立てに掛かる費用や後見人の報酬を負担できない場合に町が費用の助成をする事業です。
■現状と課題	生活や財産を守る成年後見制度を身近な制度として活用してもらうため、社会福祉協議会と連携し事業の周知を図る必要があります。
■今後の方針	事業の周知や活用を推進し、成年後見制度を利用しやすい環境にしていきます。 被成年後見人への申立費用や報酬の助成を充実させることで、制度の活用を推進していきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
町長申立支援人数（人）	3	3	0	1	2	2	2
報酬助成件数（件）	2	3	3	4	5	5	6

●成年後見制度の種類

類 型	任意後見制度 (判断能力のある人)	法定後見制度 (判断能力が不十分な人)		
名 称	任意後見制度	後見制度	保佐制度	補助制度
対象者	判断能力のある人	日常生活で判断能力が欠けているのが通常の状態の人	日常生活で判断能力が著しく不十分な人	日常生活で判断能力が不十分な人
支援する人	判断能力があるうちに自分で任意後見受任者を決めておく。 判断能力が衰えた時には、申立てにより任意後見受任者が任意後見人となる。	本人または親族や町長の申立てにより、裁判所が選任した成年後見人	本人または親族や町長の申立てにより、裁判所が選任した保佐人	本人または親族や町長の申立てにより、裁判所が選任した補助人
		配偶者や親族、市民後見人、弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門職、社会福祉協議会などの法人から、家庭裁判所が本人にとって適切と思われる人や法人から選任する。		

③高齢者虐待に関する取組

■事業の概要	高齢者虐待では介護負担の軽減や認知症高齢者への対応等、早期支援により予防できることも多いため、日頃から情報収集を行い、関係機関と連携しています。
■現状と課題	高齢者虐待は当事者が問題を認識しない場合もあり、対応する職員の技術・資質の向上が必要です。 地域住民や関係機関における日々の見守りや、虐待についての理解を深めることも重要です。 また、近年では養護者や施設からの虐待のみではなく、セルフネグレクト※も増えており、町が対応する虐待事例が増加しています。
■今後の方針	介護サービス事業者や関係機関と連携を図り、早期発見・対応に努めていきます。 また、高齢者虐待に関する知識の普及に努め、相談窓口である地域包括支援センター職員が、専門知識を活用し対応できるように、専門研修の受講などにより資質の向上に努めていきます。

■高齢者虐待及び高齢者虐待における老人福祉法に基づく措置の現状

区分	現状		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
高齢者虐待対応件数（人）	4	6	2
老人福祉法に基づく措置（人）	0	2	0

※セルフネグレクト：自身が健康、生命および社会生活の維持に必要な、個人衛生、住環境の衛生もしくは整備または健康行動を放任・放棄していること

(7) 在宅医療と介護の連携

病気を抱えても、住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けていくためには、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが必要です。

関係機関が連携し、多職種協働による在宅医療・介護を一体的に提供できる連携体制の構築を図ります。

厚岸町では、令和2年度から地域の実情に応じた柔軟な取組として、在宅医療者と医療・介護をつなげるための「厚岸町つながり手帳」の交付を開始しています。

また、令和4年度からは医療分野専門職と介護専門職をつなげ、共同するための在宅医療・介護連携推進研修会「医療と介護の”ちえのわ”」を開始しています。

在宅医療・介護連携推進事業 4つの取組	取 組 内 容
(Plan : 計画) 現状分析・課題の抽出・施策立案 ア →地域の医療・介護の資源の把握 →在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	●「厚岸町在宅医療と介護マップ」の活用支援 ●地域包括支援センター定期連絡会議や地域ケア会議を通して地域の課題の把握と対応策の検討
(Do : 実行) 対応策の実施 →在宅医療介護連携に関する相談支援 →地域住民への普及啓発 イ 地域の実情に応じた柔軟な取組 →医療・介護関係者の情報共有の支援 →医療・介護関係者の研修	●地域包括支援センターに「在宅医療・介護連携相談窓口」を設置 ●連携を支援するコーディネーターの配置 ●町ホームページで「厚岸町在宅医療と介護マップ」「北海道医療機能情報システム」及び相談窓口の掲載 ●「厚岸町つながり手帳」の活用支援 ●釧路地域退院調整ルールの運用支援 ●在宅医療・介護連携推進研修会「医療と介護の”ちえのわ”」
(Check : 評価、Act : 改善) ウ 対応策の評価の実施と改善	●ア、イの評価、検討、改善を行い、継続的で切れ目のない在宅医療・介護の連携支援を行う

①在宅医療・介護連携推進研修会「医療と介護のちえのわ」

■事業の概要	介護と医療の多職種連携を進めるため、町内の専門職や事業所を対象に介護や医療の分野から講師を招き、研修を実施しています。
■現状と課題	研修会実施後は、出席者が各自交流を深めて意見交換をしており、在宅医療・介護の連携を図るための機会として定着しています。
■今後の方針	今後も、町内で在宅医療と介護連携に携わる関係機関等に講師を依頼し、町内の専門職や事業者とさらに顔の見える連携を目指します。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実施回数（回）	-	-	3	3	3	3	3

②つながり手帳の交付

■事業の概要	つながり手帳は、高齢者が医療や介護が必要となっても、安心して地域で暮らせるよう、医療や介護に関連する情報を本人や関係者が記載し、切れ目のない支援をすることを目的とするものです。
■現状と課題	主に医療機関からの勧めで、複数の介護サービスや医療処置が必要な人に交付しています。釧路圏域で普及に取り組んでおり、今後も広く交付する必要があります。
■今後の方針	S N S や広報誌などを用いて周知を進めていきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
延べ交付人数（人）	2	3	15	10	15	15	15

3. 介護サービスの基盤整備と質的向上

厚岸町では既に介護人材不足が発生しており、例えば在宅サービスでは、利用者が希望する曜日・時間帯に訪問介護や通所介護などのサービス提供が受けにくくなるなどの影響が生じています。

その上で、今後は家族介護を受けられないひとり暮らし高齢者世帯の割合の増加と少子高齢化による人手不足が同時に進行することが見込まれるなど、介護人材の不足はますます悪化していくことが見込まれます。

そのため、介護サービス基盤のさらなる整備が必要な状況となっていますが、介護人材の不足及び将来の高齢者人口の減少の見込みから、新たな事業整備計画は立てられない状態です。

このような観点から、人材の確保や資質の向上などにこれまで以上に取り組む必要があり、厚岸町においても介護人材の確保に向けた各種施策の実施を検討していきます。

さらに、介護の現場で働く職員が長く働き続けることができるよう、人材不足の時代に即した介護現場の革新と効率性の向上を図り、本来業務に注力できる環境づくりが重要です。介護の質は維持しながら介護職員の身体的・精神的負担を軽減し、効率的な業務運営ができるよう、北海道と連携しながら介護ロボットやICT機器の活用が重要となっています。

(1) 入所施設の整備と居宅サービスの確保と充実

■現 状	介護サービス基盤の整備について、必要な見込量に基づき計画的な整備を進めています。入所施設については、介護老人福祉施設が1か所、介護老人保健施設が1か所となっています。 また、居宅系の事業所について、居宅介護支援事業所は、湖南地区に1か所、湖北地区に3か所、訪問介護事業所は、湖南地区に1か所、湖北地区に2か所、通所介護・通所リハビリ事業所は、湖北地区に5か所、認知症対応型共同生活介護の事業所が湖北地区に2事業所（4ユニット）となっています。医療系の事業所では、訪問リハビリ事業所が湖北地区に2か所となっています。
■課 題	介護人材不足から、利用者が希望する曜日・時間帯にサービスを受けられない状態が発生しています。 また、要介護2以下の軽度者による施設入所の希望者が多くなっていることら、町内にサービス付高齢者住宅などの施設整備のニーズが高まっています。
■今後の方針	介護人材確保の施策について、資格取得奨励金や外国人雇用に係る費用助成など、町内事業者のニーズを探りつつ、幅広い事業について検討していきます。中でも、ボランティアの活用による地域の支え合いで簡易な生活援助を提供できる地域ネットワークの構築などについても、訪問介護員の不足の緩和に資するものとなることから、研究を進める必要があります。 また、これまでどおり、サービス担当者会議や地域包括支援センター定期連絡会議において、施設・居宅・医療の担当スタッフの連携や情報交換し、より良いサービスの提供に努めていきます。 指定管理施設の厚岸町立特別養護老人ホーム心和園及び厚岸町在宅老人デイサービスセンターについては、施設の老朽化及び津波などの災害対策を検討するとともに事業の透明性を確保するため福祉サービス第三者評価事業を継続的に活用し、その内容を町民に公表していきます。

第2章 各論

(2) 高齢者が住みやすい居住環境への取組

高齢者単独世帯などの高齢者のみの世帯の増加に伴い、近隣との付き合いや地域への関心が低下している中で、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、より住みやすい居住環境に配慮をしていく必要があります。

■現 状	介護保険サービスにおける住宅改修では、地域包括支援センターにおいて相談や申請手続きの支援を行っているほか、居宅介護支援事業所へ情報提供を行っています。
■課 題	高齢者の住環境の特色として、持ち家率が高い反面、老朽化が進んでいるケースが多く、中には安全快適な生活に支障を来している住宅も見受けられます。 しかし、町内にはサービス付き高齢者向け住宅などがないことから、町外の施設への入居や町営住宅への入居となるケースが多くなっています。
■今後の方針	高齢者の暮らしやすい生活環境の実現のため、住宅改修や新築住宅における生活環境の整備において、介護支援専門員や理学療法士（PT）などの専門職、施工業者との連携を図り、住まいに関する相談に応じていきます。

①介護保険住宅改修支援費助成事業（理由書作成の助成）

■事業の概要	介護が必要になる人が住宅改修費申請時の必要書類「住宅改修が必要な理由書」（以下、「理由書」という。）について、居宅介護（介護予防）支援の一環として、担当する介護支援専門員等が作成することとされています。介護保険サービスの中で住宅改修しか利用しない被保険者については、居宅介護（介護予防）支援が行われていないため、理由書の作成者を確保するのが困難な場合も想定されています。 このため令和2年度から、居宅介護（介護予防）支援の提供を受けていない被保険者に係る理由書を作成し、住宅改修に係る適切なマネジメントが行われていると認められる場合、理由書の作成経費として住宅改修支援費を支給しています。
■現状と課題	令和2年度から事業を開始し、事業の周知を図っています。
■今後の方針	ひとりでも多くの介護者が活用できるよう、広く周知していきます。

■現状・見込み

区分	現 状			見 込 み			
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者（人）	7	5	8	5	5	5	5

(3) 介護人材の確保・育成の推進、従事者の資質向上

■現 状	保健福祉サービスに携わる人材の養成や研修については、介護保険事業従事者に対する研修機会の情報提供を行うなど、技術や知識などの向上の支援に努めています。
■課 題	介護保険事業所では、介護サービス従事者の人材確保に向けた取組を行っていますが、その現状は厳しく、人材の不足は事業を運営する上で大きな課題となっています。 地域サロンや地域住民が運営する憩いの場、認知症カフェなど、新しいサービスを構築する上で専門職以外の担い手（ボランティア等）が必要となっています。
■今後の方針	各種事業の担い手と、より高度な専門性を有する人材の育成や確保に努めていきます。

(4) 介護保険サービスの質の向上と確保

介護保険サービスを適正かつ円滑に実施するにあたって、次の事業などを展開・検討していきます。

①地域密着型サービス事業所の指定・指導

■現 状	地域密着型サービスのうち「認知症対応型共同生活介護」は、第2期計画期間中に2事業所3ユニットが、第5期にはその施設に増床された1ユニットが指定されています。 また、第3期計画期間中には、グループホームの建物を共用とした「認知症対応型通所介護」が指定となり2事業所で実施されています。 平成26年4月には、特別養護老人ホームの2ユニットが「地域密着型介護老人福祉施設」として、指定されています。 施設の実地指導については、指定期間に1回以上を目処に行っています。
■課 題	高齢化が進行していく中で、認知症高齢者対策は社会全体として考えていかなければならない重要な課題となっており、できる限り住み慣れた地域で安心して生活し続けるためのサービスを確保することが必要となっています。
■今後の方針	地域密着型サービスの運営については「厚岸町地域密着型サービス運営委員会」からの意見を聴き、既存事業所への適切な運営にあたっての指導・監督に努め、事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう「厚岸町地域密着型サービス事業者等指導要綱」に基づき、給付及び請求の内容などに関する指導・監督を計画的に実施していきます。

第2章 各論

②介護サービス相談員派遣事業

■事業の概要	介護サービス相談員が実際に介護サービスを行う施設・事業所などを訪問し、利用者や利用者の家族から介護サービスに関する疑問や不満などを聞き、事業所の職員などと協力しながら、苦情に至る事態を未然に防止し、問題解決やサービスの質の向上を目指す事業です。
■現状と課題	介護サービス相談員として訪問する際に、介護サービス相談員の資質と利用者及び事業者との信頼関係が必要であることから、介護サービス相談員としての技能の向上や問題解決に向けた行政との連携強化、また、本事業の周知徹底により、利用者や利用者の家族及び事業所との信頼関係の強化や事業の普及を図る必要があります。また、第8期計画期間中は新型コロナウイルス感染症の影響で施設等への立ち入りができなかったこと等から、オンライン会議システムを利用して事業を継続しましたが、事業の実施回数が第7期計画期間の回数を下回りました。
■今後の方針	利用者の意見や要望等を反映し、介護サービスの質の向上を図っていきます。 また、介護サービス相談員と行政との連携による問題解決に向けた体制強化により、介護サービスに対する安心感や信頼感の向上に努めるとともに、制度の普及・啓発や居宅サービスへの展開を踏まえて事業を推進します。 新型コロナウイルスの5類移行で、施設等での面会が可能となるため、本計画期間においては、事業実施回数の増回に努めます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
派遣回数（回）	80	6	22	35	42	42	42
相談員数（人）	4	4	4	4	4	4	5

③低所得者対策

■現状	第1号被保険者の保険料の所得段階別の区分けについて、厚岸町は国が標準とする13段階よりも多い15段階を採用していることにより、低所得者へ一定の配慮がされていますが、さらにきめ細かく対応するために、独自に低所得者に対する減免を行っています。また、介護サービスの利用に伴う利用料については、「社会福祉法人等による利用者負担額軽減」により低所得者の利用者負担額の軽減対策を行っています。
■課題	介護サービスの利用に伴う低所得者の負担軽減対策については、今後の国の動向や社会情勢の変化などに注視しながら、厚岸町の現状に即した対策を行う必要があります。
■今後の方針	第1号被保険者の保険料について、独自に実施している低所得者に対する減免を今後も継続していきます。

(5) 介護給付等に要する費用の適正化への取組

■現 状	介護保険の保険給付は、保険料によりまかなわれていることから、保険給付が適正に行われなければ、保険料を納付する被保険者にも理解を得ることができません。このため、給付請求やその内容の確認は保険者として重要な業務です。 現在、国民健康保険団体連合会が提供する医療情報・縦覧点検・給付システムを活用した給付内容の審査を行い、必要な手続きをとるようにするとともに、サービス提供の基本となる要介護認定の適正化を実施しています。
■課 題	国が示す①「要介護認定の適正化」、②「ケアプランの点検、住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査」、③「医療情報との突合・縦覧点検」の適正化主要3事業の実施について、進めることが求められています。
■今後の方針	要介護認定の適正化、住宅改修等の点検、福祉用具購入・貸与調査、縦覧点検、医療情報との突き合わせの実施により、不適切な給付などについては是正し、介護給付など費用適正化の取組を行っていきます。 また、ケアプランの点検方法についても、国民健康保険団体連合会の給付適正化システムから出力される帳票等の活用を検討していきます。

■介護給付費適正化事業の種類（適正化主要3事業）

種 類	内 容
●要介護認定の適正化	・要介護・要支援認定における訪問調査の保険者職員等による実施及び委託訪問調査に関するチェック等の実施
●ケアプランの点検 ●住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与に関する調査	・居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業所からの提出、または事業所への訪問等による保険者の視点からの確認及び確認結果に基づく指導等 ・住宅改修費の給付に関する利用者宅の実態調査や利用者の状態等の確認及び施工状況の確認等 ・福祉用具購入費・福祉用具貸与に関する利用者に対する必要性の確認等
●縦覧点検、医療情報との突合	・給付適正化システムの介護情報と医療情報との突合帳票（入院期間中の介護サービスの利用等）による請求内容のチェック ・給付適正化システムの縦覧点検帳票（複数月の請求における算定回数の確認等）による請求内容のチェック

（6）災害や感染症対策

災害発生時の対応については、厚岸町地域防災計画に沿って高齢者の生活を支える施策に取り組み、また、大規模な感染症発生時も同じく施策の実施に取り組みます。

また、事業者や町民一人ひとりが、備蓄等の準備、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や日頃からの手洗い等の対策を行うことが基本となります。

①災害への対応について

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、厚岸町地域防災計画に沿って、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、地震や水害等に対して高齢者の生活を支える施策に取り組みます。

さらに、災害発生時は町民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、災害教訓の伝承や防災教育の推進により、防災意識の向上に努めるように促していきます。特に、高齢者の避難行動に対する理解促進を図るため、厚岸町地域包括支援センターにおいても、防災・減災への取組実施機関（厚岸町防災部局、国、北海道、自主防災組織等の民間組織など）や介護事業者、その他の福祉団体と連携していきます。

②新感染症の大規模発生時の対応について

新感染症等に対しては、正しい知識を持って予防策を実践できるよう働きかけるとともに、大規模発生時には、関係機関との連携・協力のもと、高齢者等への感染症のまん延予防に最大限努めながら、情報の共有や支援を進めます。

なお、新型コロナウイルス感染症については令和5年5月8日から感染症法（※）における位置づけが「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」から「5類感染症」へ移行されたこともあり、もはや新感染症とはいえない状況ではありますが、町内では依然として高い感染者数が続いています。

そのため、本計画期間中も引き続き、新型コロナウイルス感染症を含めた感染症の町内の発生状況等について、町内高齢者施設、医療施設、教育施設、障がい者施設等との情報共有を継続していきます。

（※「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」）

③高齢者福祉事業者等との連携について

災害発生時や新感染症の大規模発生時においては、必要に応じて厚岸町と高齢者福祉事業者等と連携しながら事業の継続に努めます。

4. 高齢者の積極的な社会参加の推進

明るく活力に満ちた生活をするためには、高齢者自身が地域社会の中で自らの経験と知識を活かし、元気な高齢者が社会参加できる機会を増やしていくことが、高齢者自身の介護予防としても重要です。

また、支援を必要とする高齢者を「支える側」としても期待されており、身近な地域の中で積極的な社会参加を進め、活躍できるようしていきます。

(1) 生きがいつくりの推進

①老人クラブ活動などへの支援

■事業の概要	老人クラブは、高齢者の社会参加のきっかけとなっています。また、会員相互や地域のつながりに役立つものとして、町から老人クラブ活動と老人クラブ連合会の活動に対する助成を行い、高齢者の生きがいつくりにつながる支援を図っています。
■現状と課題	近年は、就労や多様な社会参加により、クラブ会員の減少が進んでいます。今後は、自主的で多様性のある活動が行えるように支援する必要があります。
■今後の方針	老人クラブは地域に根ざした組織であり、活発に活動できるよう、関係機関と連携を図りながら今後も支援を継続していきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
会員数（人）	542	480	439	398	398	398	398
クラブ数（クラブ）	14	14	14	14	14	14	14

②高齢者事業団への支援

■事業の概要	高齢者事業団は、高齢者の能力と経験を活かし、希望する仕事を通じて生きがいや活動の場として、就業機会の提供と福祉の増進を図ることを目的としています。
■現状と課題	会員の新規加入の促進や新たな事業の確保など、高齢者事業団の運営にあたり、関係機関等との連携が必要となっています。
■今後の方針	今後も活動に対する助成を継続するとともに、会員の新規加入促進に向けた取組など関係機関等との連携を図っていきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業団員数（人）	38	32	33	33	40	40	45

第2章 各論

③福祉交通回数券助成事業

■事業の概要	積極的な外出機会や社会参加を促進するとともに、健康と福祉の増進を図るため、満70歳以上の人や重度の障害者手帳の交付を受けている人を対象に、公共交通機関を利用する際の乗車券7,000円分（障がい者ではさらに7,000円分）を交付する事業です。
■現状と課題	令和3年度に、5,000円から7,000円に2,000円分を増額するとともに、令和4年度から重度心身障害者等ハイヤー券助成事業との統合を行っています。新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に公共交通機関の利用控えが見られましたが、利便性の向上と事業の拡充を進めたことで、交付人数及び使用回数が増えています。
■今後の方針	今後は、住民への周知や関係機関との連携を図り、より利用しやすい事業にしていきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
交付人数（人）	1,660	1,694	1,690	1,700	1,720	1,740	1,750

④長寿祝金

■事業の概要	敬老の日に町から祝金を贈呈しています。（満80歳：2万円、満88歳：3万円、満99歳：10万円、満100歳以上の人：2万円）
■現状と課題	今後も対象となる高齢者が増加しますが、町から祝金を贈呈することにより、町民の敬老思想の高揚を図っています。
■今後の方針	引き続き長寿を祝福するとともに、敬老思想の高揚を図ります。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
対象人数（人）	194	239	183	196	215	220	225

⑤元気いきいき高齢者応援事業

■事業の概要	介護認定を受けていない元気な高齢者に対し、長年にわたる健康維持や介護予防への努力を祝福するため、厚岸町商工会が発行する3万円相当の商品券等を贈呈する事業です。
■現状と課題	事業を開始してから5年が経過し、元気な高齢者を祝福する事業として定着しています。
■今後の方針	元気な高齢者が増えるよう、各種事業の推進を図るとともに、高齢者の健康維持のための目標になる事業として継続します。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
対象人数（人）	38	28	26	48	52	55	58

第2節 介護保険の事業費の見込み

1. 介護保険の財源

介護保険制度は社会全体で支える制度であり、介護保険に必要な財源は公費負担と対象者の保険料の両方で賄われています。

公費負担と保険料の負担割合は事業内容により異なり、詳細は以下のとおりです。

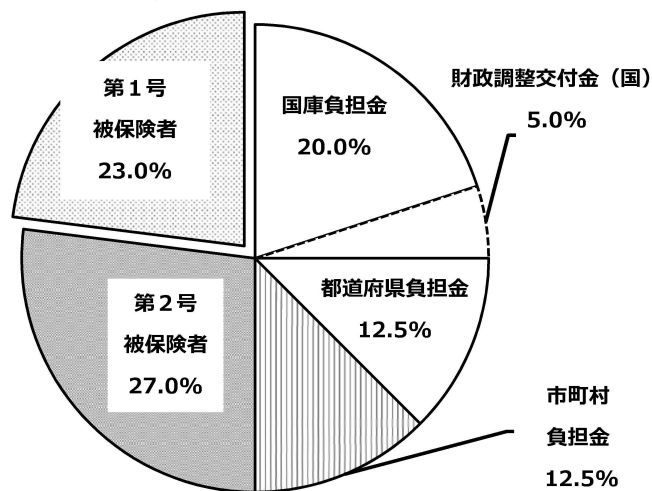
(1) 介護給付（予防給付）に要する費用の財源内訳

介護給付（予防給付）に要する費用の財源は、そのおおむね半分が公費、残りの半分が第1号被保険者（65歳以上の人）と第2号被保険者（40歳～64歳の人）が負担する保険料で構成されており、その内訳は次の図のとおりです。

財源の内5%部分は、国が全国の市町村の財政調整を行なうための調整交付金となっています。後期高齢者（75歳以上）の占める割合が低く所得水準が高い市町村では、交付割合が5%よりも低くなります。逆に、後期高齢者の占める割合が高く所得水準が低い市町村では、交付割合が5%よりも高くなります。厚岸町は従前から交付割合は5%よりも高く、5%プラス α の交付割合となっており、プラス α の分だけ、第1号被保険者の負担（23%分）が軽減されています。

なお、第9期に関しては、第8期からの財源構成などに関する制度変更はありません。

第9期における介護保険の財源



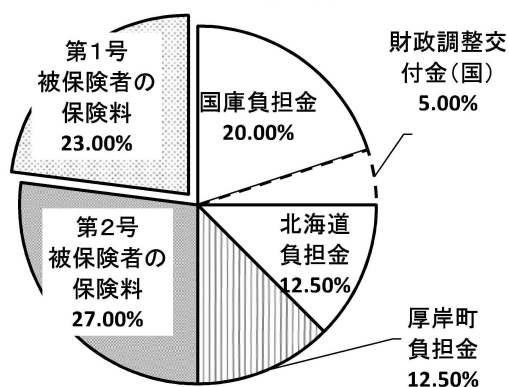
注：施設系サービス費については国庫15%、北海道17.5%の負担となっています。

（２）地域支援事業の財源内訳

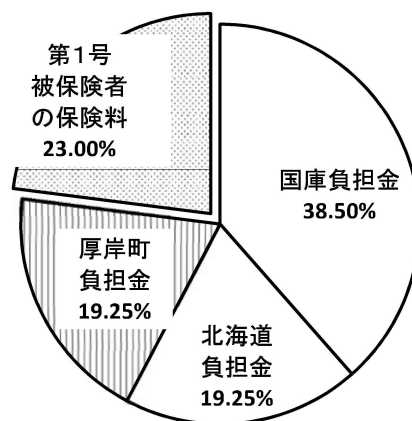
地域支援事業については、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」と「任意事業」の3つの事業に分けられ、政令において一定の限度額が定められています。その財源構成は、総合事業については、現行の介護給付費と同様となっており、包括的支援事業、任意事業については第1号被保険者保険料と公費で構成されています。

なお、「介護予防・日常生活支援総合事業」においても、財源の内5%部分は、調整交付金となっており、後期高齢者の占める割合が高く所得水準が低い市町村では、交付割合が5%よりも高くなり、第1号被保険者の負担（23%分）が軽減されています。

介護予防・日常生活支援総合事業
（総合事業）の財源内訳



包括的支援事業、任意事業の財源内訳



注：政令において定められている限度額を超える部分については、それぞれ市町村の負担となります。

◆要支援・要介護状態（おおむねの状態像）とサービスについて

介護 状態区分	心身の状態の例	利用できる サービス・事業等
非該当 (自立)	歩行や起き上がりなどの日常生活上の基本的動作（日常生活動作 ^{*1} ）を自分で行うことが可能であり、かつ、薬の内服、電話の利用などの手段的日常生活動作 ^{*2} を行う能力のある状態	総合事業
要支援 1	日常生活動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、現在の状態の悪化防止により要介護状態となることへの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態	在宅と一部施設の 介護予防サービス
要支援 2	要支援 1 の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態	総合事業
要介護 1	要支援 2 の状態から、手段的日常生活動作を行う能力が一部低下し、部分的介護が必要となる状態	在宅と施設の 介護サービス
要介護 2	要介護 1 の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態	
要介護 3	要介護 2 の状態と比較して、日常生活動作と手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態	
要介護 4	要介護 3 の状態に加えて、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態	
要介護 5	要介護 4 の状態よりさらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態	

*1 日常生活動作：食事、椅子とベッド間の移動、整容、トイレ動作、入浴、移乗、階段昇降、更衣、排便自制、排尿自制

*2 手段的日常生活動作：電話の使い方、買い物、食事の支度、家事、洗濯、移動の仕方、外出、服薬の管理、金銭の管理

第2章 各論

◆居宅・介護予防サービス等区分の支給限度額

認定区分	支給限度額(単位) (1か月の基準)	居宅・介護予防サービス等区分に含むサービスの種類
要支援1	5,032単位	(1) 居宅サービス ① 訪問介護 ② (介護予防) 訪問入浴介護 ③ (介護予防) 訪問看護 ④ (介護予防) 訪問リハビリテーション ⑥ 通所介護 ⑦ (介護予防) 通所リハビリテーション ⑧ (介護予防) 短期入所生活介護 ⑨ (介護予防) 短期入所療養介護 ⑩ (介護予防) 福祉用具貸与 ⑬ (介護予防) 特定施設入所者生活介護 (短期利用に限る)
要支援2	10,531単位	
要介護1	16,765単位	
要介護2	19,705単位	
要介護3	27,048単位	
要介護4	30,938単位	(2) 地域密着型サービス ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ② 地域密着型通所介護 ③ (介護予防) 認知症対応型通所介護 ④ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 ⑤ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 (短期利用)
要介護5	36,217単位	
支給限度額が 適用されないサービス		(1) 居宅サービス ⑤ (介護予防) 居宅療養管理指導 ⑪ (介護予防) 特定福祉用具販売 ⑫ (介護予防) 住宅改修 ⑬ (介護予防) 特定施設入居者生活介護 (短期利用を除く) ⑭ (介護予防) 居宅介護支援 (2) 地域密着型サービス ⑤ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 (短期利用を除く) ⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (3) 施設サービス ① 介護老人福祉施設 ② 介護老人保健施設 ③ 介護医療院

2. 介護保険サービス量の見込み

(1) 居宅サービス量の見込み

①訪問介護

■サービスの概要	訪問介護員（ホームヘルパー）が要介護者の居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事などの身体介護やその他日常生活上の援助を行うサービスです。
■現 状	介護予防訪問介護は、平成29年4月から地域支援事業の総合事業へ移行しました。 利用者数はおおむね横ばいで推移していますが、利用回数は減少で推移しています。 令和5年9月現在の利用者は134人と、居宅サービス利用者446人の約30.04%が利用しています。 利用者の介護度の構成は、要介護1の認定者が最も多く、比較的軽度の認定者の割合が高くなっています。
■課 題	要介護認定者の生活において欠かせないサービスであり、特にひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯の割合が増加する中、今後も必要があることが予測されています。 町内の3つの訪問介護事業所において、人員が不足しており、サービス利用提供回数や日時を調整しながら運営している状況です。 人材不足を緩和する観点から、ボランティアの活用による地域の支え合いで簡易的な生活援助を提供できる地域ネットワークの構築などの施策について、検討を進める必要があります。 また、利用者の日常生活動作の維持改善を図り、日々変化する心身の状況に合わせた柔軟なサービス提供が必要となっています。
■今後の方針	●事業者が実施するサービス担当者会議やモニタリング等に加えて、事業者・利用者へのヒアリングなどにより連携強化や適切なサービス提供を図ります。 ●サービスを必要とする利用者の把握及び情報収集を行うとともに、訪問介護員の人材の確保や育成において、事業者と連携を図ります。 ●一定回数以上の生活援助中心のサービス利用について、必要な場合には地域ケア個別会議を活用して検討・協議します。
■サービス量の見込み	要介護認定者数及びひとり暮らし高齢者数がほぼ高止まることに伴い、サービス量は横ばいで推移すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/年)	介護サービス	1,630	1,634	1,702	1,678	1,690	1,690	1,690
	計	1,630	1,634	1,702	1,678	1,690	1,690	1,690
利用回数 (回/年)	介護サービス	22,133	19,678	19,539	19,600	19,740	19,740	19,740
	計	22,133	19,678	19,539	19,600	19,740	19,740	19,740

第2章 各論

②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

■サービスの概要	介護職員と看護職員が要介護者等の居宅を入浴車等で訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るサービスです。
■現 状	町内には、事業所が1か所あり、令和5年9月現在、2人が利用しています。 対象者が限定されており、令和3年度はサービス量が増加しましたが、令和4年度以降は利用者数、利用回数ともに一定で推移しています。 通所サービスの入浴介護を利用できない要介護者にとって必要なサービスとなっています。
■課 題	町内の事業所は通所介護事業所と併設しており、サービス提供にあたって人員体制を確保する必要があります。 終末期を在宅で生活する人などのニーズがあり、サービスを必要とする利用者に円滑なサービス提供がなされるよう、今後も動向に注視していくことが必要です。
■今後の方針	●事業者が実施するサービス担当者会議やモニタリング等に加えて、事業者・利用者へのヒアリングなどにより連携強化や適切なサービス提供を図ります。
■サービス量の 見込み	一定サービス量の横ばいで推移すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数 (人/年)	介護予防サービス	0	0	0	0	0	0	0
	介護サービス	36	56	38	34	36	36	36
	計	36	56	38	34	36	36	36
利用回数 (回/年)	介護予防サービス	0	0	0	0	0	0	0
	介護サービス	133	268	122	111	120	120	120
	計	133	268	122	111	120	120	120

③訪問看護・介護予防訪問看護

■サービスの概要	医師の判断に基づいて、看護師などが要介護者等の居宅を訪問し、療養上の世話と必要な診療の補助を行い、心身機能の維持回復と生活機能の維持向上を図るサービスです。
■現 状	利用者数、利用回数は増加傾向にあり、令和5年9月現在の利用者は12人と、居宅サービス利用者446人の約2.69%が利用しています。 町内に1か所の事業者があり、病状が安定期にある人が対象となっています。 また、利用者の介護度の構成は、要支援者より要介護者が多くなっていますが、特に要介護1の認定者の利用が多くなっています。
■課 題	病気の治療後に在宅で療養、体調管理などが必要な高齢者は今後も一定数見込まれます。 退院直後に速やかにサービス提供が必要になる場合もあるため、利用者の今後の動向に注視していくことが必要です。 令和5年度から町内の1事業所が町外施設のサブステーション化となることから、サービス提供の状況について注視していくことが必要です。
■今後の方針	●事業者が実施するサービス担当者会議やモニタリング等に加えて、事業者・利用者へのヒアリングなどにより連携強化や適切なサービス提供を図ります。 ●利用ニーズに合わせて事業者と連携し、専門職の確保に努めます。
■サービス量の 見込み	第8期期間中は減少傾向でしたが、在宅生活の維持に必要なサービスの一つであり、一定の需要があるため、一定サービス量で推移すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数 (人/年)	介護予防サービス	29	11	11	13	12	12	12
	介護サービス	190	146	124	119	120	120	120
	計	219	157	135	132	132	132	132
利用回数 (回/年)	介護予防サービス	144	43	52	48	48	48	48
	介護サービス	1,107	771	714	577	611	611	611
	計	1,251	814	766	625	659	659	659

第2章 各論

④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

■サービスの概要	理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）が要介護者等の自宅を訪問して、生活機能の維持または向上を目指し、リハビリテーションを行うことにより心身機能の維持回復を図るサービスです。
■現 状	利用者数、利用回数はともに増加傾向にあり、令和5年9月現在の利用者は32人と、居宅サービス利用者446人の約7.17%が利用しています。 また、利用者の介護度の構成は、要介護1・2の認定者の利用が多くなっています。
■課 題	町内には2か所の事業所があり、通所リハビリテーション事業等と併設しており、サービス提供にあたって人員体制を確保する必要があります。 要介護者等が在宅生活において機能低下が進まないよう、身体状況の重度化を予防するサービスとして期待されています。 また、在宅介護と医療が円滑に連携し、通所または訪問いずれかの選択について、適正に対応していくことが必要となっています。
■今後の方針	●事業者が実施するサービス担当者会議やモニタリング等に加えて、事業者・利用者へのヒアリングなどにより連携強化や適切なサービス提供を図ります。 ●訪問リハビリテーションは、通所リハビリテーションと利用形態に違いがあることから、訪問サービスの必要性を確認しながら、福祉と医療の連携を図ります。
■サービス量の見込み	第8期期間中は増加傾向でしたが、事業者アンケートによれば、サービス提供可能な最大量に近づいているため、今後はサービス調整が難しくなることが予想されるため、第8期末のサービス量で高止まりして推移すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人／年)	介護予防サービス	21	44	60	45	48	48	48
	介護サービス	196	243	297	326	312	312	312
	計	217	287	357	371	360	360	360
利用回数 (回／年)	介護予防サービス	111	209	231	205	220	220	220
	介護サービス	1,194	1,393	1,669	1,838	1,750	1,750	1,750
	計	1,305	1,602	1,900	2,043	1,970	1,970	1,970

⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

■サービスの概要	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが要介護者等に対し、居宅を訪問して療養上の管理や指導を行い、療養生活の質の向上を図るサービスです。
■現 状	利用者数、利用回数ともにおおむね横ばいで推移しており、令和5年9月現在の利用者は 57 人と、居宅サービス利用者 446 人の約 12.78 %が利用しています。 認知症グループホームの入居者や、町外の有料老人ホームなどの施設入居者も利用できます。
■課 題	健康保険法の医療機関・保険薬局に指定された保険医療機関や保険薬局は、上記サービス事業所として介護保険法のサービス事業所としての指定をされたものとみなされ、人員・設備基準を満たせば実施できます。 そのため、福祉と医療の連携のもと、サービスを必要とする利用者の把握に努める必要があります。
■今後の方針	●事業者が実施するサービス担当者会議やモニタリング等に加えて、事業者・利用者へのヒアリングなどにより連携強化や適切なサービス提供を図ります。 ●居宅療養管理指導は、往診や通院で対応が可能な部分もあることから、サービス担当者会議などを通じて、福祉と医療の連携強化を図ります。
■サービス量の 見込み	第8期では町外の有料老人ホームの入居者などのサービス利用に伴い併用するなど、利用者数が増加傾向にありましたが、令和5年度では利用者数が高止まりしており、このまま推移すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数 (人／年)	介護予防サービス	16	9	0	9	0	0	0
	介護サービス	510	558	613	694	708	708	708
	計	526	567	613	703	708	708	708

第2章 各論

⑥通所介護

■サービスの概要	老人デイサービス等が、在宅の要介護者に通ってもらい（送迎し）、入浴・排せつなどの介護や食事、その他日常生活上の援助、機能訓練などを提供するサービスです。
■現 状	介護予防通所介護は、平成29年4月から地域支援事業の総合事業へ移行しました。 利用者数、利用回数は減少傾向にあり、令和5年9月現在の利用者は131人と、居宅サービス利用者446人の約29.37%となっています。 また、利用者の介護度の構成は、軽度の人から重度の人まで幅広く利用されています。 通所介護は、介護する家族の負担の軽減を図る機能や閉じこもり予防の機能も有しています。
■課 題	町内には2つの事業者があり、それぞれの事業者でレクリエーション、創作活動、機能訓練など、利用者の選択に基づくサービスを提供しています。 コロナ禍においてレクリエーション等を一部縮小・休止しながら運営せざるを得なかった状況もあり、今後は感染症対策を実施しながらのレクリエーション等の実施方法について、検討していく必要がありますが、要介護認定者の生活において欠かせないサービスであり、特にひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯の割合が増加する中、今後も一定の需要があることが予測されています。
■今後の方針	●事業者が実施するサービス担当者会議やモニタリング等に加えて、事業者・利用者へのヒアリングなどにより連携強化や適切なサービス提供を図ります。 ●サービスを必要とする利用者の把握及び情報収集を行うとともに、介護員の人材確保や育成において、事業者と連携を図ります。
■サービス量の 見込み	減少傾向ではありますが、外出の機会や入浴など生活活動として必要なサービスであり、一定量を見込みます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数 (人/年)	介護サービス	1,670	1,658	1,633	1,677	1,632	1,632	1,632
	計	1,670	1,658	1,633	1,677	1,632	1,632	1,632
利用回数 (回/年)	介護サービス	13,302	12,978	12,194	12,911	12,445	12,445	12,445
	計	13,302	12,978	12,194	12,911	12,445	12,445	12,445

⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

■サービスの概要	介護老人保健施設やデイケアセンターなどが、在宅の要介護者等に通ってもらい（送迎し）、心身機能の維持回復のためのリハビリテーションを提供するサービスです。
■現 状	町内には2か所の事業所があり、サービスを提供しています。 利用者数、利用回数は増加傾向にあり、令和5年9月現在の状況で83人の利用があり、居宅サービス利用者446人の約18.61%が利用しています。 利用者の構成は要支援1・2、要介護1・2の認定者が多い状況となっています。
■課 題	事業所は、理学療法士（PT）や作業療法士（OT）を配置しており、運動機能向上や認知症予防が期待できることから、心身状況の重度化を予防するサービスとして期待されています。 町内には2か所の事業所があり、訪問リハビリテーション事業等と併設しており、サービス提供にあたって人員体制を確保する必要があります。 また、入院中の医療機関からの退院後速やかにリハビリテーションを実施することが効果的なことから、医療機関とのより一層の連携を図ることが必要です。 また、要支援認定者はこれまで介護予防通所相当サービスと介護予防通所リハビリテーションの併用が原則認められないという取扱があります。
■今後の方針	●事業者が実施するサービス担当者会議やモニタリング等に加えて、事業者・利用者へのヒアリングなどにより連携強化や適切なサービス提供を図ります。 ●町内では短時間の通所事業所しかないことから、厚岸町の地域の実情を勘案し、介護予防通所相当サービスとの併用に関して、個別事情に応じて給付の可否を検討する必要があります。
■サービス量の 見込み	要介護認定者にあっては、第8期で利用者数、利用回数ともに減少していますが、事業者アンケートでは居宅介護支援事業所から利用枠の不足が指摘されており、一定の需要は存在していることから、このまま推移すると見込んでいます。 要支援認定者にあっては、上記の方針のとおり介護予防通所相当サービスとの併用が見込まれることから、利用者数、利用回数とも第8期よりも増加すると見込んでいます。

第2章 各論

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数 (人／年)	介護予防サービス	348	343	334	361	480	480	480
	介護サービス	751	733	619	628	612	612	612
	計	1,099	1,076	953	989	1,092	1,092	1,092
利用回数 (回／年)	介護予防サービス	1,743	1,742	1,707	2,084	2,554	2,554	2,554
	介護サービス	4,874	4,489	3,723	3,875	3,893	3,893	3,893
	計	6,617	6,231	5,430	5,959	6,447	6,447	6,447

⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

■サービスの概要	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などが、要介護者等を短期間入所させて、入浴・排せつ・食事などの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練を提供し、利用者の心身の機能維持と家族の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスです。
■現 状	町内には1つの事業所があり、短期入所生活介護を利用する目的として20床のベッド数で運営しています。 利用者数はおおむね横ばいで推移しています。 令和5年9月現在の利用者は37人と、居宅サービス利用者446人の約8.29%が利用しています。 利用者の介護度の構成は、要介護1から要介護5までの幅広い層となっています。 また、介護老人福祉施設の空床ベッドを短期入所生活介護として利用できます。
■課 題	世帯構成の変化により、サービスの需要が増加している状況にあり、2週間以上の長い期間を利用する人は全体の約32%を占めている状況です。
■今後の方針	●限られたサービス提供体制において可能な限りのサービスの受け入れを確保するため、介護保険事業所と情報交換し、効率的なサービスの提供に努めます。 ●事業者が実施するサービス担当者会議やモニタリング等に加えて、事業者・利用者へのヒアリングなどにより連携強化や適切なサービス提供を図ります。
■サービス量の 見込み	施設入所待ち被保険者の町外施設への入所が進むなど、令和5年度に利用者数・回数ともに減少しました。本計画期間でも状況に変化がないことが見込まれることから、サービス量は令和5年度とほぼ同じサービス量で推移すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数 (人/年)	介護予防サービス	4	1	5	15	12	12	12
	介護サービス	531	553	534	467	468	468	468
	計	535	554	539	482	480	480	480
利用回数 (回/年)	介護予防サービス	17	3	33	71	57	57	57
	介護サービス	6,297	6,973	7,005	6,410	6,674	6,674	6,674
	計	6,314	6,976	7,038	6,481	6,731	6,731	6,731

第2章 各論

⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

■サービスの概要	介護老人保健施設等が、要介護者等を短期間入所させて看護、医学的な管理の下での介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話を提供し、利用者の心身の機能維持と家族の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスです。
■現 状	特定の利用者が長期的に利用していることにより、令和4年度、5年度に利用回数が増加しました。 町内では介護老人保健施設ここみ（23床）の空床時に利用できます。
■課 題	専用施設はなく、主に介護老人保健施設の空床時に利用するサービスのため、安定的にサービスを提供できない状況となっています。 また、医師の診療方針を踏まえてサービスを提供する必要があるため、福祉と医療が連携していくことが必要です。
■今後の方針	●介護保険事業所と情報交換し、効率的なサービスの提供に努めるとともに介護老人保健施設を有効に活用していきます。 ●事業者が実施するサービス担当者会議やモニタリング等に加えて、事業者・利用者へのヒアリングなどにより連携強化や適切なサービス提供を図ります。
■サービス量の 見込み	長期間の利用が見込まれる利用者が2人／月いることから、本計画機関では3人／月の利用があるものとして見込みます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数 (人／年)	介護予防サービス	0	0	22	0	0	0	0
	介護サービス	3	11	1	21	36	36	36
	計	3	11	23	21	36	36	36
利用回数 (回／年)	介護予防サービス	0	0	3	0	0	0	0
	介護サービス	41	126	269	502	408	408	408
	計	41	126	272	502	408	408	408

⑩福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

■サービスの概要	要介護者等が、居宅で能力に応じ自立した日常生活を送れるよう、適切な福祉用具の選定の援助等を行い貸与することで、日常生活上の便宜を図るとともに、介護者の負担軽減を図るサービスです。
■現 状	利用者数はおおむね横ばいの傾向にあり、令和5年9月現在の利用者は238人と、居宅サービス利用者446人の約53.36%の利用となっています。 利用者の介護度に関わらず、幅広く利用されています。 町内に福祉用具貸与事業者はなく、町外の事業者がサービスを提供しています。
■課 題	利用内容については、手すり、特殊寝台付属品、歩行器の貸与が多くを占めています。 軽度者（要支援1・2、要介護1）の車いす等の貸与について、保険給付対象外のため、本人の状況に基づき適切に必要な人への貸与ができるよう医療・介護における連携が必要です。
■今後の方針	●町民に対して、福祉用具を理解することができるよう普及啓発を図ります。 ●軽度者の福祉用具の取扱いについて、医学的所見に基づきながら、ケアプラン等を確認し、妥当性・適合性を精査します。 ●事業者が実施するサービス担当者会議やモニタリング等に加えて、事業者・利用者へのヒアリングなどにより連携強化や適切なサービス提供を図ります。
■サービス量の 見込み	数年間の推移から、サービス量は一定のサービス量の横ばいで推移すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人／年)	介護予防サービス	638	700	699	684	684	684	684
	介護サービス	2,005	2,119	2,071	2,176	2,196	2,196	2,196
	計	2,643	2,819	2,770	2,860	2,880	2,880	2,880

第2章 各論

⑪特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売

■サービスの概要	「腰掛便座」、「入浴補助用具」など福祉用具貸与になじまない排せつや入浴に使用する特定福祉用具の購入費の支給が受けられるサービスです。
■現 状	利用は月によってばらつきがあり、年間延人数でみると令和4年度では39人となっています。 利用者の介護度の構成は、要支援1・2から要介護3までの要介護者の割合が高くなっています。 また、購入される福祉用具の品目では、シャワーベンチ、浴槽手すりなど入浴時に使用される用具が最も多く、次いでポータブルトイレなどの用具が多くなっています。
■課 題	利用者の身体状況や住まいの状況に応じて、福祉用具を適切に活用する必要があります。 また、個々の状況に適した福祉用具の選定が重要なため、介護支援専門員や福祉用具専門相談員の支援が必要となっています。
■今後の方針	●心身の変化に応じた福祉用具の購入につながるよう、介護支援専門員、福祉用具専門相談員などと連携を図りながら支援します。 ●事業者が実施するサービス担当者会議やモニタリング等に加えて、事業者・利用者へのヒアリングなどにより連携強化や適切なサービス提供を図ります。 ●また、本計画期間から新たに福祉用具貸与と販売の選択制に移行する品目もあり、制度の円滑な運用を進めます。
■サービス量の 見込み	年度によって増減のあるサービスとなっていますが、一定のサービス見込みがあり、サービス量は一定のサービス量の横ばいで推移すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数 (人／年)	介護予防サービス	8	18	11	5	10	10	10
	介護サービス	46	36	28	44	40	40	40
	計	54	54	39	49	50	50	50

⑫住宅改修・介護予防住宅改修

■サービスの概要	「手すりの取付け」、「段差の解消」、「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更」などを行った場合の費用について、支給限度基準額（20万円）の7割～9割相当分の支給が受けられるサービスです。
■現 状	利用は月によってばらつきがあります。 年間延人数でみると令和4年度では38人となっています。 利用者の介護度の構成は、要支援1・2から要介護1までの軽度の要介護者の割合が高くなっています。 また、住宅改修の内容は手すりの設置が最も多く、次いで段差の解消が多くなっています。
■課 題	在宅介護の環境整備の推進という視点に立ち、利用者の身体状況や住まいの状況に応じて適切に改修が行われる必要があります。 また、給付対象となる改修が限定されていること、改修費用の上限があることなど、制度の周知に努める必要があります。
■今後の方針	●利用者にとってより良い住環境になるよう介護支援専門員と改修業者が連携し、身体の状態に合わせた改修を行います。 ●事業者が実施するサービス担当者会議やモニタリング等に加えて、事業者・利用者へのヒアリングなどにより連携強化や適切なサービス提供を図ります。
■サービス量の 見込み	年度によって増減のあるサービスとなっていますが、一定のサービス見込みがあり、サービス量は一定のサービス量の横ばいで推移すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数 (人／年)	介護予防サービス	20	24	16	10	15	15	15
	介護サービス	33	27	22	41	36	36	36
	計	53	51	38	51	51	51	51

第2章 各論

⑬特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

■サービスの概要	特定施設入居者生活介護は、特定施設（有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム）において、入居する要介護者等に対し、特定施設サービス計画に基づいて入浴、排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を行い、施設で能力に応じた自立した生活を提供するサービスです。
■現 状	町内に特定施設はなく、町外で運営している事業者の施設を利用しています。 特定施設は、幅広い介護度の人が利用しており、令和5年9月現在では23人の利用となっています。 要介護者はおおむね横ばいで推移していますが、要支援者が増加傾向にあります。
■課 題	町外での施設整備が進み、施設サービスを希望する人のうち、介護老人福祉施設等の入所を待機している人や町外に住む家族の近郊にある施設に移り住んでいることで、一定の需要がある状況となっています。 住所地特例の対象者が多いため、サービスを必要とする利用者の把握と情報収集に努め、適切なサービス提供を確認する必要があります。
■今後の方針	●事業者が実施するサービス担当者会議やモニタリング等に加えて、事業者・利用者へのヒアリングなどにより連携強化や適切なサービス提供を図ります。 ●住所地特例の対象者の場合は、転居先の保険者と連携強化し、サービスを受ける利用者の把握に努めます。
■サービス量の 見込み	町内に新規事業所はなく、町外の事業所のみの利用と考えられますが、一定の需要があることから、サービス量はおおむね横ばいで推移すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数 (人／年)	介護予防サービス	39	44	48	36	40	40	40
	介護サービス	248	268	242	251	252	252	252
	計	287	312	290	287	292	292	292

⑭ 居宅介護支援・介護予防支援

■サービスの概要	居宅介護支援は、要介護者が居宅サービスや地域密着型サービス（施設サービスを除く）を利用する際に、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成やサービス提供事業者との連絡調整などを支援するサービスです。 介護予防支援は、要支援者が介護予防給付や地域密着型介護予防サービス等を利用する際に、介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）の作成やサービス提供事業者との連絡調整などを支援するサービスです。
■現 状	町内にある居宅介護支援事業所は4か所で、12人の介護支援専門員で対応しており、介護予防支援は地域包括支援センターに介護支援専門員等を配置し、一部委託しながら対応しています。 利用者数は、おおむね横ばいで推移しており、令和5年9月現在における居宅介護支援は294人、介護予防支援は76人となっています。 介護予防支援のうち、介護予防訪問介護と介護予防通所介護に限定して行う介護予防サービス計画は、平成29年4月から総合事業の介護予防ケアマネジメントへ移行しています。
■課 題	介護支援専門員は、介護サービスやインフォーマルサービス等の調整役として重要な役割を果たしています。 自立支援重度化防止の視点に立ったケアマネジメント支援が重要となっています。 また、支援の困難性が高い対象者が増加している中で、多職種・多機関との連携を図る必要があります。
■今後の方針	●各種研修会への参加の推進や、事業者へのヒアリングなどを通じて、事業者間の連携強化や適切なサービス提供を図ります。 ●地域包括支援センターが行う連絡会議や地域ケア会議などで、介護支援専門員への情報提供と事業者間の相互協力や連携を図り、利用者が安心して利用できる環境を整えます。
■サービス量の 見込み	居宅介護支援は、要介護認定者が微増していくことから、サービス量も微増で推移すると見込んでいます。 居宅介護予防支援は、今後、総合事業である介護予防通所相当サービスと介護予防通所リハビリテーションを地域の実情、個別事情に応じて併用していくことに伴い、これまで介護予防ケアマネジメントの対象だった人が介護予防支援の対象となるため、増加を見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数 (人／年)	介護予防サービス	919	962	948	911	1,044	1,056	1,044
	介護サービス	3,424	3,463	3,429	3,524	3,528	3,552	3,576
	計	4,343	4,425	4,377	4,435	4,572	4,608	4,620

第2章 各論

(2) 地域密着型サービス量の見込み

地域密着型サービスは、認知症や要介護の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けることを支援する観点から、原則として、その市町村に住む被保険者のみが利用できるサービスとなっています。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

■サービスの概要	定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、重度者をはじめとした要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。
■現 状	町内でサービスを提供する事業所はなく、町外における利用が主体です。 令和元年10月から定期的にサービスを利用しています。 令和5年9月現在の利用者は2人となっています。
■課 題	町内に事業所はなく、計画期間内において新規事業所の開設は予定されていないことから、町外のサービス状況を注視していく必要があります。
■今後の方針	●事業者が実施するサービス担当者会議やモニタリング等に加えて、事業者・利用者へのヒアリングなどにより連携強化や適切なサービス提供を図ります。
■サービス量の見込み	町外のサービスに限定されており、サービス量については令和5年11月時点の利用者2名の横ばいで推移すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/年)	介護サービス	13	32	24	34	24	24	24
	計	13	32	24	34	24	24	24

②地域密着型通所介護（小規模デイサービス）

■サービスの概要	利用定員 18 人以下の小規模の老人デイサービスセンターなどに通ってもらい（送迎し）、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の世話や生活機能訓練などを提供し、利用者の心身機能の維持向上と、利用者家族の負担の軽減を図るサービスです。
■現 状	町内でサービスを提供する事業所はなく、町外における利用は令和5年9月現在 6 人となっています。
■課 題	町内に事業所はなく、計画期間内において新規事業所の開設は予定されていないことから、町外のサービス状況を注視していく必要があります。
■今後の方針	●事業者が実施するサービス担当者会議やモニタリング等に加えて、事業者・利用者へのヒアリングなどにより連携強化や適切なサービス提供を図ります。
■サービス量の 見込み	町外のサービスに限定されており、サービス量については令和5年10月時点の利用者6名の横ばいで推移すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数 (人／年)	介護サービス	35	42	53	69	72	72	72
	計	35	42	53	69	72	72	72
利用回数 (回／年)	介護サービス	276	318	345	460	509	509	509
	計	276	318	345	460	509	509	509

第2章 各論

③認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

■サービスの概要	認知症の利用者に対し、デイサービスセンター等に通ってもらい（送迎し）、認知症状態にある利用者一人ひとりの人格を尊重し、入浴、排せつ、食事などの介護、日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。 認知症の特性に配慮したサービスであるため、一般の通所介護と一体的な形では実施できないサービスです。
■現 状	町内では、2つの事業所が認知症対応型共同生活介護事業所（認知症グループホーム）の共用型として、居間や食堂等を活用し、施設の利用者とともに認知症対応型通所介護を提供しています。 定員は1つの事業所が原則として1日6人、もう1つの事業所が1日3人としています。
■課 題	認知症の人が増加しており、認知症状の緩和や家族介護の負担軽減対策も必要であることから、その他の居宅介護サービスと連携して対応する必要があります。
■今後の方針	●事業者が実施するサービス担当者会議やモニタリング等に加えて、事業者・利用者へのヒアリングなどにより連携強化や適切なサービス提供を図ります。 ●認知症の程度によって異なるサービスのニーズを適切に把握した上で、サービスの供給体制の確保に努めます。
■サービス量の 見込み	現状における定員制限内の利用に限られ、サービス量についてはおおむね横ばいで推移すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数 (人／年)	介護予防サービス	0	0	0	0	0	0	0
	介護サービス	30	52	51	41	48	48	48
	計	30	52	51	41	48	48	48
利用回数 (回／年)	介護予防サービス	0	0	0	0	0	0	0
	介護サービス	476	600	941	657	818	818	818
	計	476	600	941	657	818	818	818

④小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

■サービスの概要	登録された利用者を対象に、「通い」を中心として、利用者の心身の状況、その置かれている環境や希望に応じて、「随時訪問」や「宿泊」を組み合わせるサービスを提供し、在宅での生活継続を支援するサービスです。
■現 状	町内でサービスを提供する事業所はなく、町外における利用は令和5年9月現在 2 人となっています。
■課 題	町内に事業所はなく、今回の計画期間内において新規事業所の開設は予定されていないことから、町外のサービス状況を注視していく必要があります。
■今後の方針	●地域密着型サービスの適正な運営について、地域密着型サービス運営委員会による検討・協議を踏まえて対応を図ります。 ●事業者が実施するサービス担当者会議やモニタリング等に加えて、事業者・利用者へのヒアリングなどにより連携強化や適切なサービス提供を図ります。
■サービス量の 見込み	町外のサービスに限定されているため、サービス量については横ばいで推移すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数 (人／年)	介護予防サービス	0	0	0	0	0	0	0
	介護サービス	17	5	21	24	24	24	24
	計	17	5	21	24	24	24	24

第2章 各論

⑤認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

■サービスの概要	認知症の状態にある利用者に対し、共同生活を営むべき住居（グループホーム）において、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を提供するサービスです。
■現 状	町内に事業所が2か所あり、ユニット方式の居住形態で1ユニット9人、4ユニット計 36 人が共同生活しています。 令和5年9月現在の利用者は 36 人と満床となっています。
■課 題	認知症高齢者の増加が予測され、既存施設との連携が必要です。 また、地域密着型サービスは町が指定・監督権限を有することから、適正なサービス運営について継続した指導が必要です。
■今後の方針	●事業者が実施するサービス担当者会議やモニタリング等に加えて、事業者・利用者へのヒアリングなどにより連携強化や適切なサービス提供を図ります。 ●地域密着型サービスの適正な運営について、地域密着型サービス運営委員会による検討・協議を踏まえて対応を図ります。 ●事業所が定期的に行う地域密着型運営推進会議を通じて、運営状況の確認や事業所との意見交換を行います。
■サービス量の 見込み	新規事業所の開設はなく、満床の状況であるため、サービス量は横ばいで推移すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数 (人／年)	介護予防サービス	0	0	0	0	0	0	0
	介護サービス	436	437	436	435	440	440	440
	計	436	437	436	435	440	440	440

⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

■サービスの概要	原則要介護3以上の要介護者を対象とした定員が29人以下の特別養護老人ホームで、入浴や排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を行うサービスです。
■現 状	特別養護老人ホーム心和園のユニット部分 18床 が、平成26年4月に地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護として指定されました。 利用者は、令和5年9月現在で 16 人となっています。
■課 題	重度化する利用者のケアの体制に重点を置き、利用者が安心して生活できるようサービスの質の向上を図る必要があります。 また、地域密着型サービスは町が指定・監督権限を有することから、適正なサービス運営について継続した指導が必要です。
■今後の方針	●管内での施設の増床予定はあるものの、町内における施設待機者の解消は見込めない現状を踏まえ、入所判定を適切に実施できるよう、施設と連携を図ります。 ●事業者が実施するサービス担当者会議やモニタリング等に加えて、介護サービス相談員事業などにより連携強化や適切なサービス提供を図ります。 ●地域密着型サービスの適正な運営について、地域密着型サービス運営委員会による検討・協議を踏まえて対応を図ります。 ●事業所が定期的に関催する地域密着型運営推進会議を通じて、運営状況の確認や事業所との意見交換を行います。
■サービス量の 見込み	町内施設での利用は満床の状況にあり、利用者は横ばいで推移すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数 (人／年)	介護サービス	217	212	211	217	216	216	216
	計	217	212	211	217	216	216	216

(3) 施設サービス量の見込み

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

■サービスの概要	原則要介護3以上の要介護者を対象とし、居宅で適切な介護を受けることが困難な要介護者が入所する施設で、入浴・排せつ・食事などの介護、その他日常生活上の世話、機能訓練などを受けられるサービスです。
■現 状	町内には、町立特別養護老人ホーム心和園（多床室50床）があり、一時的な入院や退所などにより空床になる場合がありますが、ほぼ満床状態となっています。そのため、町外施設の入所が増加しています。 利用者は、町外の施設入所者を併せて令和5年9月現在で57人となっています。 利用者の介護度の構成は、要介護4・5の要介護者の割合が73.68%と高くなっており、利用者の重度化が進んでいます。
■課 題	入所申込者は多く、町立特別養護老人ホーム心和園の入居待機者は令和5年9月1日現在で65人に上りますが、令和2年の入居待機者82人と比較すると、減少傾向となっています。 また、新規入所者は、原則として要介護3以上に限定されていますが、虐待などの困難事例に対応するため、国の指針に基づき、町の適切な関与のもと、要介護1・2の人でも必要に応じ、入所できるよう適切に対応する必要があります。
■今後の方針	●町内での施設の増床予定は無く、町内における施設待機者の解消は見込めない現状を踏まえ、入所判定を適切に実施できるよう、施設と連携を図ります。 ●事業者が実施するサービス担当者会議やモニタリング等に加えて、介護サービス相談員事業などにより連携強化や適切なサービス提供を図ります。
■サービス量の見込み	町内施設の利用者数は満床のため一定数で推移しますが、一人暮らし高齢者の世帯割合の増加などを背景に、町外施設の利用者数の増加により、サービス量は増加すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/年)	介護サービス	645	667	678	697	708	732	756
	計	645	667	678	697	708	732	756

②介護老人保健施設

■サービスの概要	症状が安定した状態の要介護者に対し、在宅復帰を目的として入所する施設で、看護、医学的な管理のもとでの介護、機能訓練等の必要な医療、その他日常生活上の世話などを受けられるサービスです。
■現 状	町内には、老人保健施設ここみ（23床）があり、一時的な入院や退所などにより空床になる場合はありながらも、ほぼ満床状態となっています。そのため、町外施設の利用者が増加しています。 利用者は、町外の施設入所者を併せて令和5年9月現在で31人となっています。 また、利用者の介護度の構成は比較的、要介護4・5の利用者が多くなっており、入院先の病院からそのまま入所する場合があります。
■課 題	施設入所の申込が多く、入所の待機者が多い状況となっています。また、施設入所希望者の状況や各施設の空床状況などを把握し、適切な情報提供や相談業務を行っていく必要があります。
■今後の方針	●入所希望者の状況の把握や空床状況などの情報提供に努めます。 ●事業者が実施するサービス担当者会議やモニタリング等に加えて、介護サービス相談員事業などにより施設・医療との連携強化や適切なサービス提供を図ります。
■サービス量の 見込み	町内施設の利用者数は満床のため一定数で推移しますが、一人暮らし高齢者の世帯割合の増加などを背景に、町外施設の利用者数の増加により、サービス量は増加すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数 (人／年)	介護サービス	349	354	392	374	396	408	432
	計	349	354	392	374	396	408	432

第2章 各論

③介護医療院

■サービスの概要	長期の療養が必要な要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話をを行うことを目的とした施設サービスです。
■現 状	町内でサービスを提供する施設はなく、町外における利用が主体で、令和2年8月から施設サービスの実績があります。 令和5年9月現在の利用者は 1 人となっています。
■課 題	町内に施設はなく、計画期間内において新規施設の開所は予定されていないことから、町外の施設サービス状況を注視していく必要があります。
■今後の方針	●サービス担当者会議やモニタリング等を通じて、事業者間の連携強化や情報提供などにより、福祉と医療の連携強化や情報提供に努めます。 ●転居先の保険者と連携を強化し、サービスを受ける利用者の把握に努めます。
■サービス量の 見込み	町外のサービスに限定されているため、サービス量については横ばいで推移すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数 (人／年)	介護サービス	7	12	12	12	12	12	12
	計	7	12	12	12	12	12	12

(4) 必要利用定員総数

①地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

町内における事業所は、1事業所2ユニット18人であり、本計画期間中に新たな整備はないため2ユニット18人の推移とします。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
整備数（回）	－	－	－	－	－	－	－
必要利用定員総数（人）	18	18	18	18	18	18	18

②地域密着型特定施設入居者生活介護

町内における事業所はなく、本計画期間中の新たな整備はない状況です。

③認知症対応型共同生活介護

町内における事業所は、2施設の4ユニット36人であり、本計画期間中に新たな整備はないため4ユニット36人の推移とします。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
整備数（回）	－	－	－	－	－	－	－
必要利用定員総数（人）	36	36	36	36	36	36	36

(5) 保健福祉事業

①介護保険法による保健福祉事業

介護保険法第115条の49の規定に基づき、第1号保険料を財源として、被保険者全体や家族等を対象とした保健福祉事業が実施できます。

保健福祉事業において、紙オムツなどの要介護者介護用品給付事業や地域支援事業（総合事業）の一般介護予防事業とも連動し、貯筋健診事業を実施するなど高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた事業の展開を進めます。保健福祉事業の推進にあたっては、「保険者機能強化推進交付金」を活用し、展開していきます。

介護保険法（保健福祉事業）

第百十五條の四十九 市町村は、地域支援事業のほか、要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業、被保険者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業、指定居宅サービス及び指定居宅介護支援の事業並びに介護保険施設の運営その他の保険給付のために必要な事業、被保険者が利用する介護給付等対象サービスのための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。

第2章 各論

3. 介護保険サービス事業費の見込み

(1) 標準給付費の見込み

介護サービス事業費は、個別に設定した各種サービス量の見込みに介護報酬単価及び給付実績などを踏まえ、給付率などを勘案して算定しています。

①介護給付費の見込み

(単位：千円)

サービス区分	現状			見込み			
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅サービス							
訪問介護	112,303	95,138	88,151	83,038	91,587	91,703	91,703
訪問入浴介護	1,634	3,317	1,524	1,340	1,344	1,346	1,346
訪問看護	8,418	6,274	5,961	4,803	5,352	5,359	5,359
訪問リハビリテーション	7,688	8,860	10,709	11,768	11,407	11,422	11,422
居宅療養管理指導	2,193	2,619	2,850	3,337	3,567	3,523	3,521
通所介護	85,956	87,258	80,027	80,839	83,037	83,142	83,142
通所リハビリテーション	25,697	24,953	19,440	19,842	20,008	20,033	20,033
短期入所生活介護	49,604	55,559	54,523	48,159	51,312	51,376	51,376
短期入所療養介護	475	1,436	2,926	4,355	4,641	4,647	4,647
福祉用具貸与	22,636	24,272	24,784	26,437	26,666	26,666	26,666
特定福祉用具販売	1,658	1,336	1,011	1,682	1,313	1,313	1,313
住宅改修	3,148	2,644	2,502	3,911	2,575	2,575	2,575
特定施設入居者生活介護	43,901	47,645	43,292	46,297	47,993	48,054	48,054
居宅介護支援	48,179	53,649	53,151	54,623	56,806	57,288	57,704
地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	1,022	3,849	2,518	3,771	2,594	2,598	2,598
地域密着型通所介護	2,070	2,515	2,807	3,611	4,221	4,226	4,226
認知症対応型通所介護	2,754	3,529	3,584	4,053	5,775	5,783	5,783
小規模多機能型居宅介護	2,601	521	3,787	5,770	5,922	5,929	5,929
認知症対応型共同生活介護	117,476	117,816	117,149	118,438	128,797	128,960	128,960
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	56,052	55,113	56,605	59,376	59,190	59,265	59,265
施設サービス							
介護老人福祉施設	155,379	161,140	166,064	174,241	185,109	191,039	196,735
介護老人保健施設	86,064	91,893	100,973	97,606	104,607	108,196	114,726
介護医療院	2,730	4,970	5,032	4,814	5,223	5,230	5,230
合 計	839,638	856,306	849,370	862,111	909,046	919,673	932,313

②予防給付費の見込み

(単位：千円)

サービス区分	現状			見込み			
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護予防サービス							
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	986	210	394	404	404	404	404
介護予防訪問 リハビリテーション	651	1,334	1,612	1,366	1,432	1,433	1,433
介護予防居宅療養管理指導	80	62	0	21	0	0	0
介護予防通所 リハビリテーション	9,405	9,501	9,346	10,212	13,705	13,722	13,722
介護予防短期入所生活介護	101	16	164	427	296	296	296
介護予防短期入所療養介護	0	0	26	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	2,691	3,160	3,272	3,702	3,326	3,326	3,326
特定介護予防福祉用具販売	182	452	317	184	351	351	351
介護予防住宅改修	1,922	2,726	1,595	894	2,261	2,261	2,261
介護予防特定施設入居者 生活介護	1,942	2,270	2,636	2,066	2,395	2,398	2,398
介護予防支援	4,012	4,297	4,269	4,113	4,845	4,907	4,852
地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型 通所介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型 居宅介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型 共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0
合 計	21,972	24,028	23,631	23,389	29,015	29,098	29,043

第2章 各論

③その他のサービス事業費の見込み

(単位：千円)

区分	現状			見込み			
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
特定入所者介護サービス 費等給付額（財政影響調整 後）	44,010	41,069	40,167	40,202	41,395	41,862	42,281
特定入所者介護サービス 費等給付額	44,010	41,069	40,167	40,202	40,819	41,227	41,640
基準見直しに伴う財政影 響額	－	－	－	－	576	635	641
高額介護サービス費等 給付額（財政影響調整後）	21,403	21,421	22,593	22,838	23,727	24,205	24,657
高額介護サービス費等 給付額	21,403	21,421	22,593	22,838	23,340	23,775	24,219
基準見直しに伴う財政影 響額	－	－	－	－	387	430	438
高額医療合算 介護サービス費等給付額	2,606	2,478	2,649	3,906	4,052	4,133	4,216
算定対象審査支払手数料	879	908	905	914	911	920	925
合 計	68,898	65,876	66,314	67,860	70,085	71,120	72,079

④標準給付費の見込み

(単位：千円)

区分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	合計
標準給付費見込額	1,008,146	1,019,891	1,033,435	3,061,472
総給付費	938,061	948,771	961,356	2,848,188
特定入所者介護サービス費等給付額	41,395	41,862	42,281	125,538
高額介護サービス費等給付額	23,727	24,205	24,657	72,589
高額医療合算介護サービス費等給付額	4,052	4,133	4,216	12,401
算定対象審査支払手数料	911	920	925	2,756

(2) 地域支援事業費の見込み

(単位：千円)

区分	現状			見込み			
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域支援事業費	69,484	67,663	67,821	69,243	69,243	69,243	69,244
介護予防・日常生活 支援総合事業費 (旧介護予防事業)	22,308	20,137	20,749	21,955 (※1)	21,955 (※1)	21,955 (※1)	21,955 (※1)
包括的支援事業・ 任意事業費	19,805 (※1)	19,793 (※1)	19,718 (※1)	19,576 (※1)	19,576 (※1)	19,576 (※1)	19,576 (※1)
包括的支援事業 (社会保障充実分)	27,371	27,733	27,354	27,712	27,712	27,712	27,713

(※1)

支出(見込)額が政令上の上限を超えているため、政令上の上限額を記載している箇所を表す(地域支援事業では政令上の上限額を超えて事業を実施した場合、当該超えた額の全額を市町村の公費負担で賄うこととなる。従って、介護保険料を見込むための地域支援事業費の見込みにあっては、政令上の上限額まで見込めば十分であるため。)

4. 第1号被保険者の介護保険料

(1) 第1号被保険者の保険料算定までの流れ

第1号被保険者（65歳以上）の保険料は、標準給付費、地域支援事業費の合計額に応じて、以下の流れで算出されています。

① 第1号被保険者負担相当額の算出

本計画（令和6年度から令和8年度）の3年間の介護や予防に係る費用の総額のうち、第1号被保険者が負担する額（全体の23%）を求めています。

$$\begin{aligned} & (\text{標準給付費} + \text{地域支援事業費}) \times \text{第1号被保険者負担割合} (23\%) \\ & = \text{第1号被保険者負担相当額} \end{aligned}$$

② 保険料収納必要額の算出

介護保険制度全体の財政調整、安定運営のための「調整交付金」、保険料を財源として実施する保健福祉事業等の費用である「市町村特別給付費等」、さらに市町村が保険料軽減に利用できる「保険者機能強化推進交付金等」の要素を加味します。その後、介護保険料の引上げ幅を抑制するために「介護給付費準備基金」を取り崩す金額を差し引いた後、予定される介護保険料収納率で除することで、第1号被保険者がまかなうべき総額を算出しています。

$$\begin{aligned} & (\text{第1号被保険者負担相当額} + \text{調整交付金相当額} - \text{調整交付金見込額} \\ & + \text{市町村特別給付費等} - \text{保険者機能強化推進交付金等} \\ & - \text{介護給付費準備基金取崩額}) \div \text{予定保険料収納率} (0.990) \\ & = \text{保険料収納必要額} \end{aligned}$$

③ 保険料基準額（年額）の算出

第1号被保険者1人あたりの平均保険料（年額）を求めています。

$$\begin{aligned} & \text{保険料収納必要額} \div \text{令和6～8年度の第1号被保険者数の計} \\ & (\text{所得段階別加入割合補正後}) \\ & = \text{保険料基準額} (\text{年額}) \end{aligned}$$

④ 保険料基準額（月額）の算出

第1号被保険者1人あたりの平均保険料（月額）を求めています。

$$\begin{aligned} & \text{保険料基準額} (\text{年額}) \div 12\text{月} \\ & = \text{第1号被保険者1人あたりの平均保険料} (\text{月額}) \end{aligned}$$

(2) 保険料収納必要額の算定

本計画期間における保険料収納必要額は、次のとおり算定されています。

第1号被保険者（65歳以上）の負担割合は、第8期計画期間（令和3～5年度）においては23%でしたが、第9期介護保険事業計画期間（令和6～8年度）においても23%となります。

●保険料収納必要額の算定

（単位：千円）

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
標準給付見込額	A	1,008,146	1,019,891	1,033,435	3,061,472
地域支援事業見込額	B	69,243	69,243	69,244	207,730
第1号被保険者負担分 (= (A + B) × 23%)	C	247,799	250,501	253,617	751,917
調整交付金相当額	D	51,505	52,092	52,770	156,367
調整交付金見込額	E	78,542	79,437	80,468	238,447
市町村特別給付費等	F	1,400	1,400	1,400	4,200
保険者機能強化推進交付金等	G				6,000
介護給付費準備基金取崩額	H				53,200
保険料収納必要額 (= C - (E - D) + F - G - H)					614,837

(3) 第9期介護保険料（保険料基準月額）

第9期介護保険事業計画期間における保険料基準額は、次のとおり算定されています。

保険料収納必要額	保険料収納率見込み	所得段階別加入者割合 補正後被保険者数	月数
614,837千円	÷ 99.00%	÷ 9,048人	÷ 12月

基準保険料「月額」	▶ ▶ ▶ ▶	5,720円／月
基準保険料「年額」	▶ ▶ ▶ ▶	68,640円／年

この基準保険料は所得段階別の保険料では「第5段階」となります。

第2章 各論

(4) 所得段階別の介護保険料

第8期から第9期にかけて国の標準保険料段階が9段階から13段階へ多段階化されたため、厚岸町の保険料段階も、第8期の11段階から15段階へとさらに多段階化します。

低所得者（第1～第3段階）の保険料負担の軽減については、継続して公費（国・道・町）を投入し、保険料負担の軽減を図ります。

●所得段階別保険料

	段階	対象者		基準額に対する割合	保険料	
					月額	年額
非課税世帯	第1段階	・高齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税 ・生活保護受給者 ・世帯全員が町民税非課税で、所得指標となる額(注2)が80万円以下		0.47 (0.30)	2,688円 (1,716円)	32,260円 (20,592円)
	第2段階	世帯全員が町民税非課税で、所得指標となる額(注2)が	80万円を超え、120万円以下	0.69 (0.49)	3,946円 (2,802円)	47,361円 (33,633円)
	第3段階		120万円を超える	0.740 (0.735)	4,232円 (4,204円)	50,793円 (50,450円)
課税世帯	第4段階	世帯内に町民税課税者がいるが本人は非課税で、所得指標となる額(注2)が	80万円以下	0.90	5,148円	61,776円
	第5段階		80万円を超える	1.00	5,720円	68,640円
	第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額(注1)が	120万円未満	1.20	6,864円	82,368円
	第7段階		120万円以上210万円未満	1.30	7,436円	89,232円
	第8段階		210万円以上250万円未満	1.45	8,294円	99,528円
	第9段階		250万円以上320万円未満	1.50	8,580円	102,960円
	第10段階		320万円以上370万円未満	1.65	9,438円	113,256円
	第11段階		370万円以上420万円未満	1.70	9,724円	116,688円
	第12段階		420万円以上520万円未満	1.80	10,296円	123,552円
	第13段階		520万円以上620万円未満	1.90	10,868円	130,416円
	第14段階		620万円以上720万円未満	2.00	11,440円	137,280円
	第15段階		720万円以上の人	2.10	12,012円	144,144円

※注：()は公費による保険料軽減後の保険料額

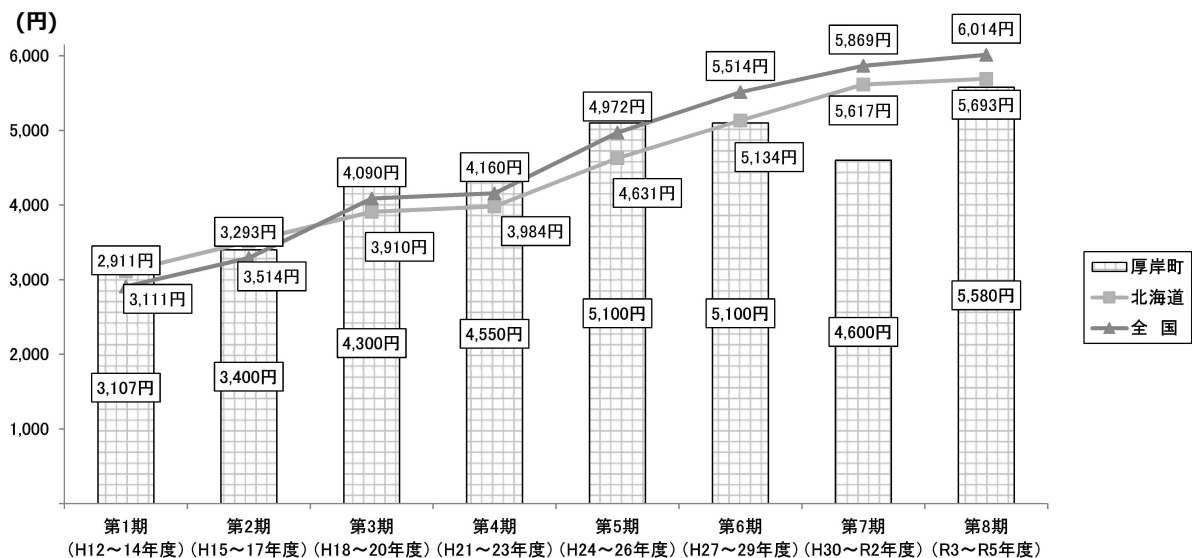
※注：条例第2条第5項で、保険料決定の際に10円未満は切り捨てると規定している

※(注1)合計所得金額 ～ 地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額から長・短期譲渡所得等に係る特別控除額などを控除した額

※(注2)所得指標となる額 ～ 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計から公的年金等に係る雑所得などを控除した額

第2章 各論

(5) 厚岸町・北海道・全国における保険料基準額（第1号被保険者分）の推移



単位：円

	第1期 (H12～ 14年度)	第2期 (H15～ 17年度)	第3期 (H18～ 20年度)	第4期 (H21～ 23年度)	第5期 (H24～ 26年度)	第6期 (H27～ 29年度)	第7期 (H30～ R2年度)	第8期 (R3～ 5年度)
厚岸町	3,107	3,400	4,300	4,550	5,100	5,100	4,600	5,580
北海道	3,111	3,514	3,910	3,984	4,631	5,134	5,617	5,693
全国	2,911	3,293	4,090	4,160	4,972	5,514	5,869	6,014

※全国、北海道の介護保険料は、国、北海道の公表資料による

※全国、北海道の介護保険料は、保険者ごとの保険料基準額の加重平均

第3節 計画の推進について

1. 計画推進への取組及び推進に必要な事項

本計画の円滑な実施と進捗管理を行うため、次の取組を進めます。

(1) 計画推進に向けた全体の取組

本計画の推進にあたっては、国や北海道、関係機関等との連携を図るとともに、住民、サービス事業所、関係団体の協力が不可欠であることから、広く本計画の周知を図り、それぞれの役割を担いながら、一体となって施策の展開を進めていきます。

また、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムを深化・推進していくために、関連する施策の横断的な展開が必要であり、庁内関係部署と連携を図っていきます。

(2) 情報周知と住民ニーズの把握

高齢者保健福祉施策や介護保険制度の理解が深まるよう、本計画書を公表するとともに、町の広報媒体を通じて住民に分かりやすい情報の提供に努めていきます。

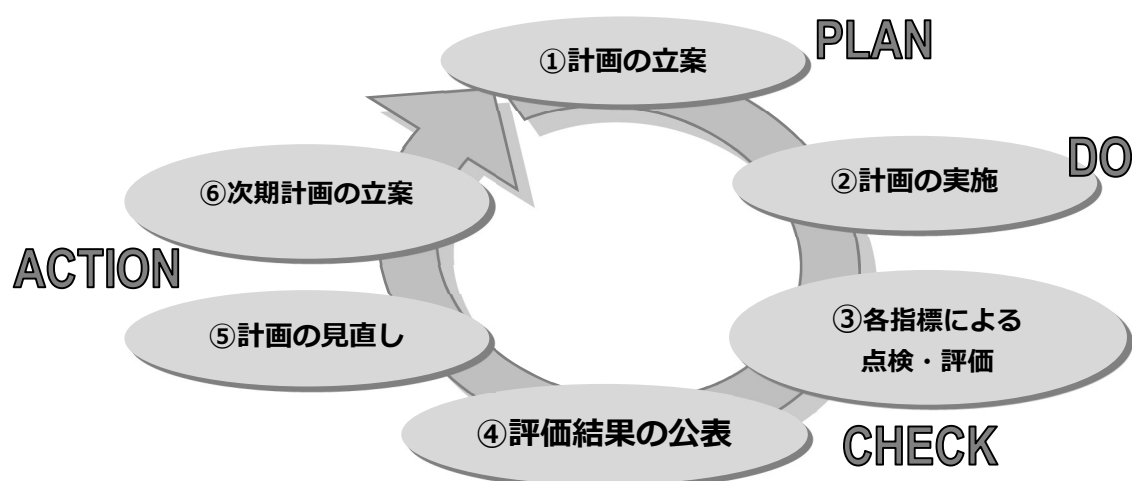
また、サービス等の必要な人に適切な情報が伝わるよう、総合相談窓口がある地域包括支援センター、民生委員、社会福祉協議会と協同して広報・啓発活動に努めていきます。

住民ニーズの把握にあたっては、各種相談、関係機関等との連携、実態調査などを通じて地域住民のニーズや課題の把握に努めていきます。

(3) 計画の推進管理と点検・評価

本計画は、各種サービスの見込量を基礎としており、次期計画に向けた評価点検を継続していく必要があります。そのため、厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会を中心に、評価点検を行い次期計画に反映させることに留意します。

本計画の推進管理については、その実施状況の把握や評価点検等をPDCAサイクルにより行い、計画全体の進行管理を図ります。



資料編

○第9期厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定経過

日 程	内 容
令和4年11月15日	令和4年度第1回厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会 ○ 第9期厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について（概要説明、アンケート内容について）
令和5年12月～1月	○ 高齢者生活実態調査（介護予防・日常生活圏域二エズ調査） ○ 在宅介護実態調査
令和5年7月	令和5年度第1回厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会 ○ 第9期厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について ・介護保険法改正の国動向について ・アンケート結果について ・事業進捗状況について ・介護保険策定部会の設置について
令和5年11月	○介護サービス等を提供する事業所及び設置法人調査
令和5年11月21日	○第1回高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定部会
令和5年12月21日	○第2回高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定部会
令和6年2月1日	○第3回高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定部会
令和6年2月5日～18日	○パブリックコメント実施
令和6年2月21日	令和5年度第4回厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会 ○9期厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について ・計画素案（案）第1章総論 ・計画素案（案）第2章各論第1節 ・計画素案（案）第2章各論第2節及び第3節 ・パブリックコメント等の結果について
令和6年2月26日	厚岸町議員協議会
令和6年3月29日	厚岸町政策会議

○厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会委員名簿

敬称略

	行政機関・団体等	所 属	職 名	氏 名	摘 要
1	町行政関係	厚 岸 町	副町長	石 塚 徹	
2		厚 岸 町 教 育 委 員 会	教育長	滝 川 敦 善	
3	保健医療関係	町 立 厚 岸 病 院	院 長	佐々木 暢 彦	
4		厚 岸 町 医 歯 会		福 田 英 樹	
5		医 療 法 人 社 団 田 中 医 院	事務長	伊 藤 彰 紀	
6	福祉団体等関係	厚 岸 町 社 会 福 祉 協 議 会	会 長	大 野 繁 嗣	
7		厚岸町民生委員児童委員協議会	会 長	江 幡 満	副委員長
8		厚 岸 町 自 治 会 連 合 会	副会長	濱 秀 利	
9		厚 岸 町 老 人 ク ラ ブ 連 合 会	会 長	奥 山 春 夫	
10		厚岸町女性団体連絡協議会	会 長	柿 崎 多佳子	委員長
11		難 病 連 厚 岸 浜 中 支 部	支部長	谷 口 弘	
12		連 合 北 海 道 厚 岸 地 区 連 合	会 長	榊 田 清 実	
13		身体障害者福祉協会厚岸町分会	会 長	安 達 由 圃	
14		厚 岸 町 手 を つ な ぐ 育 成 会	会 長	上 月 時 夫	
15		厚岸町コミュニケーション障害の会	事務局	室 崎 正 之	副委員長
16		厚 岸 町 消 費 者 協 会	副会長	葛 西 松 子	
17		厚 岸 町 商 工 会	事務局長	岩 崎 純 史	
計		委員17名			

○第9期厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定部会委員名簿

	氏 名	所 属	摘 要
1	江 幡 満	厚岸町民生委員児童委員協議会会長	部会長
2	室 崎 正 之	厚岸町コミュニケーション障害の会事務局	副部会長
3	滝 川 敦 善	厚岸町教育委員会教育長	
4	伊 藤 彰 紀	医療法人社団田中医院事務長	
5	大 野 繁 嗣	厚岸町社会福祉協議会会長	
6	葛 西 松 子	厚岸町消費者協会副会長	
7	濱 秀 利	厚岸町自治会連合会副会長	
8	奥 山 春 夫	厚岸町老人クラブ連合会会長	
9	柿 崎 多佳子	厚岸町女性団体連絡協議会会長	
10	石 塚 徹	厚岸町副町長	

○第9期厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定部会開催状況

区 分	開催日	内 容
第1回	令和5年11月21日	部会長・副部会長の選任について 計画骨子について 第9期計画素案総論
第2回	令和5年12月21日	計画策定に向けた事業所・法人アンケート結果等 第9期計画素案第各論第1節 その他計画策定に係る事項
第3回	令和6年2月1日	第9期計画素案第各論第1節【前回議事の続き】 第9期計画素案第各論第2節 その他計画策定に係る事項

第9期厚岸町高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画

令和6年3月

発		行	厚岸町
編		集	厚岸町保健福祉課
住		所	〒088-1119 厚岸郡厚岸町住の江1丁目2番地
電		話	0153-53-3333
F	A	X	0153-53-3077
U	R	L	https://www.akkeshi-town.jp
